

富士見市子どもがいる世帯の状況調査 報告書

平成 29 年3月
富士見市

目次

I	調査概要	1
1.	調査の実施概要	1
2.	生活困難層の定義	2
3.	定義での集計結果	4
4.	報告書を見るにあたっての注意点	5
II	結果概要	6
1.	宛名のお子さんについて	6
2.	あなた（記入者）のことについて	28
3.	お子さんの親について	36
4.	世帯の状況について	48
5.	市の支援について	65
III	結果まとめ	81
	お子さんの生活状況	81
	父親の状況について	82
	母親の状況について	82
	世帯の状況について	83
	生活水準（相対的はく奪）の状況について	84
	市の支援について	84
IV	関係機関・団体ヒアリング概要・結果まとめ	86
1.	生活困難な家庭や子どもの様子	86
2.	行っている支援	88
3.	団体の活動上の課題	89
4.	他機関との連携の状況	89
5.	必要な対策	90
V	関係機関・団体アンケート概要・結果まとめ	91
1.	生活困難な家庭や子どもの様子	91
2.	行っている支援	93
3.	他機関との連携の状況	94
4.	必要な対策	95

I 調査概要

1. 調査の実施概要

(1) 調査の目的

「子どものいる世帯の状況調査」は、すべての子どもが健やかに成長していけるよう必要な方策を検討し、子育てしやすい環境づくりと実効性の高い施策・支援が確実に届くよう整備計画を策定するため、市民の方にアンケート調査を実施しました。

(2) 実施概要

◇調査の名称：子どものいる世帯の状況調査

◇調査地域：富士見市全域

◇調査対象者：①0～22歳の子どもがいる世帯のうち、公的援助等を受けている世帯

(以下「公的援助世帯」という。)

公的援助等とは

1)生活保護受給者

2)就学援助受給者

3)児童扶養手当受給資格者(全額支給停止者含む)

4)年収360万円以下程度の幼稚園利用者

5)年収360万円以下程度の保育所利用者

※4)5)年収360万円理由：平成28年度多子・ひとり親世帯の保育料軽減所得基準

②0～22歳の子どもがいる一般世帯(上記公的援助世帯を除いた無作為抽出)

※22歳まで(平成6年4月2日以降の生まれ)を対象とすることについて

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では年齢に関する定義はないが、その考え方は子ども(20歳未満)が対象。一部施策は20歳以上の大学等在学者も対象としているため。

◇調査期間：平成28年7月26日～8月9日

◇調査方法：郵送配布・郵送回収

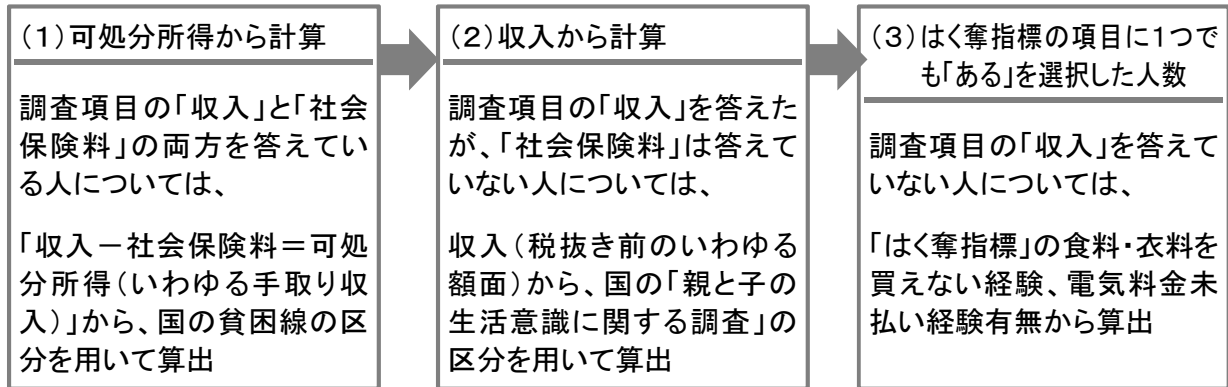
◇調査項目：比較分析をするため、①②は同一項目で実施した。

(3) 回収結果

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
①公的援助世帯	1,614件	816件	50.6%
②一般世帯	1,495件	888件	59.4%
合計	3,109件	1,704件	54.8%

2. 生活困難層の定義

「子どものいる世帯の状況調査」の結果から、下記の手順で、富士見市としての「生活困難層」を算出しました。この「生活困難層」は、あくまで本報告書の分析における定義となっています。



(1) 可処分所得（いわゆる手取り収入）から計算

調査項目の「収入」と「社会保険料」の両方を答えている人については、国の貧困線に合わせて、「収入－社会保険料＝可処分所得（いわゆる手取り収入）」から算出しています。

① 収入と社会保険料の各選択肢を、便宜的に中間の値で金額に置き換える

選択肢	収入		選択肢	社会保険料	
1	50万円未満	250,000	1	25万円未満	125,000
2	50～100万円未満	750,000	2	25～50万円未満	375,000
3	100～150万円未満	1,250,000	3	50～75万円未満	625,000
4	150～200万円未満	1,750,000	4	75～100万円未満	875,000
5	200～250万円未満	2,250,000	5	100～125万円未満	1,125,000
6	250～300万円未満	2,750,000	6	125～150万円未満	1,375,000
7	300～350万円未満	3,250,000	7	150～175万円未満	1,625,000
8	350～400万円未満	3,750,000	8	175～200万円未満	1,875,000
9	400～450万円未満	4,250,000	9	200～250万円未満	2,250,000
10	450～500万円未満	4,750,000	10	250～300万円未満	2,750,000
11	500～600万円未満	5,500,000	11	300～350万円未満	3,250,000
12	600～700万円未満	6,500,000	12	350～400万円未満	3,750,000
13	700～800万円未満	7,500,000	13	400～450万円未満	4,250,000
14	800～1,000万円未満	9,000,000	14	450～500万円未満	4,750,000
15	1,000万円以上	10,000,000	15	500万円以上	5,000,000

② 各回答者の、収入から社会保険料を引いた額で、大まかな可処分所得を出す

③ 各回答者の、世帯人数ごとに、国の示す可処分所得による貧困線に合わせて生活困難層を出す

世帯人数	可処分所得による貧困線
2人世帯	177万円
3人世帯	217万円
4人世帯	250万円
5人世帯	280万円
6人世帯	306万円
7人世帯	331万円
8人世帯	354万円

世帯人員	収入	社会保険料	A 可処分所得
4	選択肢 10	選択肢 6	—
↓ 置き換え			
4	4,750,000	1,375,000	3,375,000

例
 収入－社会保険料＝3,375,000
 4人世帯の貧困線は250万円未満
 この世帯は337万円なので、貧困ではない

※国の示す可処分所得による貧困線：国では国民生活基礎調査より相対的貧困率を算出し、公表しています。この相対的貧困率を算出する際には、「一定基準」を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合を用いており、この「一定基準」のことを貧困線と言います。今回は平成24年調査結果を用いています。

等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことを言います。

(2) 収入(税抜き前のいわゆる額面)から計算

調査項目の「収入」を答えたが、「社会保険料」は答えていない人については、収入(税抜き前のいわゆる額面)から便宜的に算出しています。

- ①国の貧困線は可処分所得(いわゆる手取り収入)から出しているため、その可処分所得に対応する収入を、国の「親と子の生活意識に関する調査」の区分を用いて算出し、生活困難層を出す

	可処分所得 による貧困線	係数	対応する 収入	相対的貧困層 となる区分
2人世帯	177万円	1.11	196万円	200万円未満
3人世帯	217万円	1.15	249万円	250万円未満
4人世帯	250万円	1.15	288万円	250万円未満
5人世帯	280万円	1.15	321万円	300万円未満
6人世帯	306万円	1.15	352万円	350万円未満
7人世帯	331万円	1.18	390万円	350万円未満
8人世帯	354万円	1.18	417万円	400万円未満

世帯 人員	収入
5	選択肢 11 =500~600万円未満

例 5人世帯の相対的貧困層となる区分は300万円未満
この世帯は600万円未満
そのため、貧困ではない

※国の「親と子の生活意識に関する調査」の区分:相対的貧困の状況を見るためには、可処分所得(いわゆる手取り収入)を用いる必要がありますが、国の「親と子の生活意識に関する調査」の中では、可処分所得は聞かず、税込の収入のみを聞いています。そのため、税込の収入に対応する、相対的貧困層となる区分を算出し、公表しています。

(3) はく奪指標(食料・衣料を買えない経験、電気料金未払い経験)1つでも「ある」を算出

調査項目の「収入」を答えていない人については、「はく奪指標」の食料・衣料を買えない経験、電気料金未払い経験有無から算出しています。

- ①はく奪指標である下記の設問の1つでも「よくあった」「ときどきあった」に回答した人を、生活困難層とする

「あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、以下のものが買えないこと・支払えないことがありましたか。」

- 家族が必要とする食料(嗜好品は含みません)
- 家族が必要とする衣料(高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません)
- 電気料金の未払い

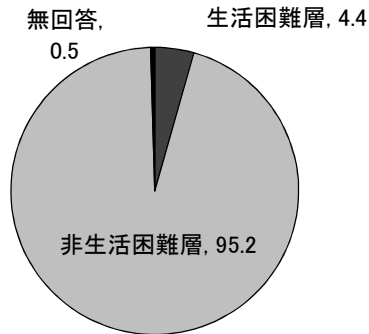
※はく奪指標:人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかつたりする状況のことを、相対的はく奪と言います。

今回の調査ではこの相対的はく奪の状況を見るための指標として、問13、問14、問37の設問を設けています。

3. 定義での集計結果

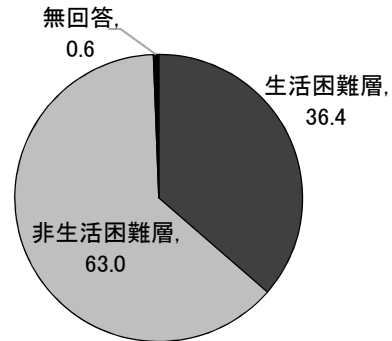
【一般世帯 内訳】

単位：%



【公的援助世帯 内訳】

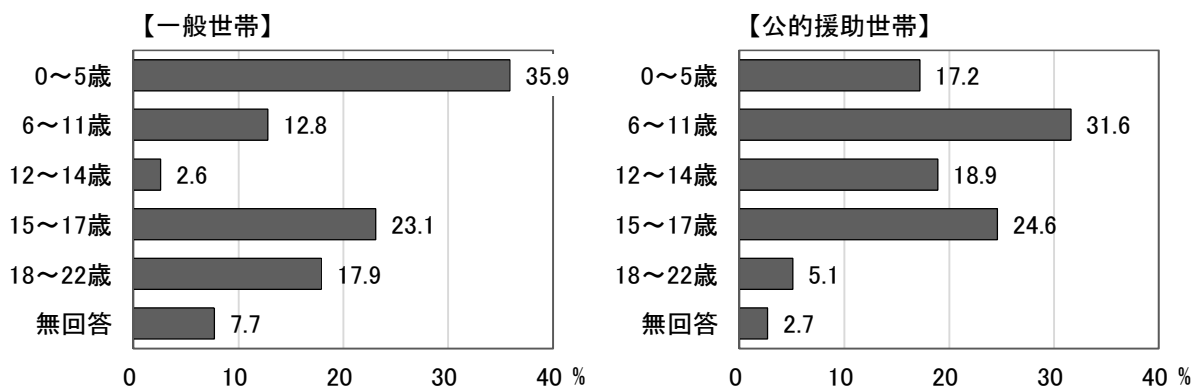
単位：%



一般世帯 内訳件数		公的援助世帯 内訳件数	
生活困難層	39	生活困難層	297
非生活困難層	845	非生活困難層	514
無回答	4	無回答	5

算出された「生活困難層」は、一般世帯の中でも 4.4%とごくわずかですが確認されました。これ以降の分析において、一般世帯の生活困難層は、この 4.4%(39 件)の回答であることに注意が必要です。

生活困難層の内訳



4. 報告書を見るにあたっての注意点

- (1) 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。
- (2) 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100.0%にならない場合があります。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- (3) 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- (4) 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- (5) 「その他」回答及び問43自由回答については、ご記入いただいたご意見の一部を掲載しています。
- (6) 本文中に掲載している関係機関・団体アンケート及びヒアリングの結果は、あくまで回答があった機関・団体の把握している範囲のものであり、この結果が富士見市すべての状況を示しているわけではありません。

II 結果概要

1. 宛名のお子さんについて

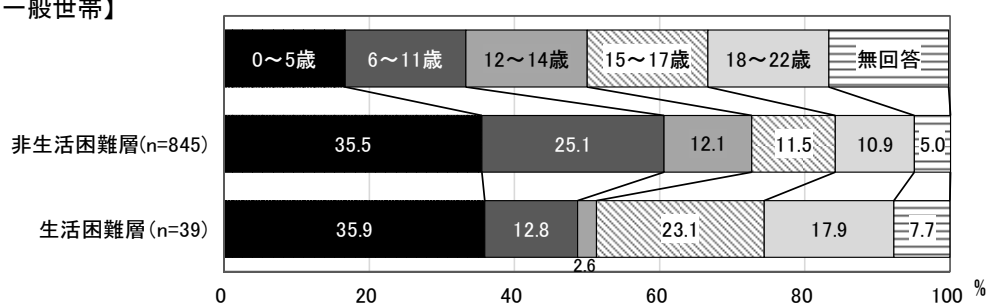
以下の「お子さん」は、すべて宛名のお子さんについて回答していただいた内容となります。

問1 お子さんの今年4月2日現在の年齢を教えてください。(数字を記入)

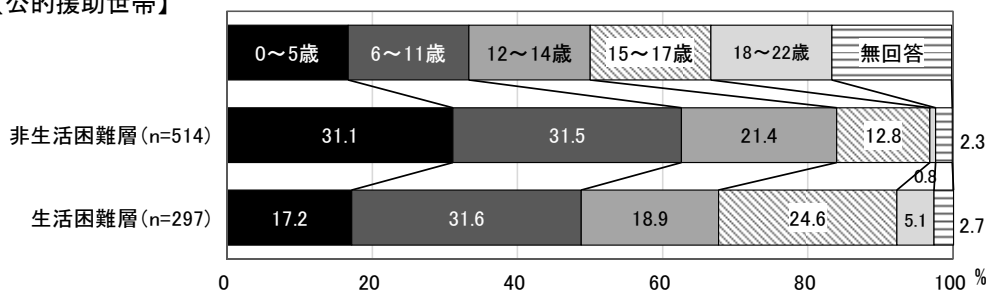
お子さんの年齢について、一般世帯のうち生活困難層では、15歳以上の割合が、非生活困難層に比べ多くなっています。

公的援助世帯は一般世帯に比べ0～5歳の割合が少なく、6～11歳が特に多くなっています。また、生活困難層では一般世帯と同様に15歳以上の割合が多くなっています。

【一般世帯】



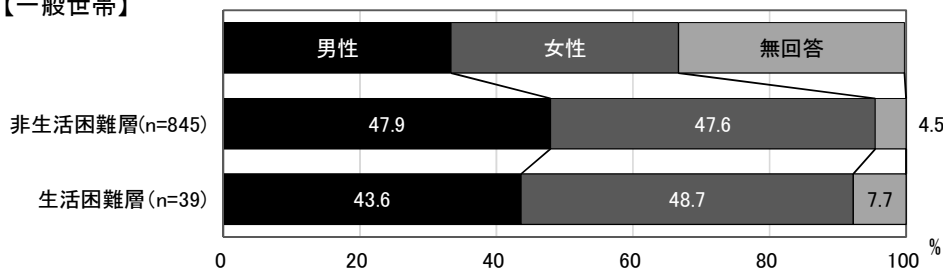
【公的援助世帯】



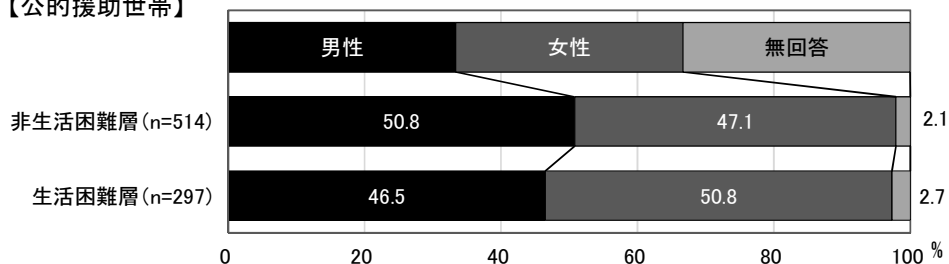
問2 お子さんの性別を教えてください。(1つに○)

お子さんの性別は、いずれの世帯も男女比はほぼ同程度となっています。

【一般世帯】



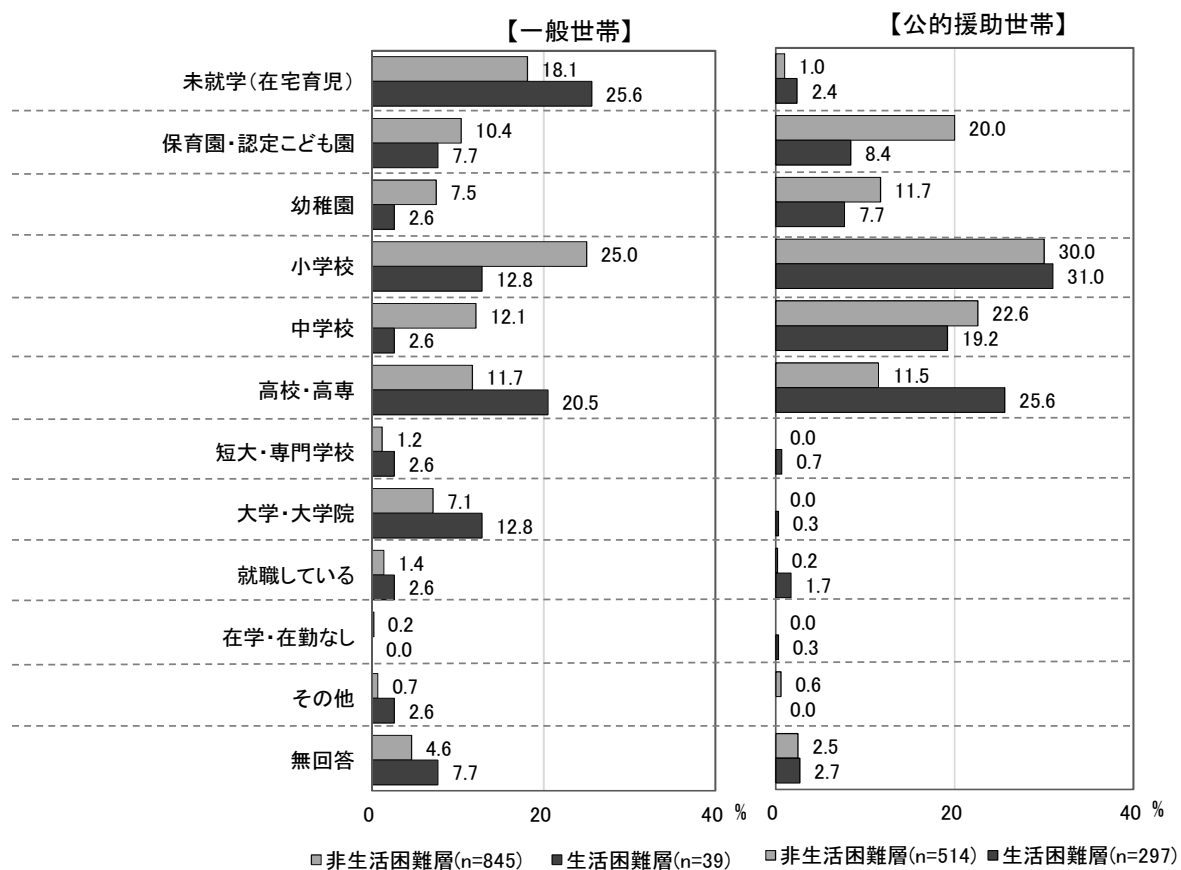
【公的援助世帯】



問3 お子さんの現在の所属等を教えてください。(1つに○)

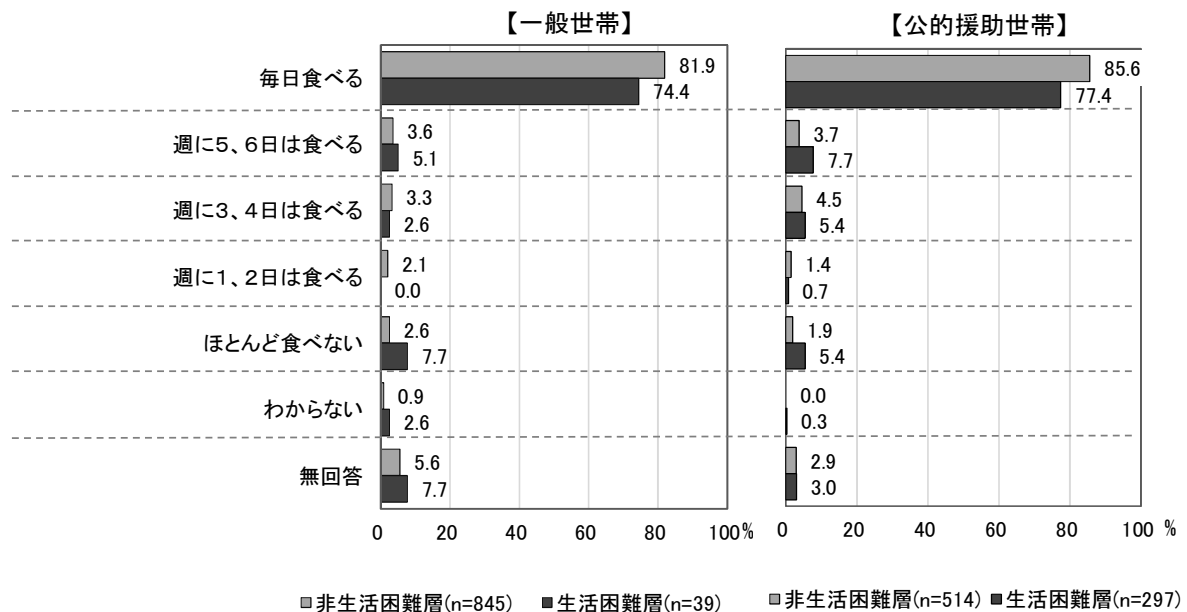
お子さんの所属先として一般世帯のうち生活困難層では、「未就学(在宅育児)」や「高校・高専」「大学・大学院」が多くなっています。

公的援助世帯のうち生活困難層では「高校・高専」が特に非生活困難層に比べ多くなっています。



問4 お子さんは、1週間に朝ごはんをどれくらい食べていますか。(1つに〇)

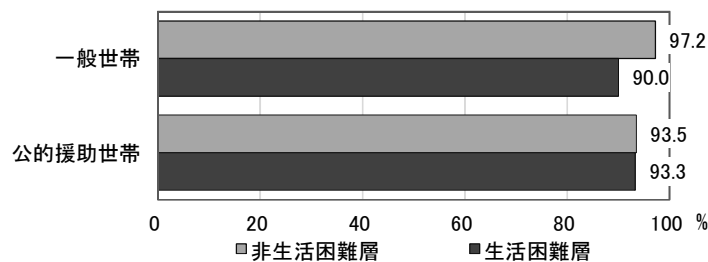
お子さんの朝食の有無は、いずれの世帯も、「毎日食べる」は非生活困難層に比べ生活困難層では少なくなっています。



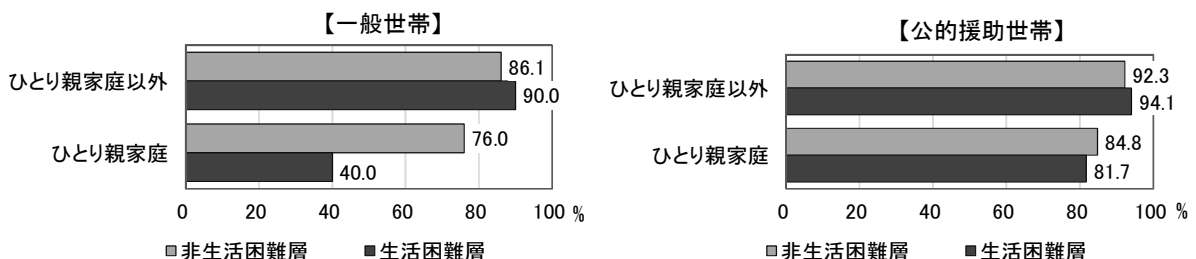
「毎日食べる」と「週に5、6日は食べる」を合計した値について、お子さんが保育園～中学生まで限定してみると、一般世帯の非生活困難層では97.2%とかなり多くなっていますが、公的援助世帯ではいずれも約93%、一般世帯の生活困難層では90.0%と低くなっています。

また、ひとり親家庭では、いずれの世帯も少なく、特に一般世帯の生活困難層は40.0%と低くなっています。

<お子さんが保育園・認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に通っている人に限定>

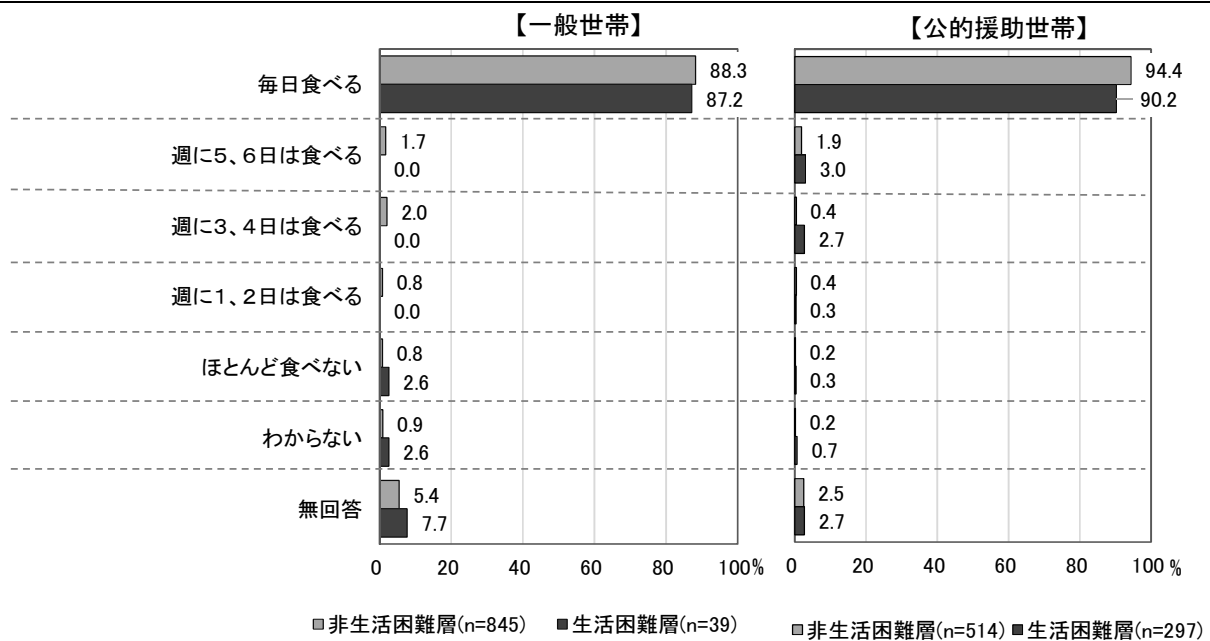


<ひとり親家庭かどうかの状況別>



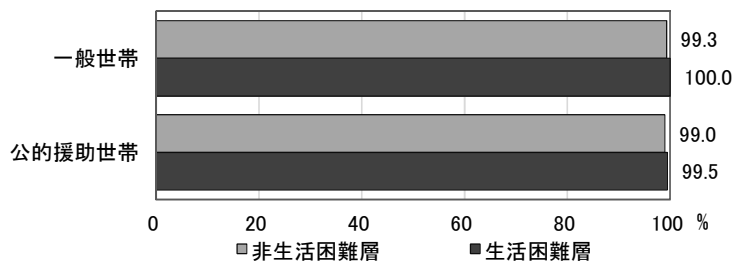
問5 お子さんは、1週間に夕ごはんをどれくらい食べていますか。(1つに○)

お子さんの夕食の有無は、いずれの世帯も、「毎日食べる」は非生活困難層に比べ生活困難層では少なくなっています。

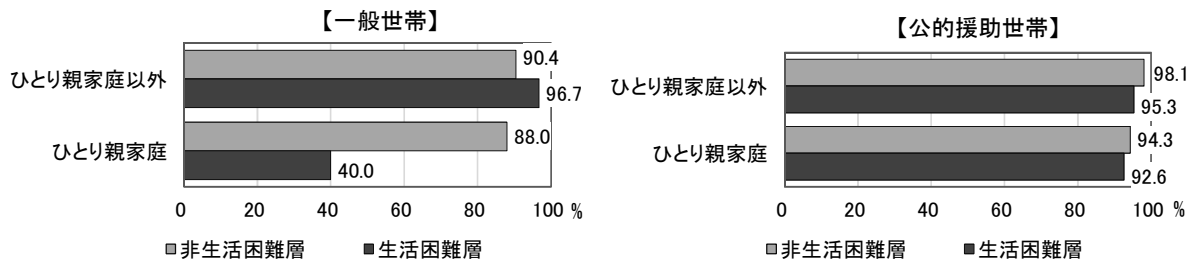


「毎日食べる」と「週に5、6日は食べる」を合計した値について、お子さんが保育園～小学生までに限定してみると、いずれの世帯も、生活困難かどうかでの差はほぼありませんでした。また、ひとり親家庭では、いずれの世帯も少なく、特に一般世帯の生活困難層は40.0%と低くなっています。

<お子さんが保育園・認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に通っている人に限定>



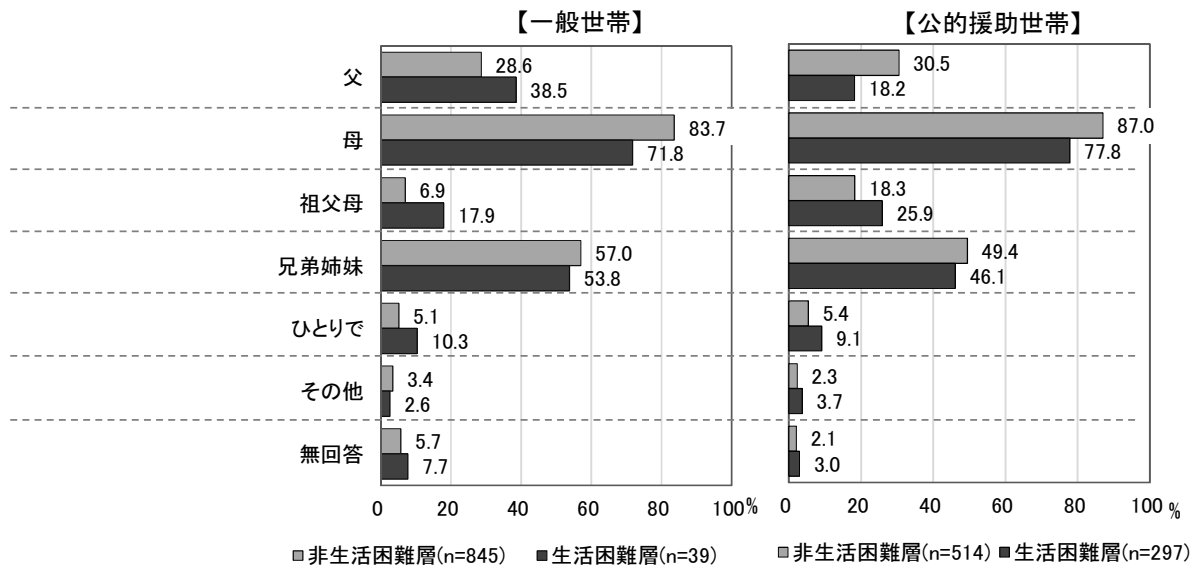
<ひとり親家庭かどうかの状況別>



問6 お子さんは、夕ごはんを誰と食べることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

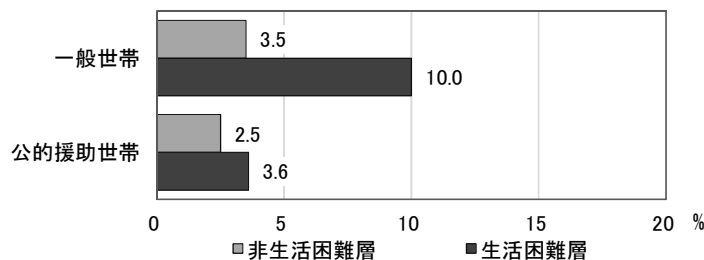
夕飯と一緒に食べている人の状況について、いずれの世帯も、「母」が最も多く、次いで「兄弟姉妹」が多くなっています。「父」については、一般世帯では生活困難層の方が多いのに対し、公的援助世帯では、非生活困難層の方が多くなっています。

また、「ひとりで」は、いずれの世帯も、生活困難層の方が多くなっています。

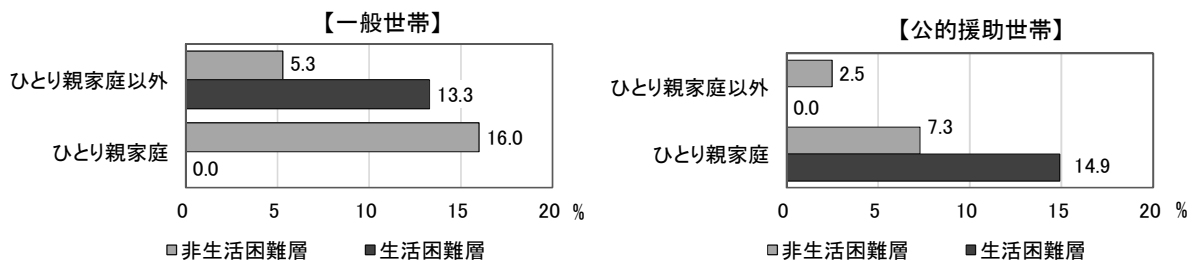


「兄弟姉妹」のみと、「ひとりで」を合計した、子どもだけで食べている値について、お子さんが保育園～中学生までに限定してみると、いずれの世帯も、生活困難層の方が多くなっています。また、ひとり親家庭では、公的援助世帯の生活困難層が14.9%と高くなっています。

<お子さんが保育園・認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に通っている人に限定>



<ひとり親家庭かどうかの状況別>

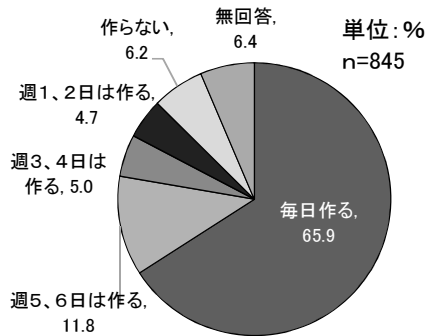


問7 お子さんに、1週間に手作りの食事をどれくらい食べさせていますか。(1つに○)

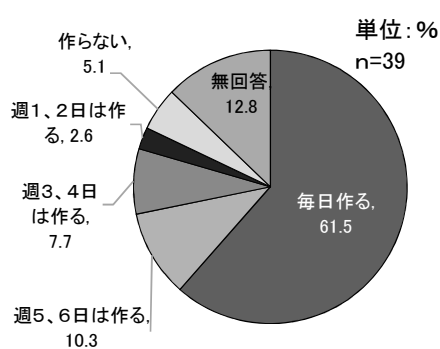
①朝ごはん

手作りの朝ごはんを「毎日作る」は、一般世帯では6割台であるのに対し、公的援助世帯では5割台とやや低くなっています。また、いずれの世帯も、生活困難層の方がやや少なくなっています。

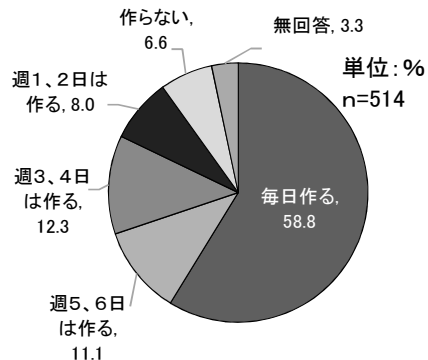
【一般世帯 非生活困難層】



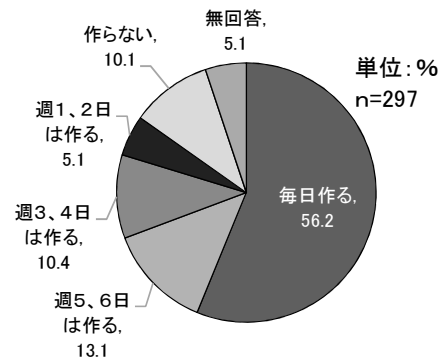
【一般世帯 生活困難層】



【公的援助世帯 非生活困難層】

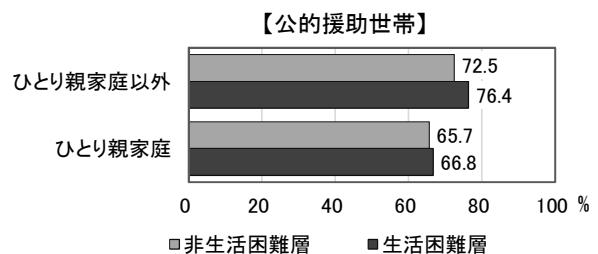
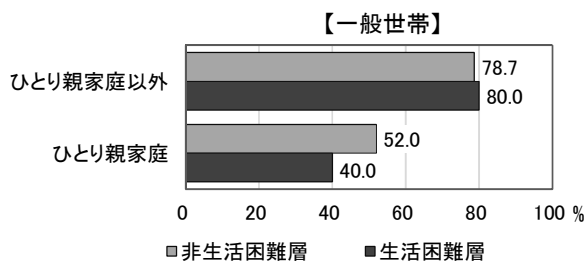


【公的援助世帯 生活困難層】



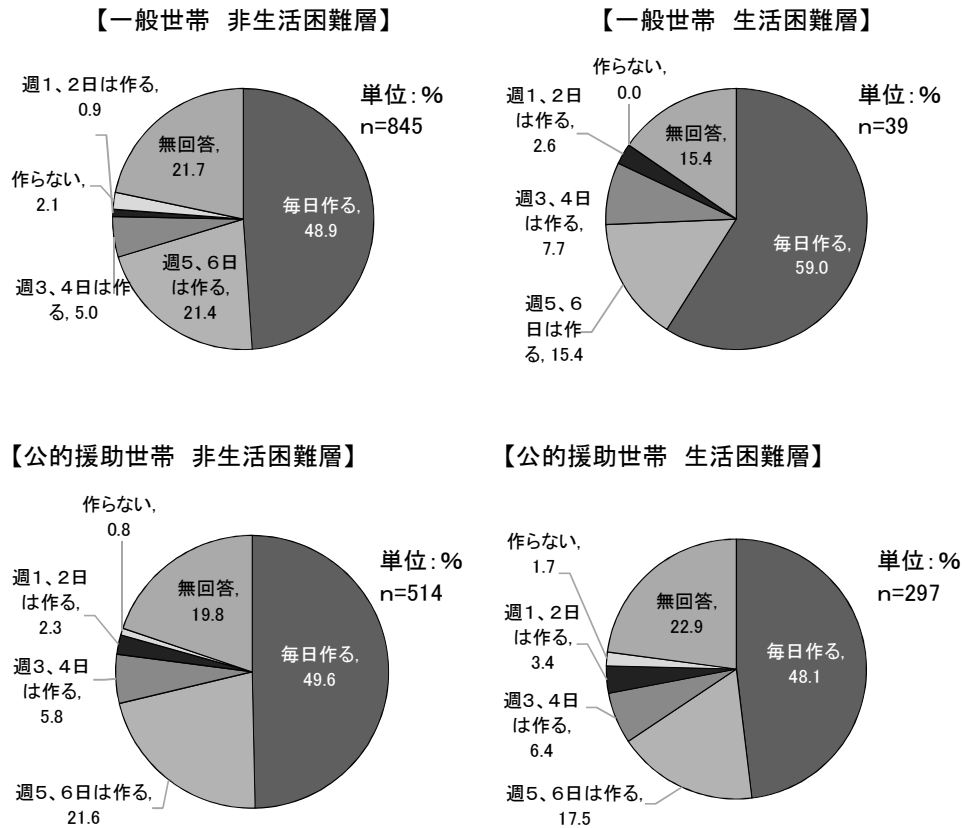
「毎日作る」と「週に5、6日は作る」を合計した値について、ひとり親家庭では、いずれの世帯も少なく、特に一般世帯では4～5割と低くなっています。

<ひとり親家庭かどうかの状況別>

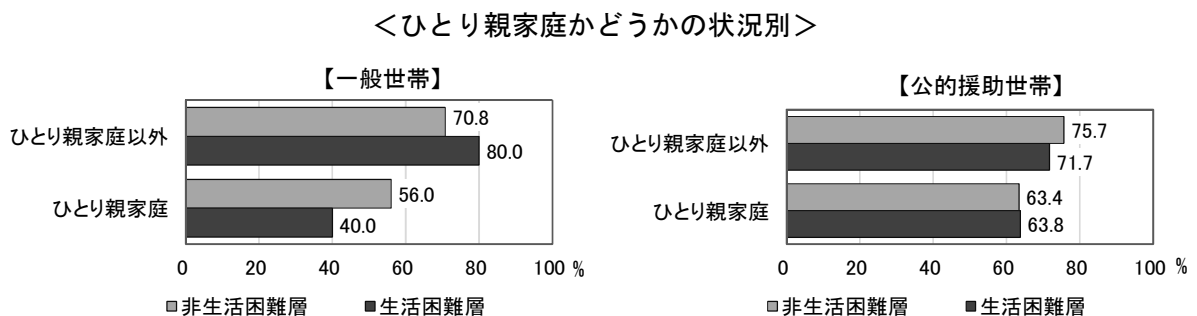


②夕ごはん

手作りの夕ごはんを「毎日作る」は、一般世帯の生活困難層のみ約6割と多く、その後は5割弱程度となっています。



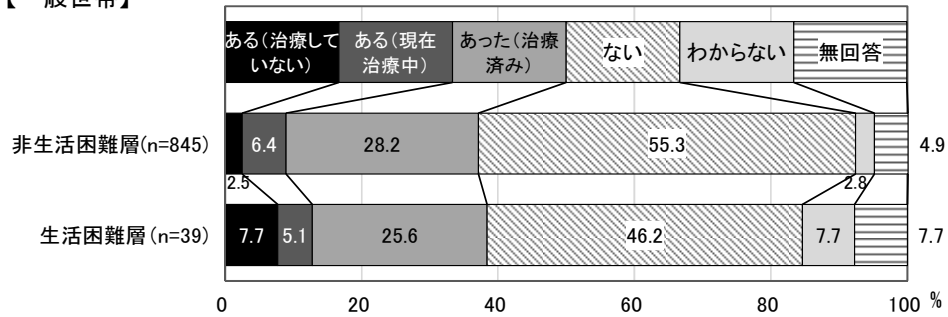
「毎日作る」と「週に5、6日は作る」を合計した値について、ひとり親家庭では、いずれの世帯も少なく、特に一般世帯では4～5割と低くなっています。



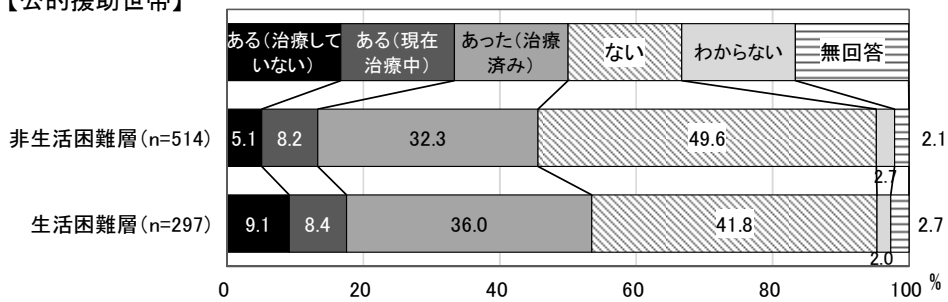
問8 お子さんには、現在むし歯がありますか。または過去にむし歯がありましたか。
 (1つに〇)

お子さんのむし歯は、いずれの世帯も、「ない」は非生活困難層の方が多くなっています。

【一般世帯】

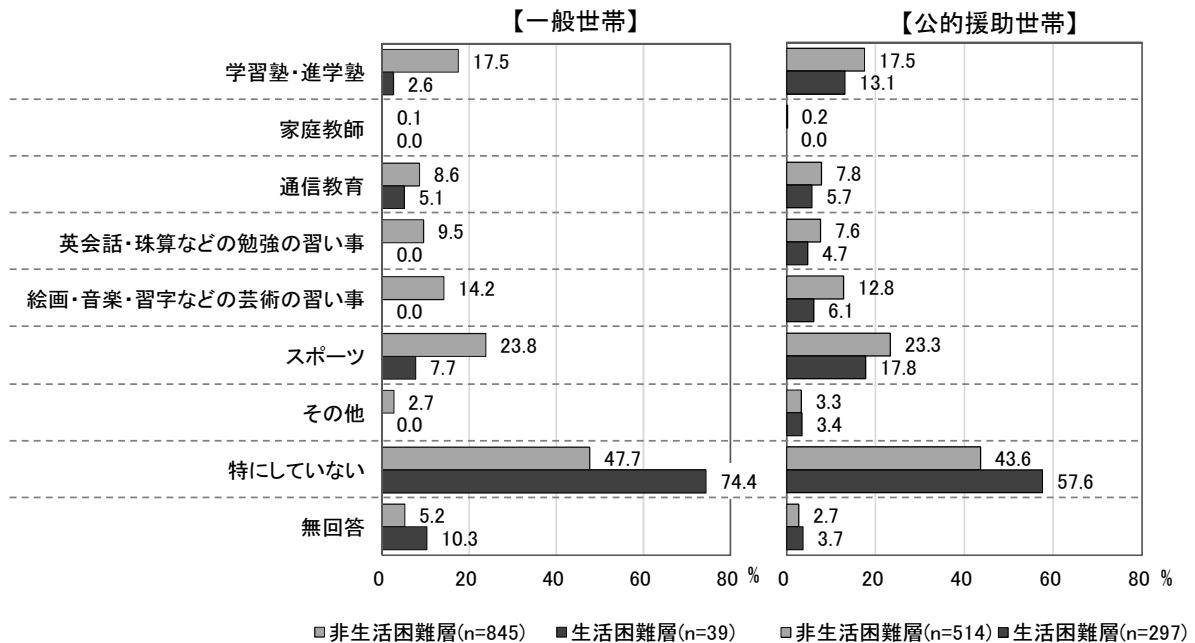


【公的援助世帯】

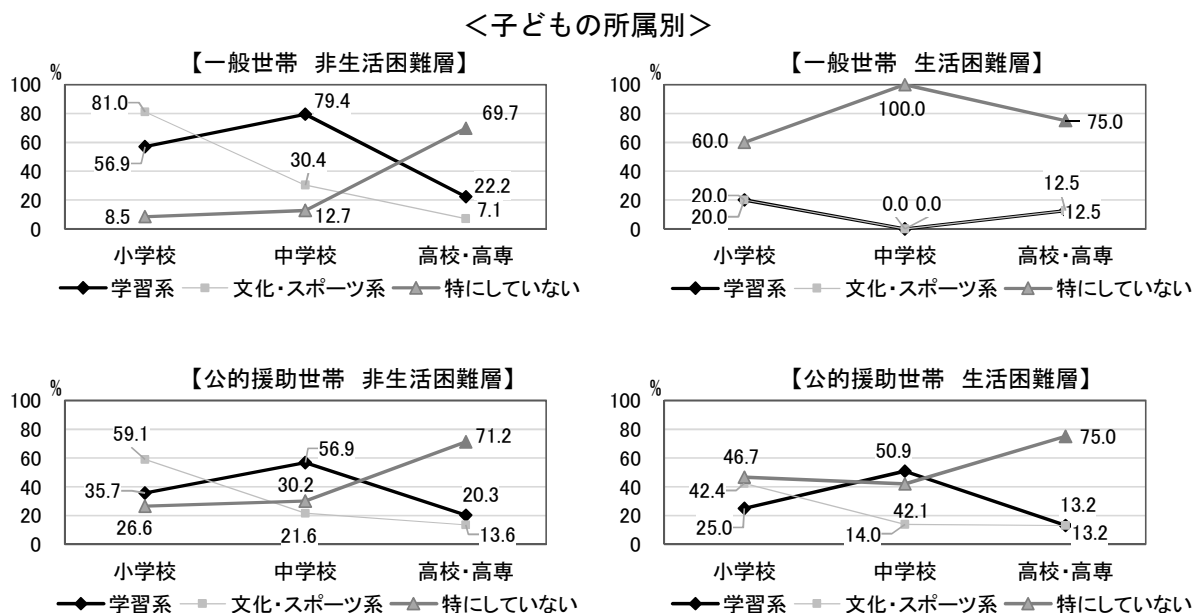


問9 お子さんは、現在、塾に行ったり、習い事等をしていますか。費用がかからないサークル活動等は含みません。(あてはまるものすべてに○)

お子さんの通塾状況は、いずれの世帯も、「特にしていない」は生活困難層の方が多くなっています。



各種習い事について系統別にまとめたものを、子どもの所属別にみると、いずれの世帯も、「特にしていない」の割合は、小中学校いずれの段階でも生活困難層の方が多くなっています。

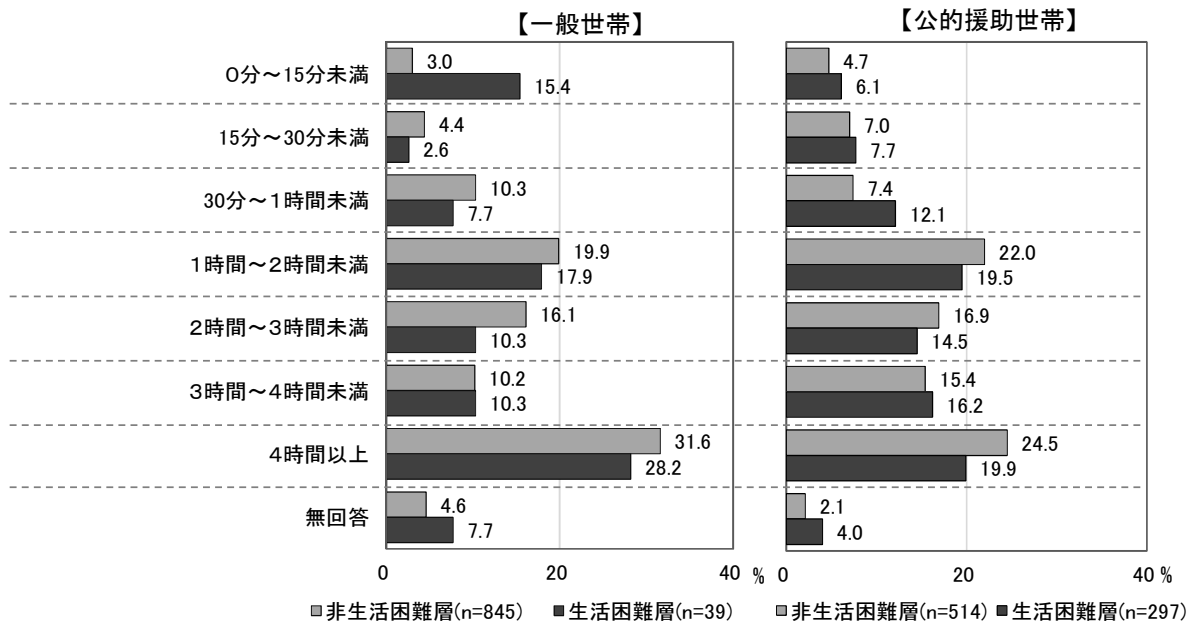


※学習系：学習塾・進学塾、家庭教師、通信教育、英会話・珠算などの勉強の習い事
文化・スポーツ系：絵画・音楽・習字などの芸術の習い事、スポーツ、その他

問10 あなたが、平日にお子さんと何かをして、いっしょに過ごしている時間は、だいたいどれくらいになりますか。(1つに〇)

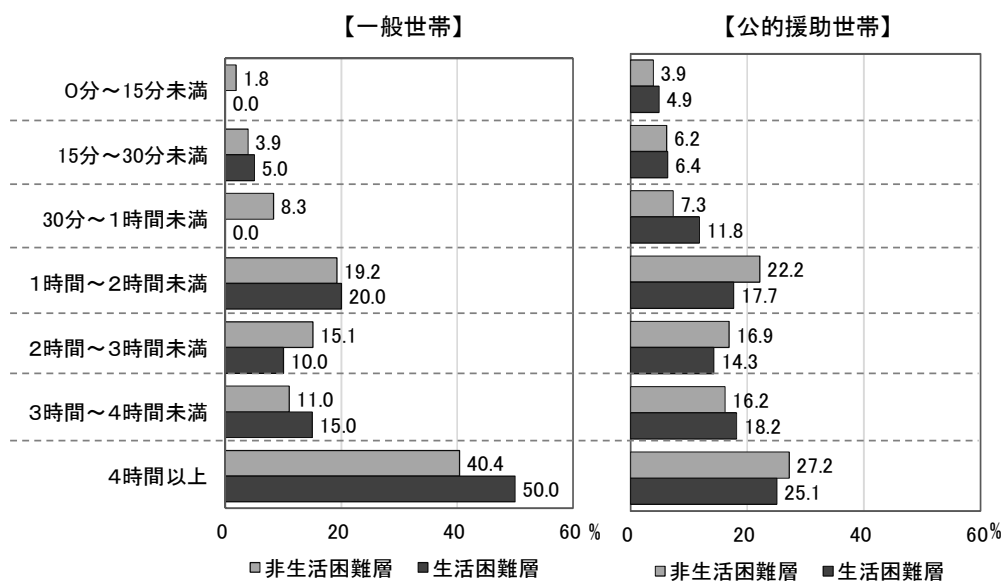
平日に子どもと過ごす時間について、一般世帯においては生活困難層が「0～15分未満」が突出して多くなっています。

公的援助世帯においては、1時間未満までは生活困難層の方が多く、4時間以上では特に非生活困難層の方が多くなっています。



お子さんを中学生以下に限定してみると、一般世帯では非生活困難層の方が接する時間が短い傾向にあり、公的援助世帯では生活困難層の方が短い傾向にあります。

<お子さんが未就学児、保育園・認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に通っている人に限定>



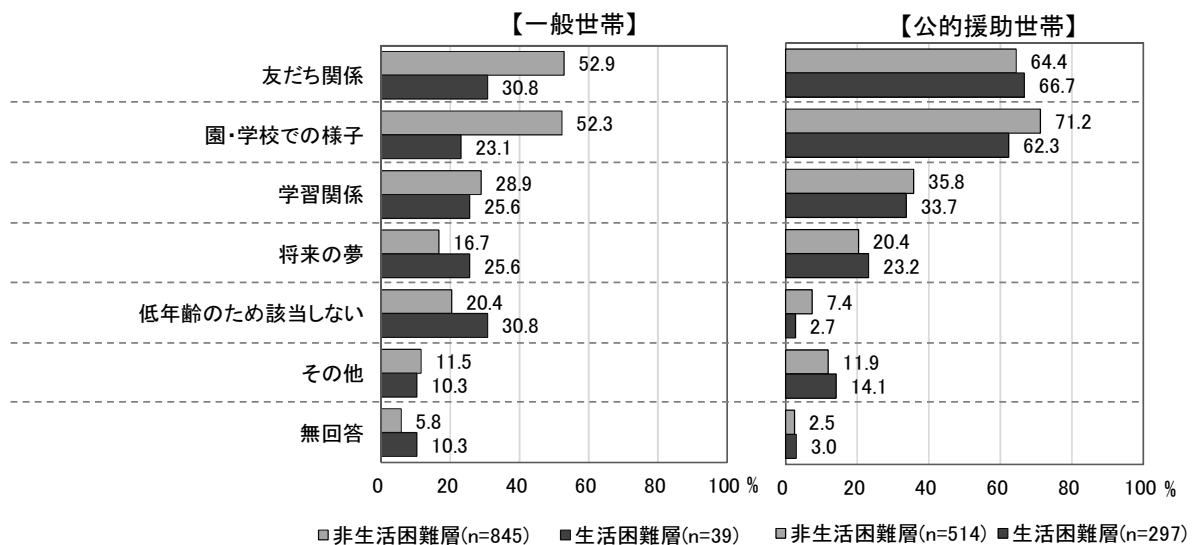
問 11 お子さんについて知っていたり、よく話をすることはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)

子どもについて知っていることや話をすることは、いずれの世帯も、「友だち関係」や「園・学校での様子」が多くなっています。

一般世帯の中で非生活困難層では「友だち関係」や「園・学校での様子」が多くなっていますが、生活困難層では「低年齢のため該当しない」も多くなっています。

公的援助世帯では「園・学校での様子」がやや非生活困難層の方が多くなっていますが、それ以外は概ね同程度となっています。

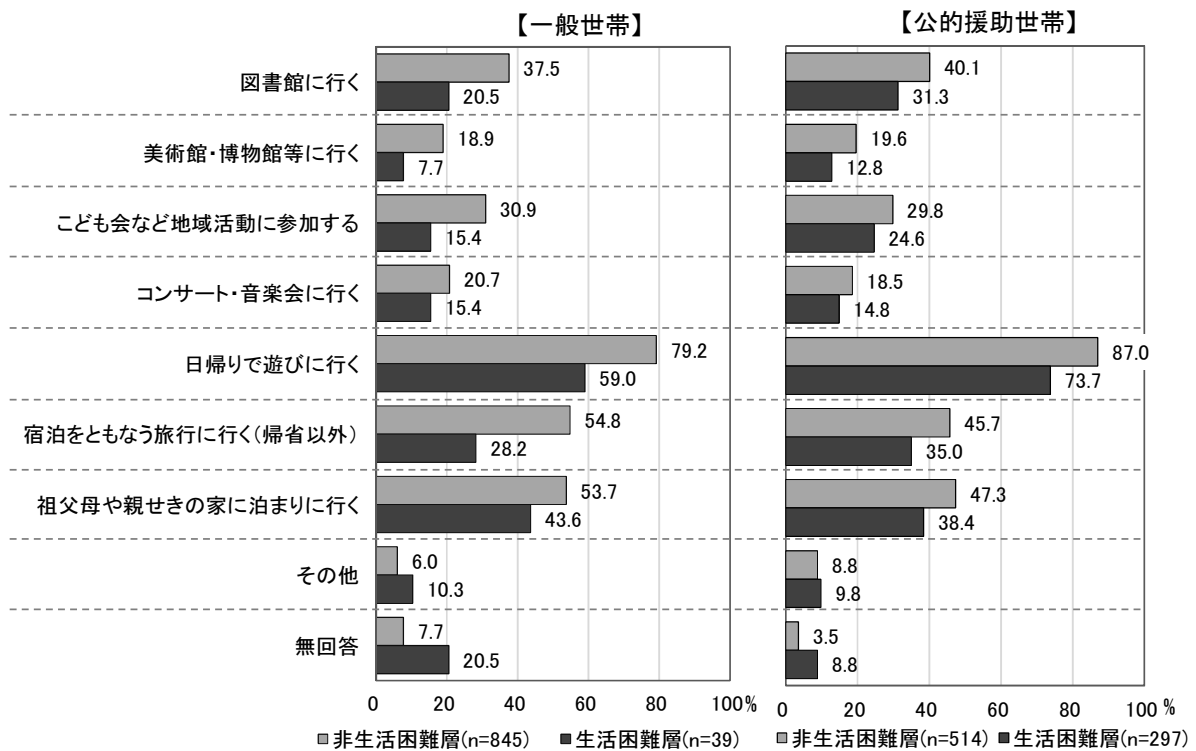


問 12 あなたはお子さんと、過去 1 年間に次のようなことをすることがありましたか。

(あてはまるものすべてに○)

子どもとの多様な体験については、いずれの世帯も、その他以外のすべての項目において、生活困難層より非生活困難層の方が多くなっています。

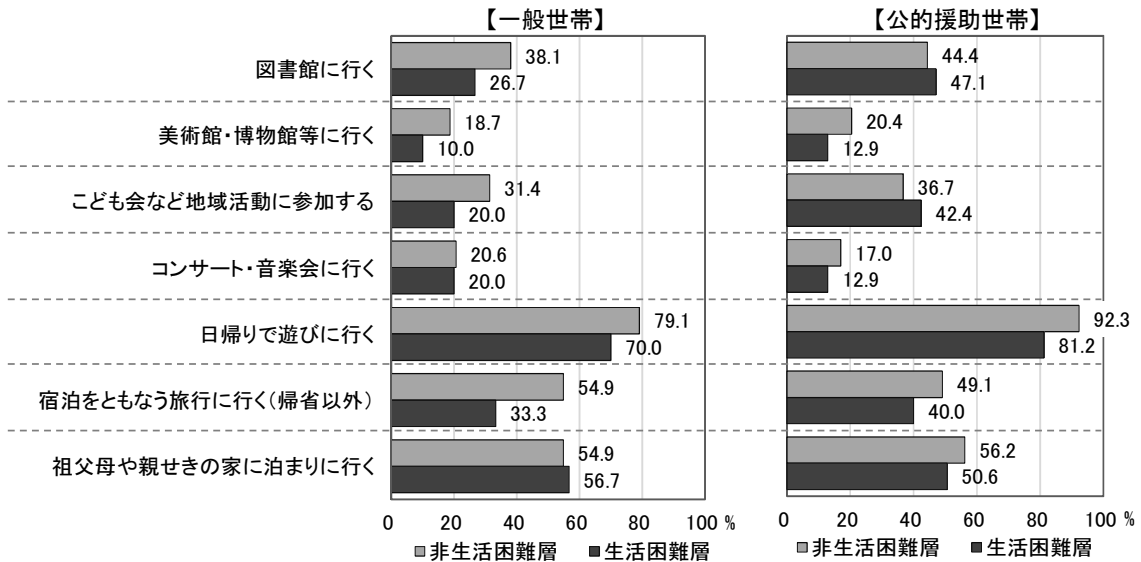
特に、「日帰りで遊びに行く」や「宿泊をとまなう旅行に行く（帰省以外）」はその差が大きくなっています。



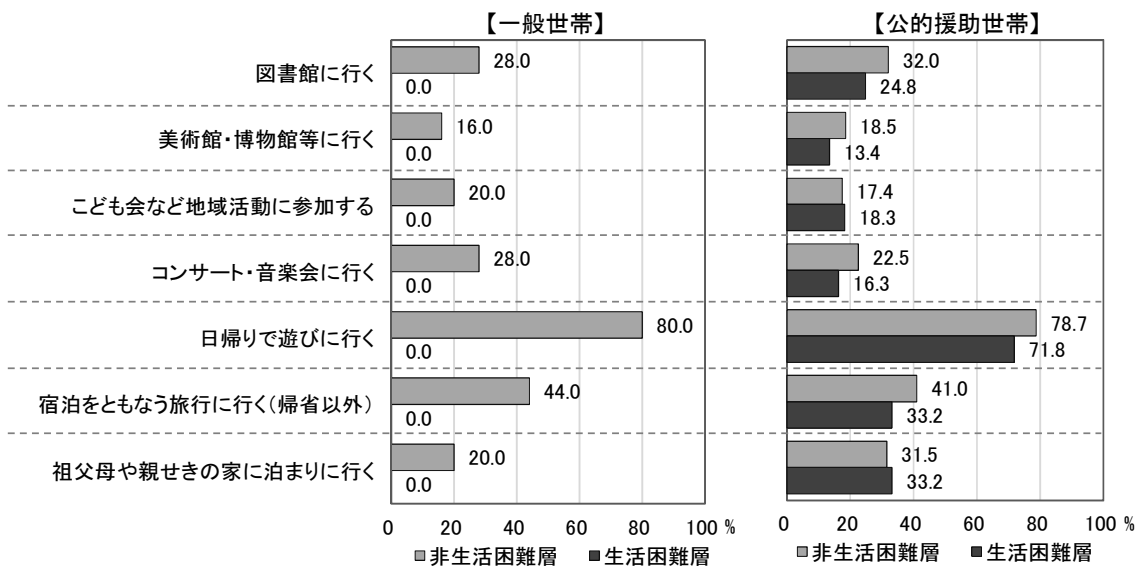
ひとり親家庭では、いずれの世帯も、ほぼすべての項目で少なくなっています。

<ひとり親家庭かどうかの状況別>

《ひとり親家庭以外》



《ひとり親家庭》

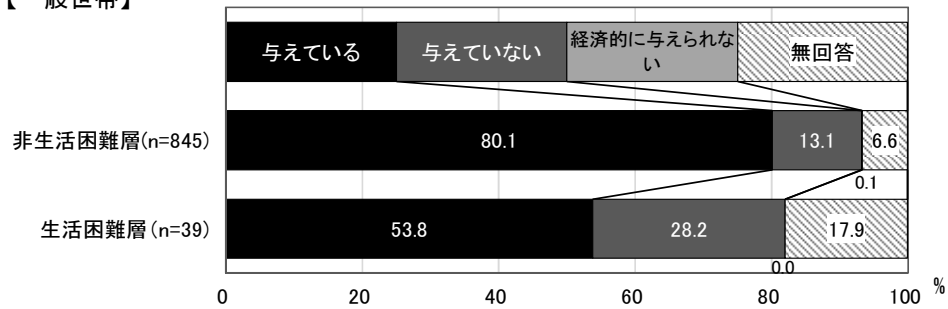


問 13 あなたはお子さんに、以下の事を与えていますか。(それぞれ、1つに○)

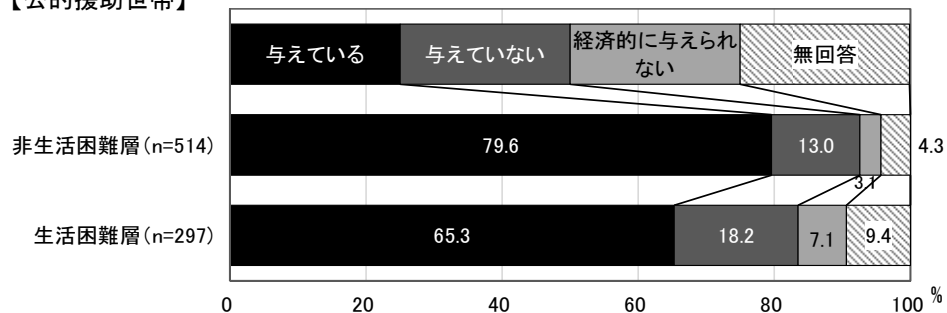
①絵本や子ども用の本

絵本や子ども用の本については、いずれの世帯も、「与えている」は非生活困難層の方が多くなっています。また、「経済的に与えられない」は、一般世帯ではほぼ皆無だったのに対し、公的援助世帯では、非生活困難層で3.1%、生活困難層で7.1%となっています。

【一般世帯】



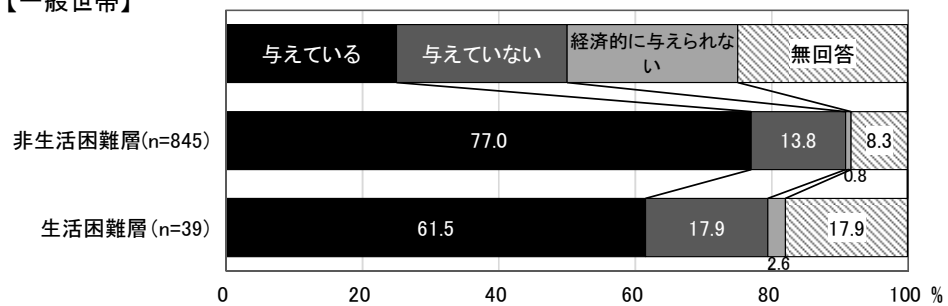
【公的援助世帯】



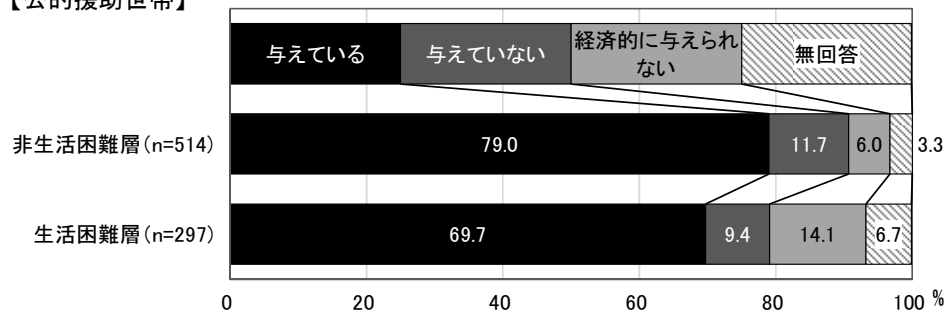
②子どもが欲しがらる服

子どもが欲しがらる服については、いずれの世帯も、「与えている」は非生活困難層の方が多くなっています。また、「経済的に与えられない」は、一般世帯はいずれの層でも3%未満だったのに対し、公的援助世帯では、非生活困難層で6.0%、生活困難層で14.1%となっています。

【一般世帯】



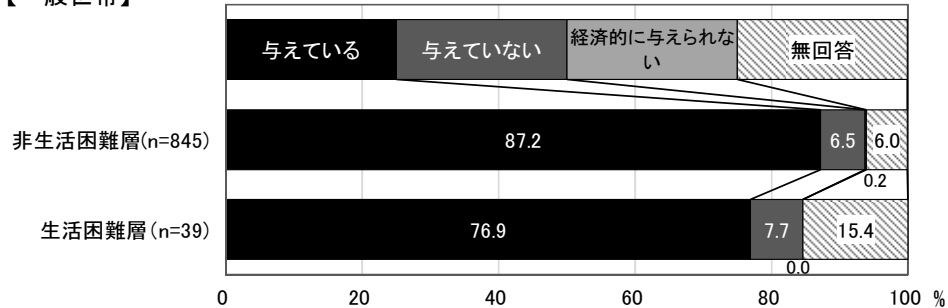
【公的援助世帯】



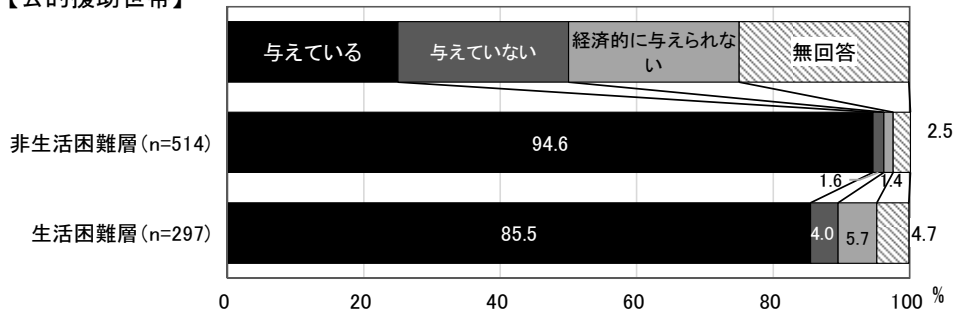
③お誕生日のお祝い

お誕生日のお祝いについては、いずれの世帯も、「与えている」は非生活困難層の方が多くなっています。また、「経済的に与えられない」は、一般世帯ではほぼ皆無だったのに対し、公的援助世帯では、生活困難層で5.7%となっています。

【一般世帯】



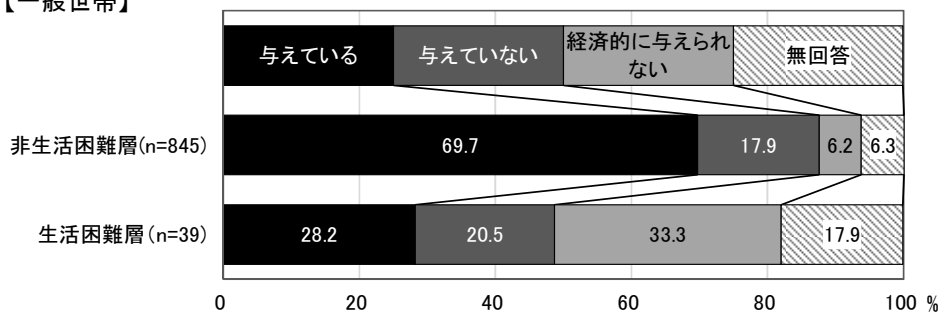
【公的援助世帯】



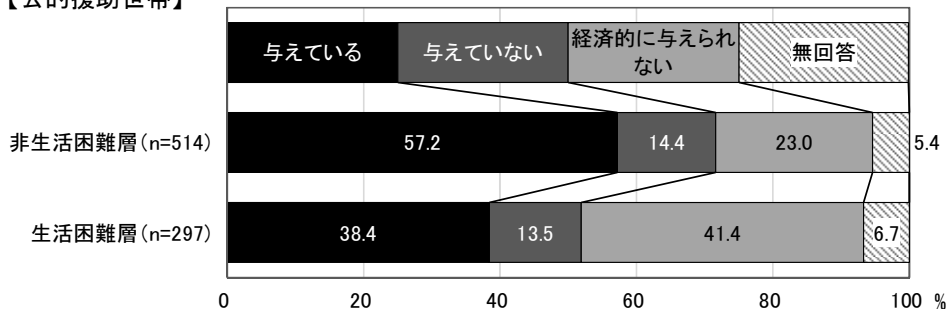
④1年に1回くらいの家族旅行

1年に1回くらいの家族旅行については、いずれの世帯も、「与えている」は非生活困難層の方が多くなっています。また、「経済的に与えられない」は、一般世帯の生活困難層では約3割、公的援助世帯の非生活困難層で約2割、生活困難層で約4割となっています。

【一般世帯】



【公的援助世帯】

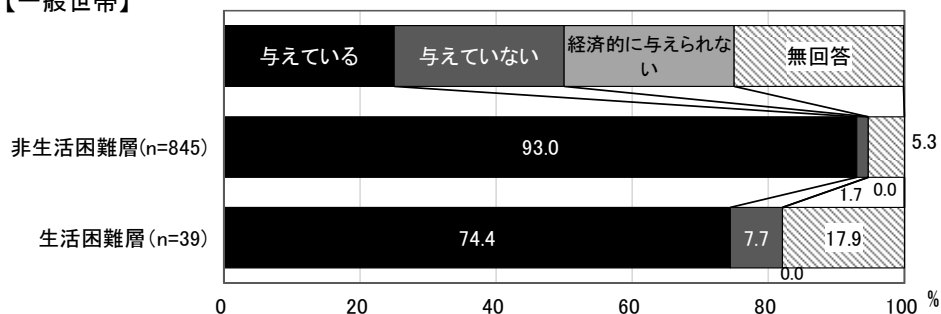


⑤ 医者への通院

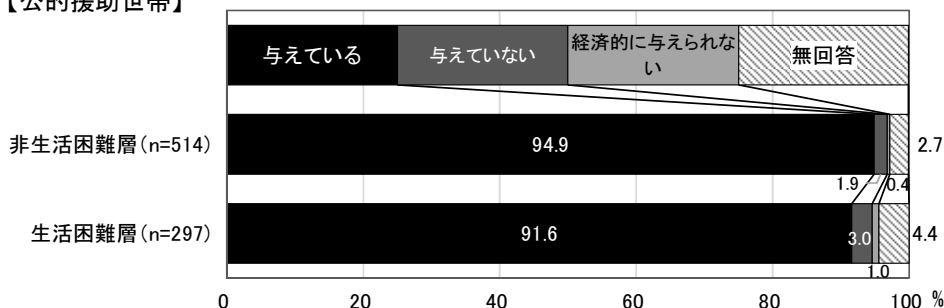
医者への通院については、一般世帯では「与えている」は非生活困難層で9割を超えているのに対し、生活困難層では7割半ばと少なくなっています。

「経済的に与えられない」は、公的援助世帯の非生活困難層で0.4%、生活困難層で1.0%とごくわずかですが回答があります。

【一般世帯】



【公的援助世帯】

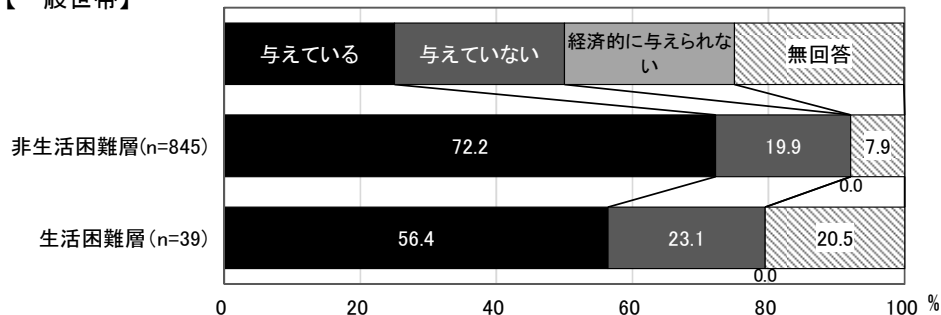


⑥ 歯医者への通院

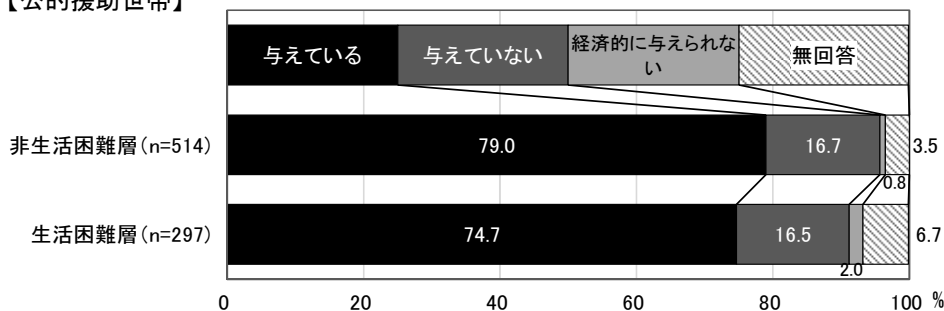
歯医者への通院については、一般世帯では「与えている」は非生活困難層で7割を超えているのに対し、生活困難層では5割半ばと少なくなっています。

「経済的に与えられない」は、公的援助世帯の非生活困難層で0.8%、生活困難層で2.0%とごくわずかですが回答があります。

【一般世帯】



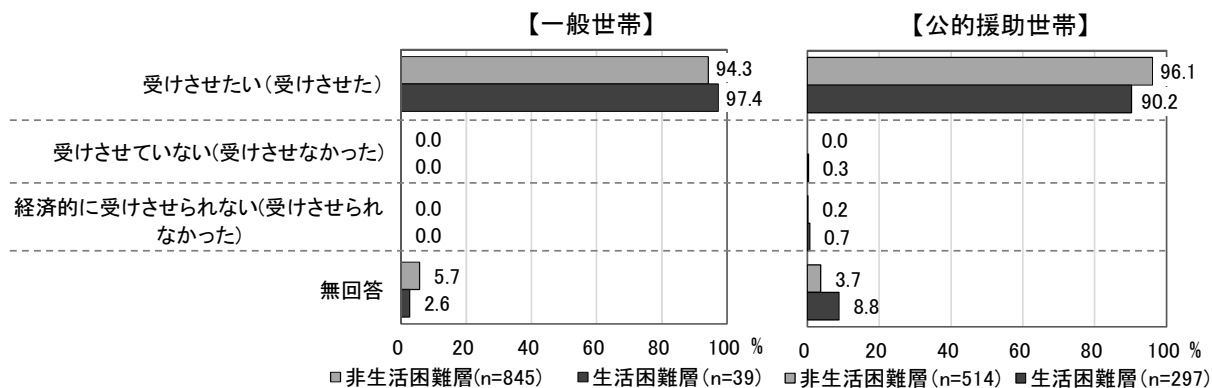
【公的援助世帯】



問 14 あなたはお子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいですか。または受けさせ
たかったですか。(それぞれ、1つに○)

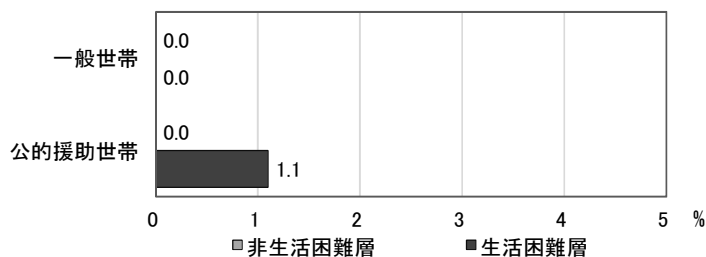
①高校までの教育

高校までの教育は、いずれの世帯も、「受けさせたい(受けさせた)」が9割を超えています。
「経済的に受けさせられない(受けさせられなかった)」は、公的援助世帯の非生活困難層で0.2%、
生活困難層で0.7%とごくわずかですが回答があります。



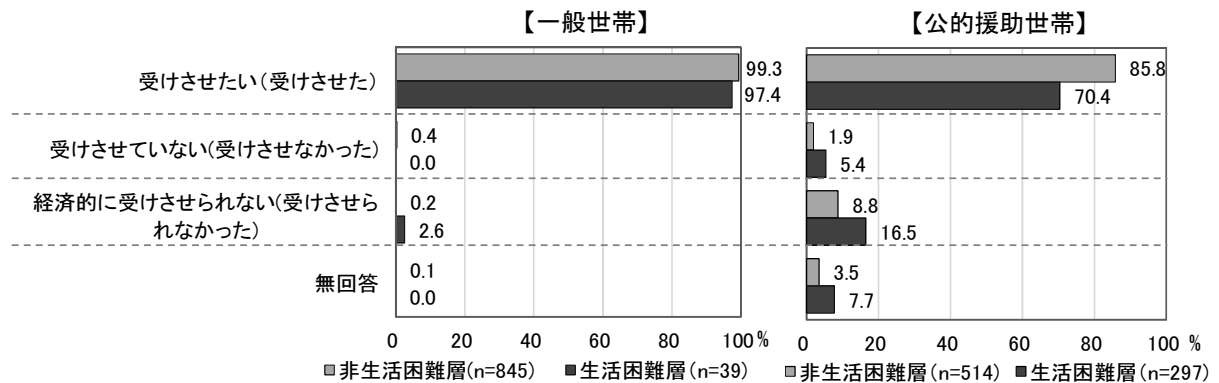
「経済的に受けさせられない(受けさせられなかった)」について、お子さんが15歳以上の人に限定し、実際にその経験があったかどうかをみると、公的援助世帯の生活困難層では1.1%となっていました。

<お子さんが15歳以上の人に限定>

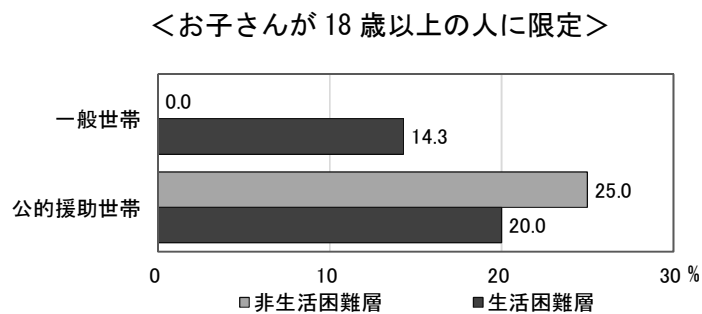


②短大・高専・専門学校までの教育

短大・高専・専門学校までの教育を「受けさせたい(受けさせた)」は、一般世帯では9割を超えています。公的援助世帯では非生活困難層が8割半ばであるのに対し、生活困難層は約7割となっています。また、「経済的に受けさせられない(受けさせられなかった)」は、公的援助世帯の非生活困難層で8.8%、生活困難層で16.5%と多くなっています。

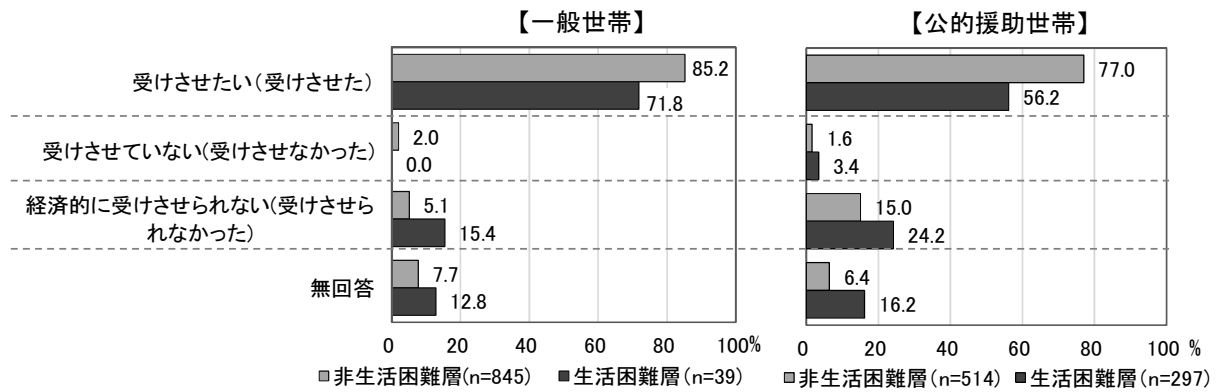


「経済的に受けさせられない(受けさせられなかった)」について、お子さんが18歳以上の人に限定し、実際にその経験があったかどうかをみると、一般世帯の生活困難層では1割半ば、公的援助世帯では2割台となっていました。

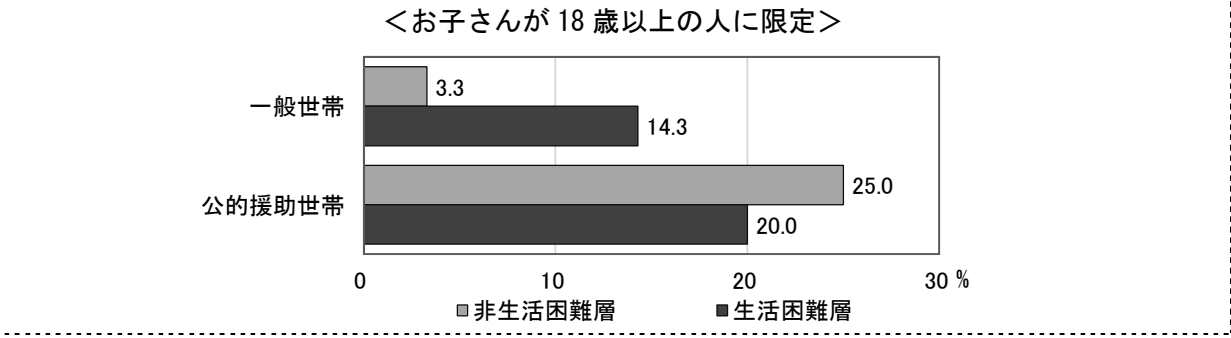


③大学までの教育

大学までの教育を「受けさせたい(受けさせた)」は、いずれの世帯も生活困難層では少ないのに対し、「経済的に受けさせられない(受けさせられなかった)」は、いずれの世帯も生活困難層で多くなっています。



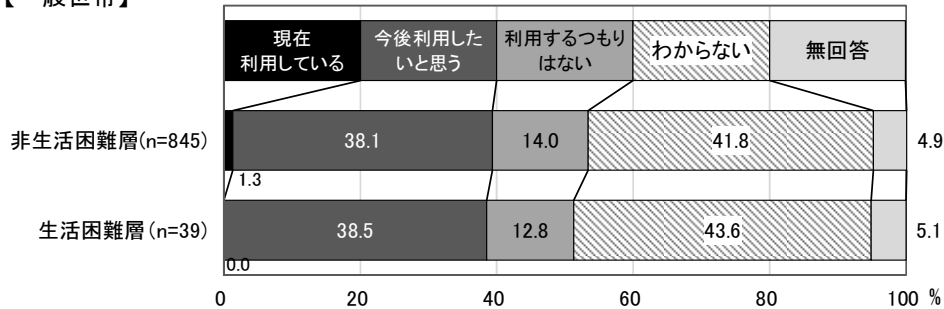
「経済的に受けさせられない(受けさせられなかった)」について、お子さんが18歳以上の人限定し、実際にその経験があったかどうかをみると、一般世帯の生活困難層では1割半ば、公的援助世帯では2割台となっていました。



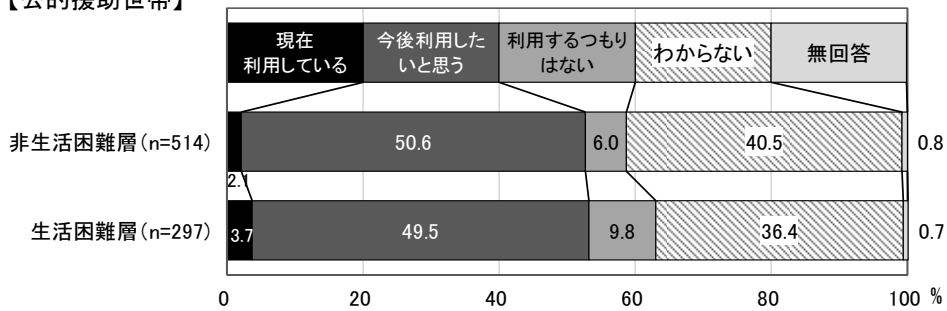
問 15 お子さんについて、学生ボランティア等による、無料の学習支援制度（学習の手助けなど）があった場合、利用したいと思いますか。（1つに〇）

無料の学習支援制度の利用希望については、いずれも生活困難かどうかでの差は少なくなっていますが、「今後利用したいと思う」は、一般世帯ではいずれも4割弱に対し、公的援助世帯では5割程度と多くなっています。

【一般世帯】

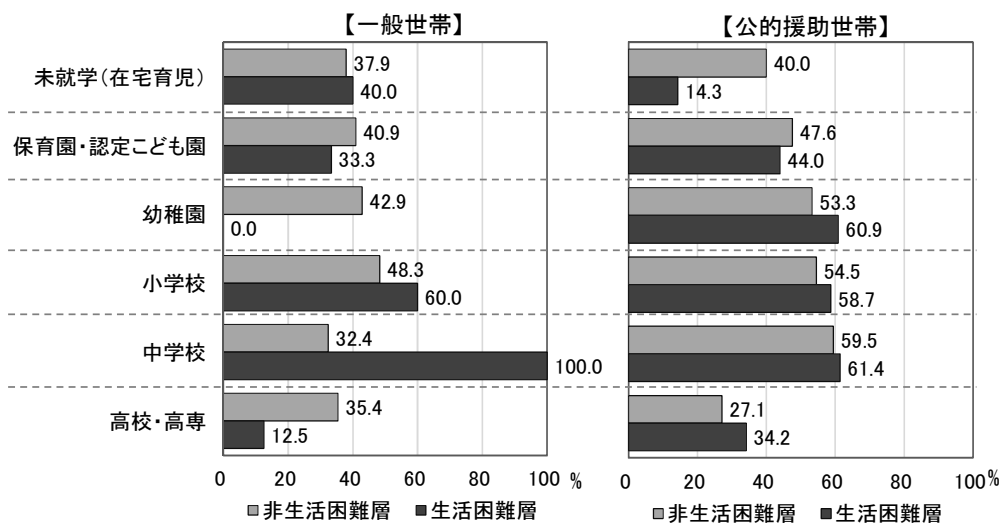


【公的援助世帯】



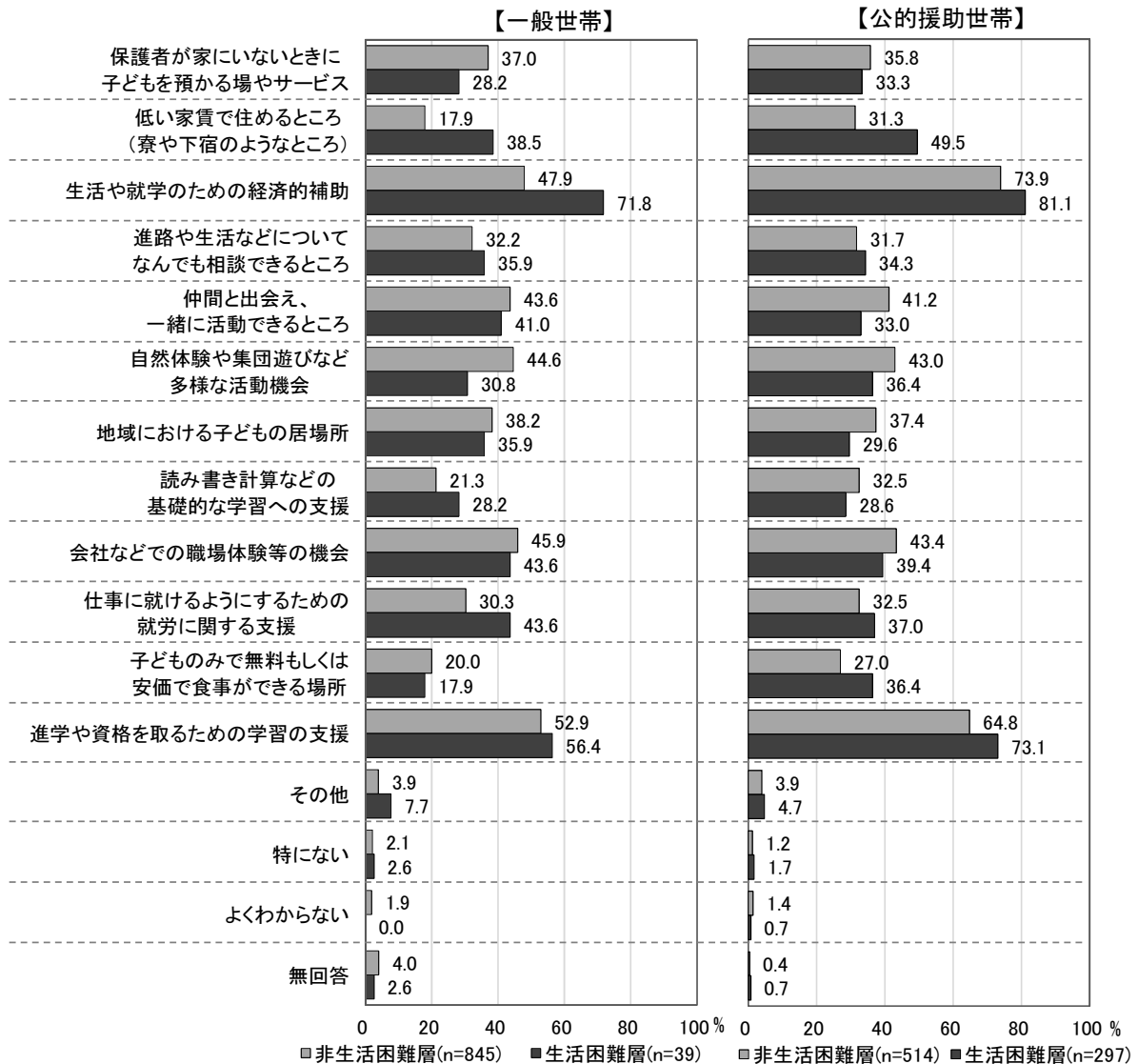
「今後利用したいと思う」について、所属別にみると、小中学生ではいずれの世帯も、生活困難層の方が多くなっています。

<所属別>



問 16 お子さんにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

お子さんにとって必要な支援は、いずれの世帯も、「生活や就学のための経済的補助」と「進学や資格を取るための学習の支援」が多く、いずれも生活困難層の回答が多くなっています。その他、「低い家賃で住めるところ（寮や下宿のようなところ）」と「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」においても、生活困難層の回答が多くなっています。



* 問 16 の「その他」に回答して、記入があったものは次のとおりです。

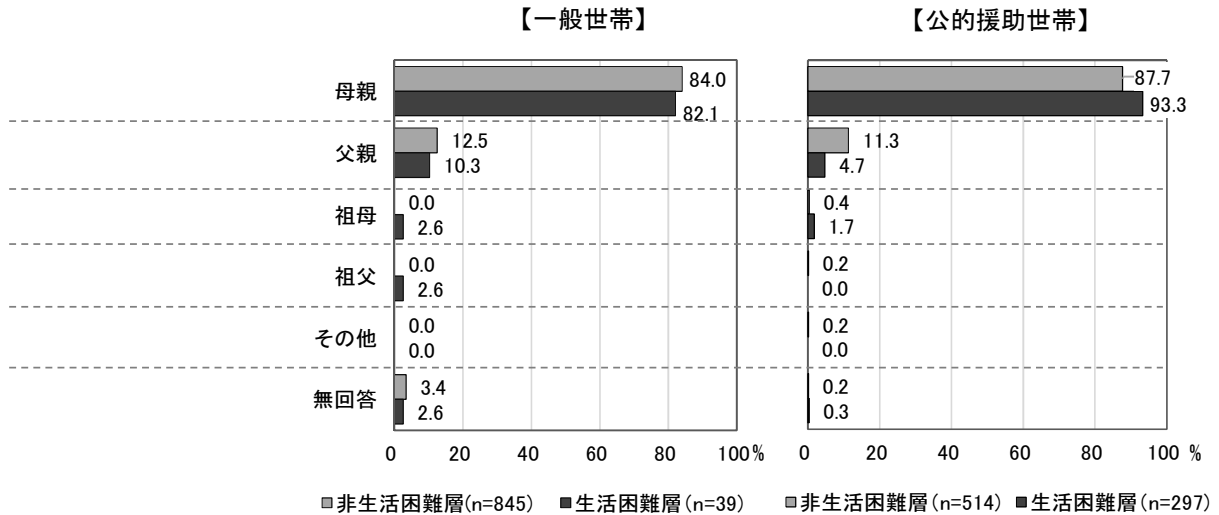
- ・年収制限無しで教育（学校）の費用を国（市）で負担してほしい。
- ・英語の勉強をより重視する学校または支援があるとよい。
- ・公立の中高一貫校
- ・ADHD のため、学校での支援が常にあってほしい。
- ・放課後児童クラブに 1 日だけでも、必要な時だけ預かってもらいたい。
- ・親子で長居できる遊具が充実した公園が家の近くにほしい。
- ・スポーツが得意な子どものための安く楽しく運動に熱中するための支援

- とにかく保育園に入らせた。
- 国際的に外国の方とふれ合える機会
- お金について学ぶ場所または機会
- 夏休み中の学校体育館の開放（公園で遊ぶには暑い）や学生による夏季水泳支援
- 不登校の子どもたちが学校の出席日数を確保できるようなフリースクールが市内にほしい。
- 経済的な理由で本人が希望する進学の道に進めないのは一番困る。
- 無利子の奨学金、全額返済しなくてよい奨学金
- 塾に行かなくても学校で学習をきちんと習得できること。
- コミュニティセンター等をもっと開放してほしい。
- 夢ややりたいことを実際に体験できる場所。また、夢を実現している人との交流の機会がほしい。
- 収入の低い家庭では、子どもに習い事をさせる余裕が無く、本人がやりたくてもさせてあげられないので、無料・低料金でできる習い事サークルがあるといいと思う。
- 雨天でも無料で遊べる場、児童館等が家の近くにほしい。
- 病児保育施設を増やしてほしい。
- きれいで安全な保育所
- 地域活動が盛んなのに、下の子がいて参加が難しく困っている。
- 子どもの相談をしたいとき、カウンセラー等の専門家に予約なしで相談できる場所
- 子どもが親を通さずに相談することができる場所
- 語学（英語、スペイン語、中国語）の学習支援として交換留学の機会
- 障がい者が一般社会で就労するための支援
- 発達の違いを疑われる子への支援

2. あなた(記入者)のことについて

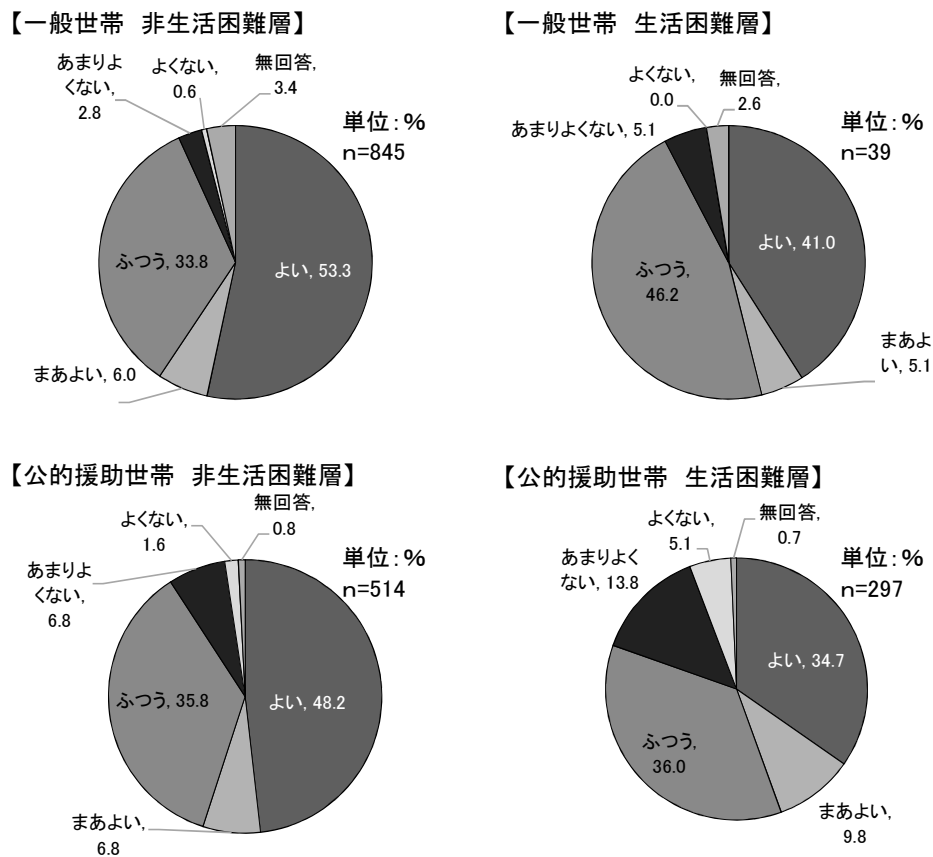
問 17 お子さんからみた、あなたの続柄をお答えください。(1つに○)

記入者の続柄は、いずれも「母親」が8割を超えています。



問 18 あなたの現在の健康状態は、いかがですか。(1つに○)

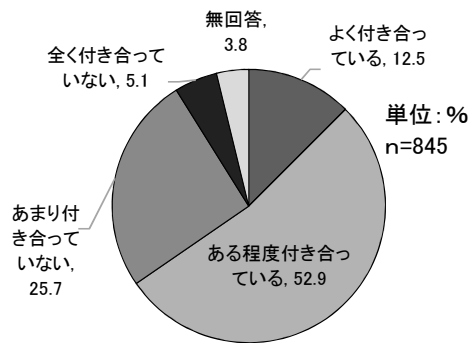
記入者の現在の健康状態は、いずれの世帯も、「よい」は生活困難層の方が少なくなっています。



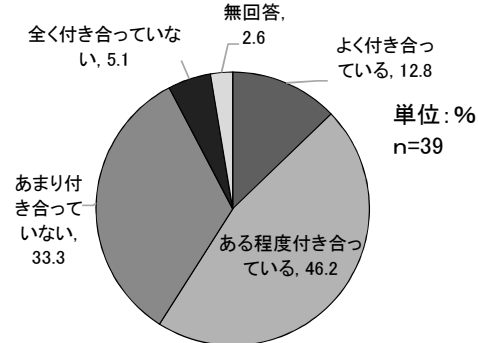
問 19 あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。(1つに○)

記入者の近所付き合いの様子は、生活困難かどうかでの差はほぼありませんが、一般世帯に比べ公的援助世帯では「よく付き合っている」が少なく「全く付き合っていない」が多くなっています。

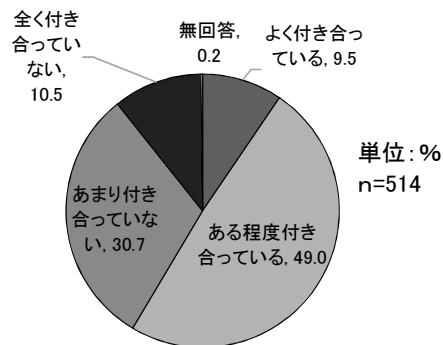
【一般世帯 非生活困難層】



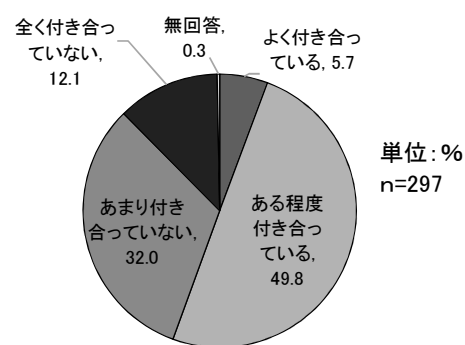
【一般世帯 生活困難層】



【公的援助世帯 非生活困難層】

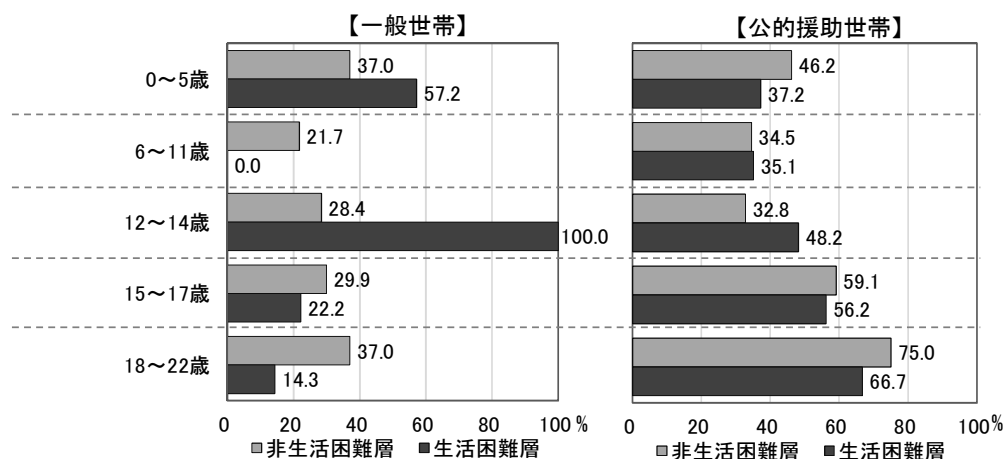


【公的援助世帯 生活困難層】



「あまり付き合っていない」と「全く付き合っていない」を合計した値について、子どもの年齢別にみると、いずれの世帯も、14歳までは生活困難層の方が多く、15歳以上では非生活困難層の方が多くなっています。

<子どもの年齢別>



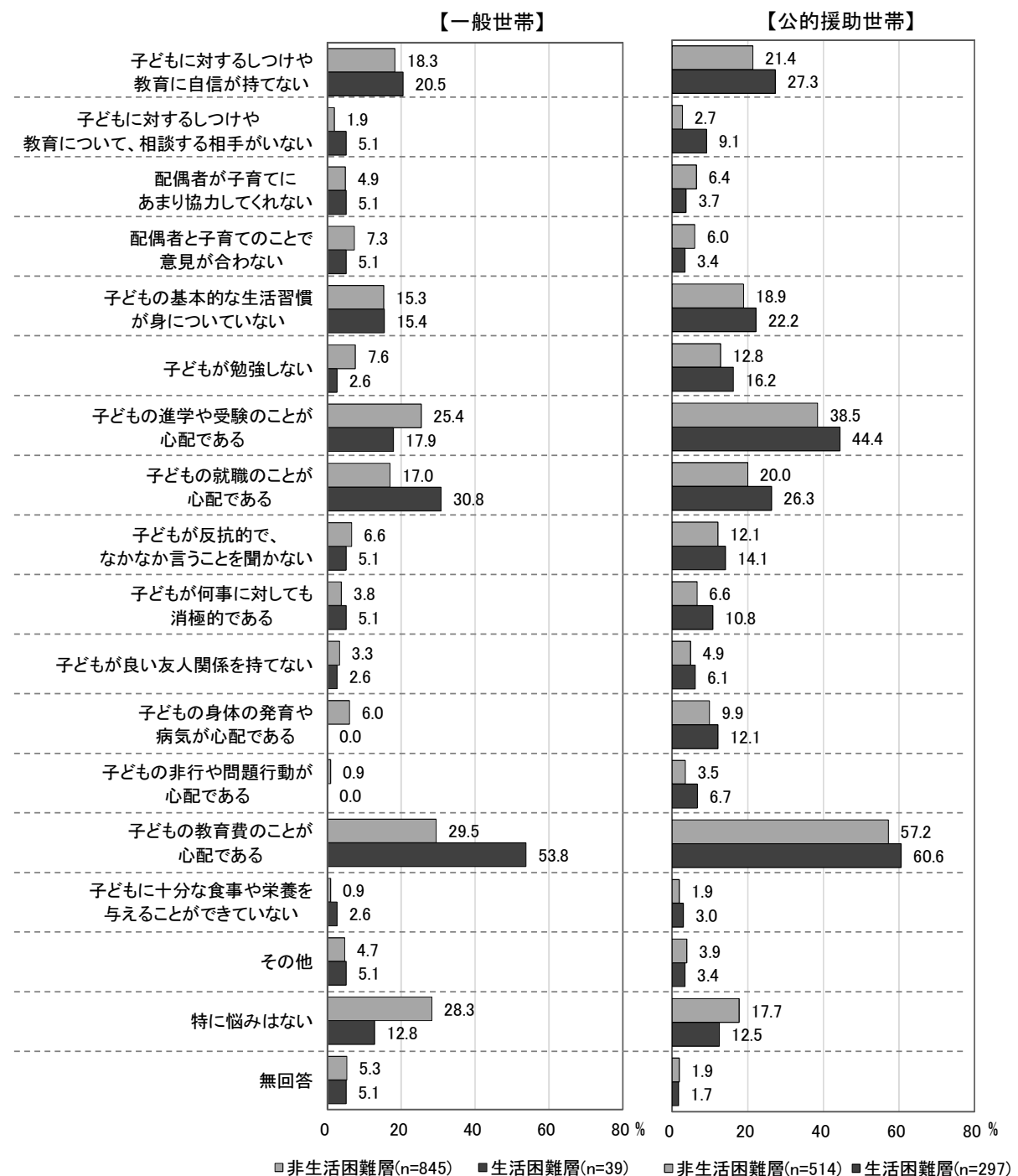
問 20 あなたは、お子さんについて、現在悩んでいることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

子どもについての悩みは、いずれも「子どもの教育費のことが心配である」が最も多くなっています。

一般世帯については、非生活困難層では「特に悩みはない」が2位回答と多くなっていますが、生活困難層では、「子どもの就職のことが心配である」が2位回答となっています。

公的援助世帯については、「子どもの進学や受験のことが心配である」や「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」、「子どもの就職のことが心配である」等が多く、これらはいずれも生活困難層の方が多くなっています。



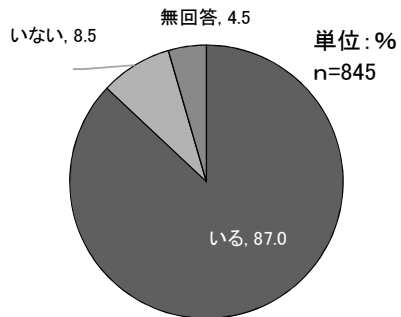
* 問 20 の「その他」に回答して、記入があったものは次のとおりです。

- いじめ対策がきちんとされているのか心配
- 子どもの赤ちゃん返り、言葉の発音
- 離乳食がうまく進まない。
- 食事の栄養バランスがどうなっているか心配
- 仕事・兄弟に手を取られ、十分に育児ができていない。
- 仕事が忙しすぎて、子どもと接する時間が少なく、一緒に過ごせる時間があまり持てない。
- 「将来の夢がない。夢を持ってない。何がしたいか分からない。」という子どもにどうアドバイスしてよいか悩んでいる。
- 子どもがあまり学校のことなどを話してくれない。うまく話が続かない。
- 子どもに厳しく接しているらしく、精神的なストレスになっていないか心配
- アレルギーがあること。
- 母乳、離乳食も与えているが、身長、体重があまり増えない。
- 電車で通学しており、朝ごはんを食べると気分が悪くなるので、朝食を食べないことが心配
- 周りの友達がスマートフォンを持ち始め、中学生になったら買い与えるのが普通などと聞くと悩む。
- ゲームの使用時間
- 保育所に入れられるかどうか心配している。
- 保育園の探し方が分からない。
- 金銭的に習いたいスクールに通わせてあげることができない。同じ夢を持つ子どものスタートラインが、親の金銭面でこんなにも違いがでるのかと思うと本当に申し訳ない気持ちでいっぱいになる。
- 離婚して寂しい思いをさせたことが人格形成に影響していないか心配
- 発達の遅れを疑われているため、発達自体や将来が心配
- 元夫が協力的でない。
- 不安定収入のため、複数の仕事をしたいが体調がすぐれない。お金の悩みしかない。

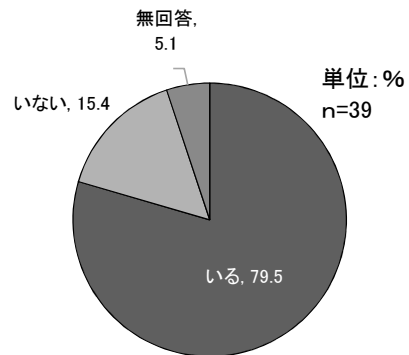
問 21 あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか。(1つに○)

現在心おきなく相談できる相手は、いずれの世帯も、「いる」が非生活困難層で多くなっています。

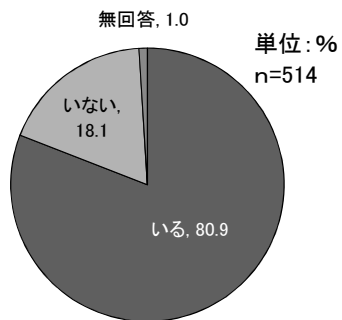
【一般世帯 非生活困難層】



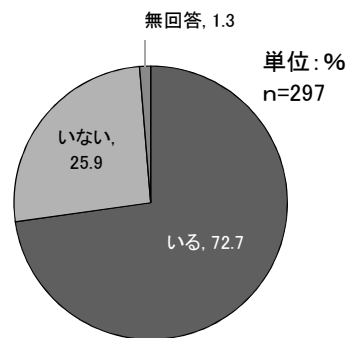
【一般世帯 生活困難層】



【公的援助世帯 非生活困難層】



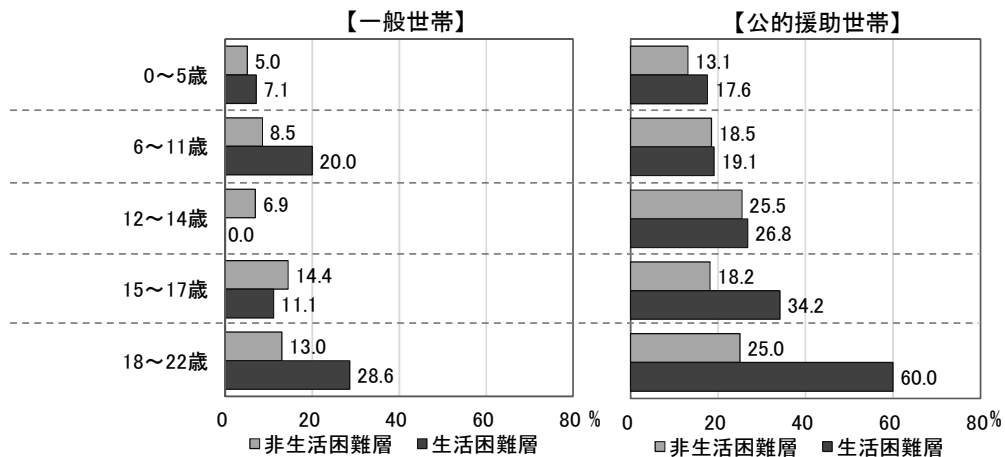
【公的援助世帯 生活困難層】



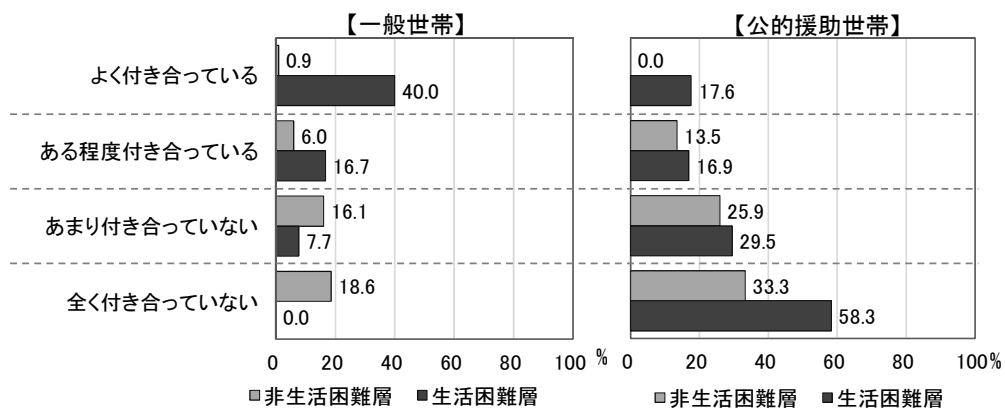
相談相手が「いない」について、子どもの年齢別にみると、特に、公的援助世帯の生活困難層では、子どもの年齢が上がるにつれ多くなっています。

また、そのうち近所付き合いの状況別にみると、公的援助世帯では近所付き合いがあまりない人ほど多くなっています。

<子どもの年齢別>

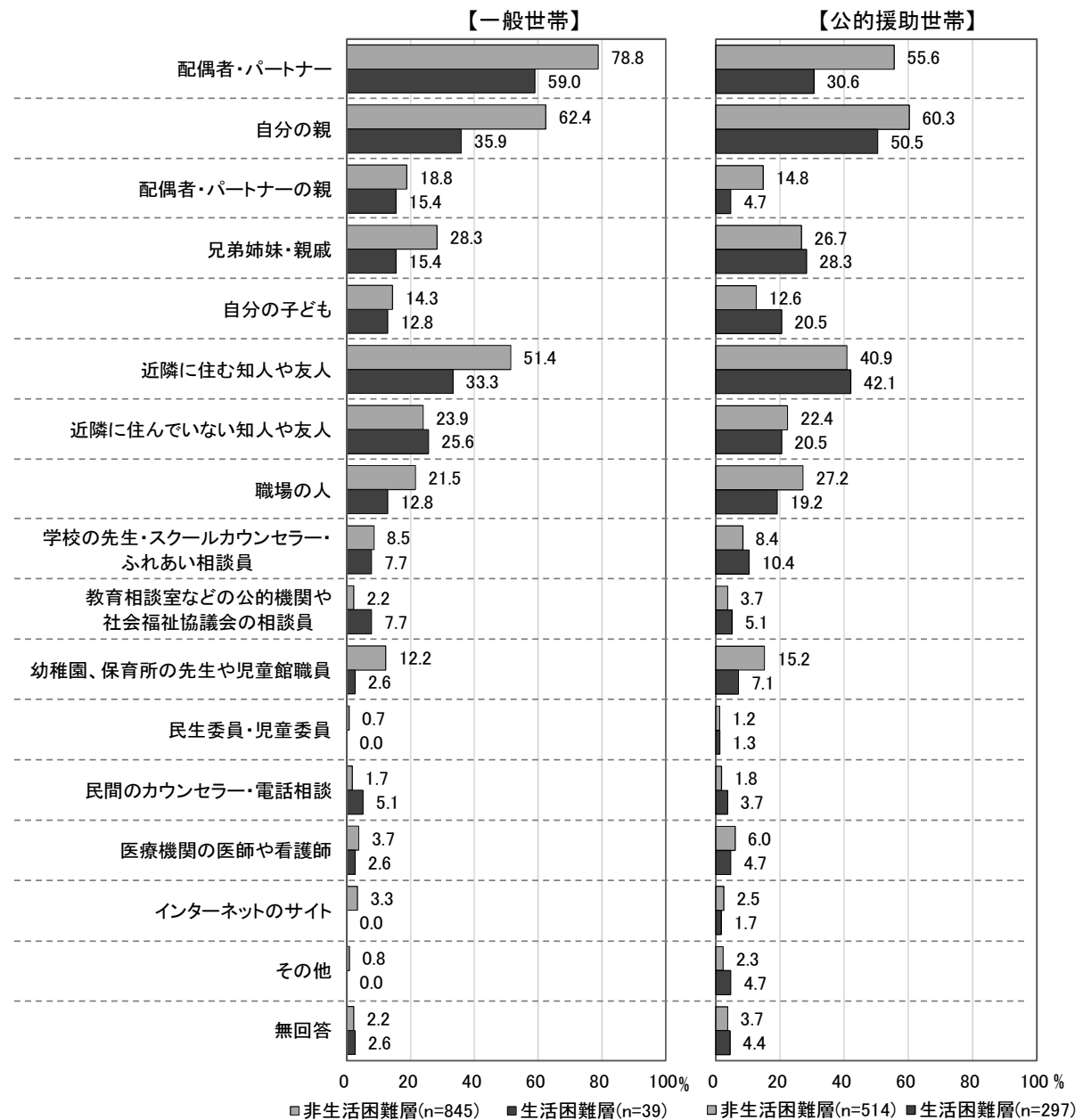


<近所付き合いの状況別>



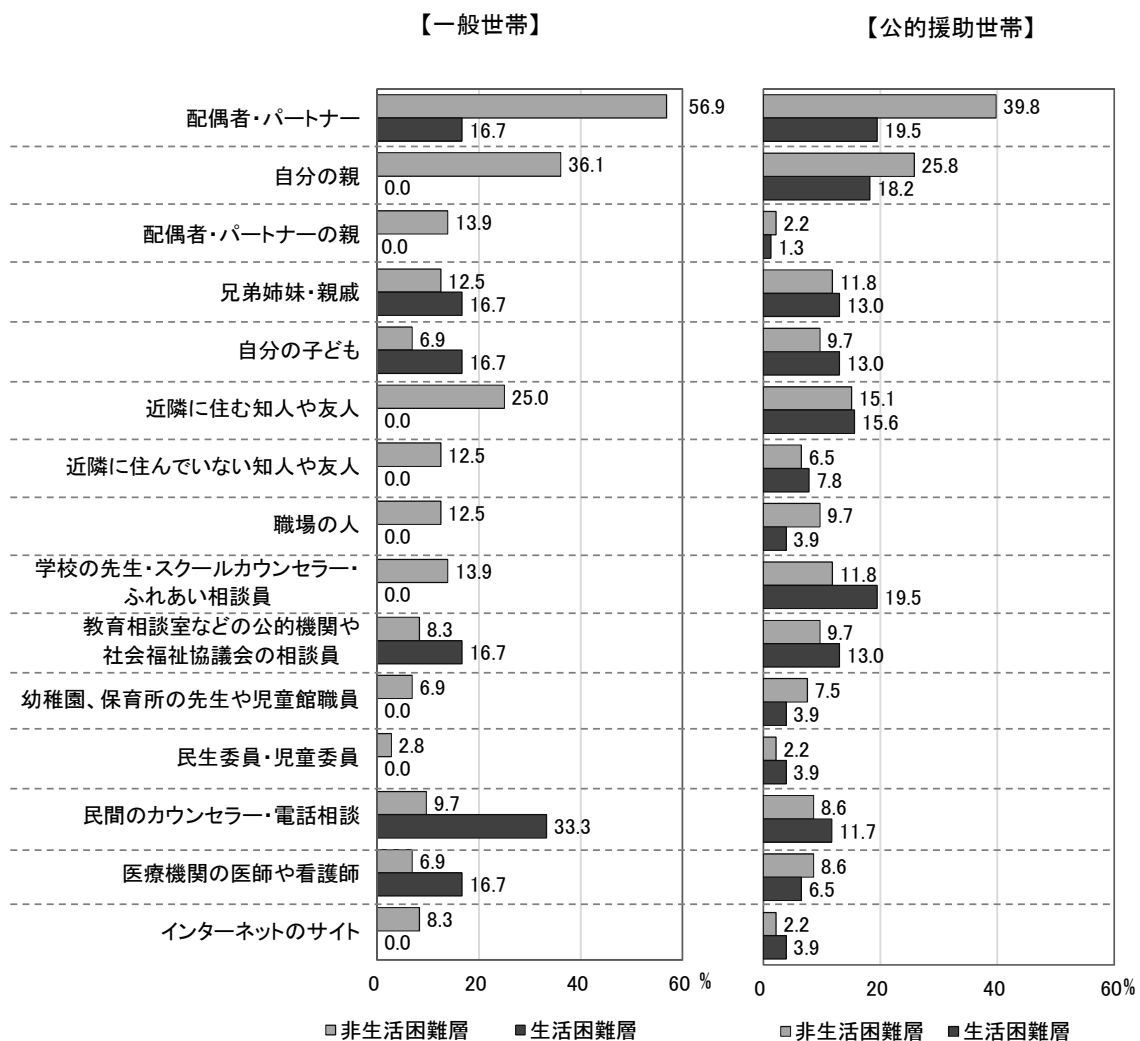
問 22 あなたが相談できる相手はどんな人ですか。また、現在相談相手がない人は、どんな人に相談したいですか。(あてはまるものすべてに○)

相談相手は、いずれの世帯も、「配偶者・パートナー」と「自分の親」が上位回答であり、生活困難層の方が少なくなっています。



相談相手がない人に限定して相談したい人を見ると、いずれの世帯も、非生活困難層については「配偶者・パートナー」や「自分の親」が多くなっていますが、生活困難層については少なくなっています。生活困難層については、一般世帯では「民間のカウンセラー・電話相談」が33.3%と高いほか、公的援助世帯では「学校の先生・スクールカウンセラー・ふれあい相談員」が19.5%と他に比べると多くなっています。

<相談相手がない人に限定>



3. お子さんの親について

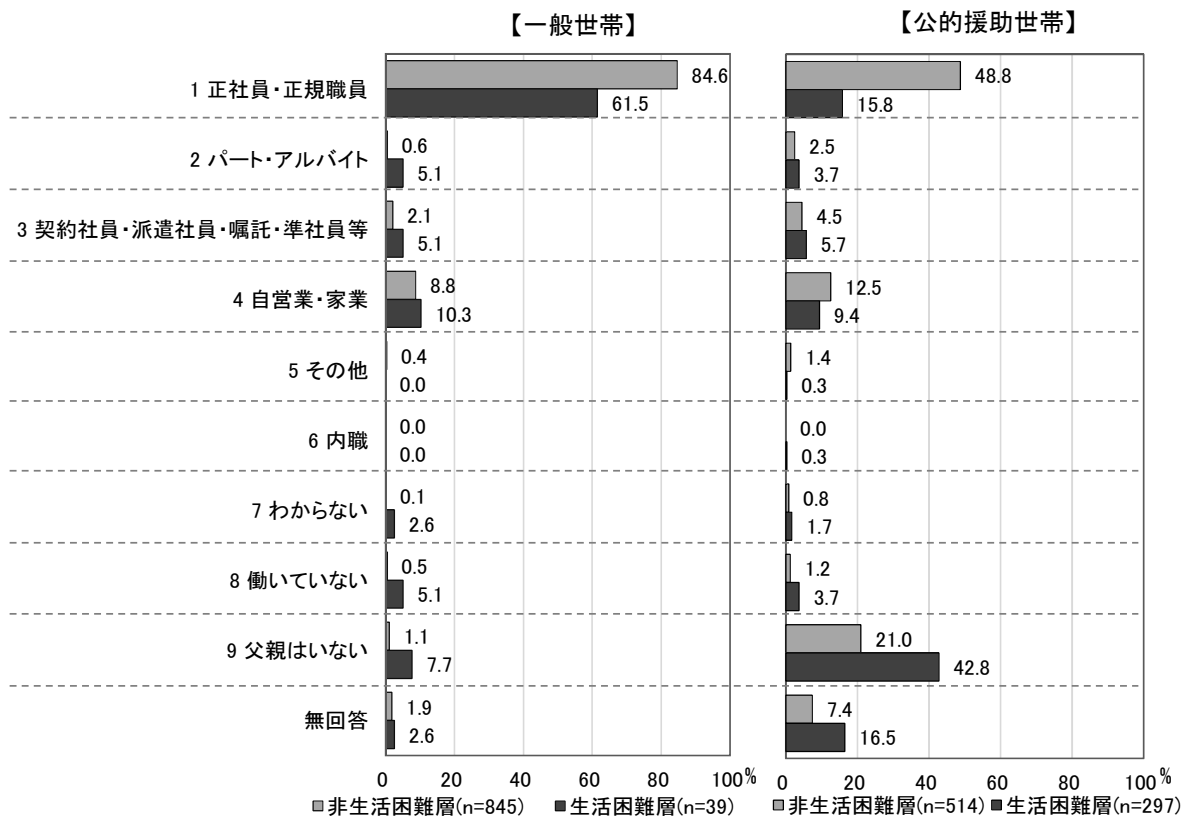
問 23 お子さんの父親・母親の仕事について、お答えください。(それぞれ、1つに○)

※育休中で復帰予定の方は、復帰後に予定されている働き方をお答えください。

お子さんの父親

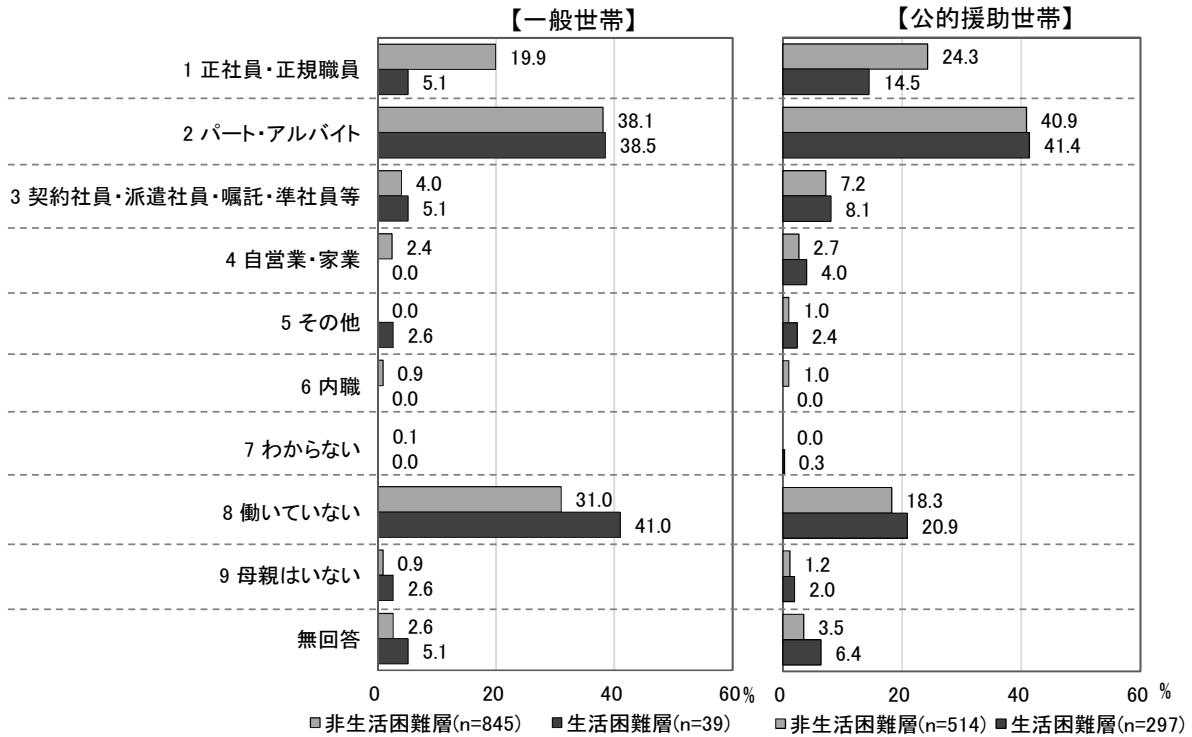
父親の就業形態は、一般世帯では「正社員・正規職員」が非生活困難層では8割半ばに対し、生活困難層では約6割となっており、生活困難層では、「パート・アルバイト」や「契約社員・派遣社員・嘱託・準社員等」、「働いていない」が多いほか、「父親はいない」が7.7%となっています。公的援助世帯では、一般世帯と同様に「正社員・正規職員」が非生活困難層では5割弱に対し、生活困難層では1割半ばとなっており、「父親はいない」が約4割と多くなっています。

また、「正社員・正規職員」では、いずれの世帯も非生活困難層と生活困難層で大きな差がみられます。

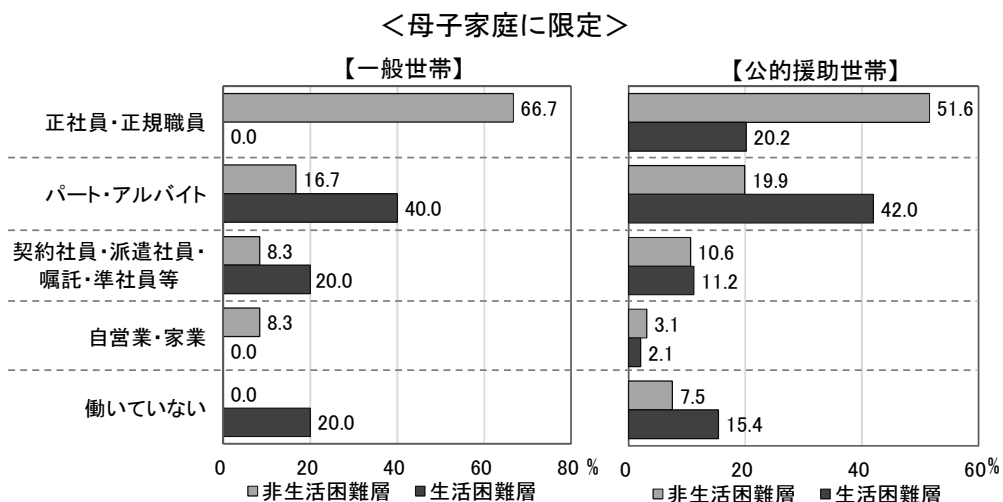


お子さんの母親

母親の就業形態は、いずれの世帯も、「パート・アルバイト」が4割程度で最も多く、生活困難かどうかでの差はでていません。一方、「正社員・正規職員」はいずれも非生活困難層の方が多くなっているほか、「働いていない」は一般世帯の生活困難層で多くなっています。



母子家庭に限定してみると、いずれの世帯も、「正社員・正規職員」は非生活困難層の方が多くなっているほか、「働いていない」は生活困難層で多くなっています。



問 23 で「1～5」と回答した方にお聞きします

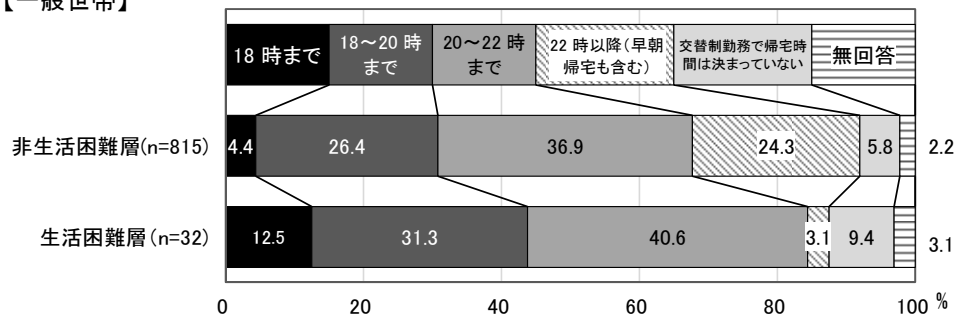
問 23-1 だいたいの帰宅時間を教えてください。(それぞれ、1つに○)

お子さんの父親

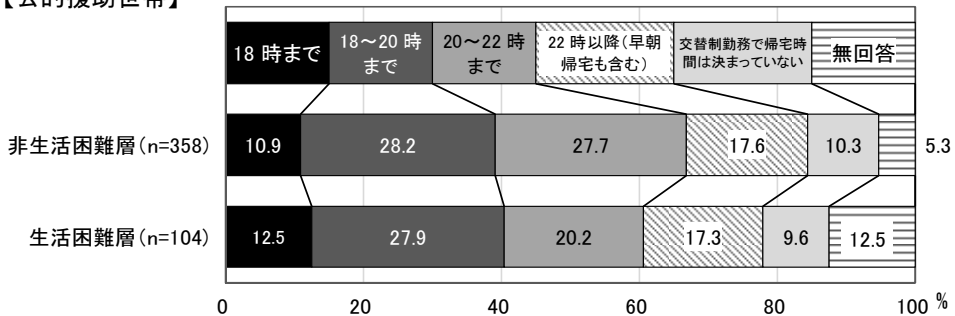
父親の帰宅時間は、一般世帯では生活困難層の方が早い帰宅時間が多く、非生活困難層では「22時以降（早朝帰宅も含む）」が2割半ばと多くなっています。

一方、公的援助世帯では、生活困難層と非生活困難層で大きな差はありません。

【一般世帯】

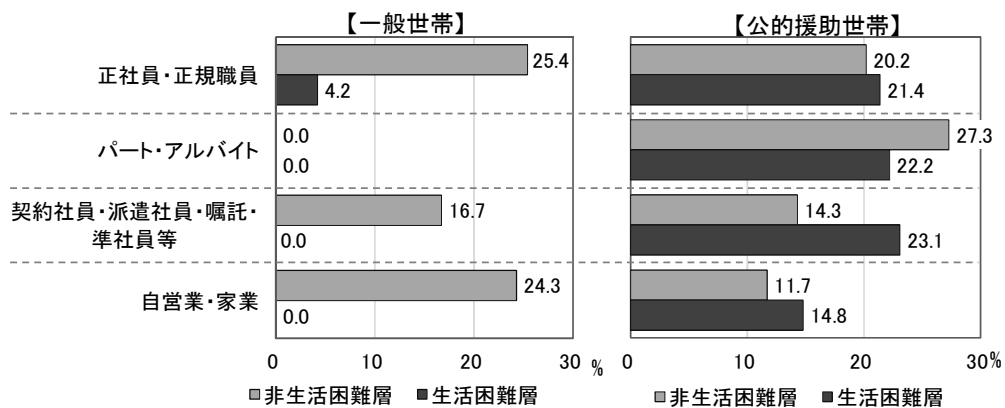


【公的援助世帯】



「22時以降（早朝帰宅も含む）」について、父親の職業形態別にみると、公的援助世帯の「契約社員・派遣社員・嘱託・準社員等」では特に非生活困難層に比べ生活困難層の割合が高くなっています。

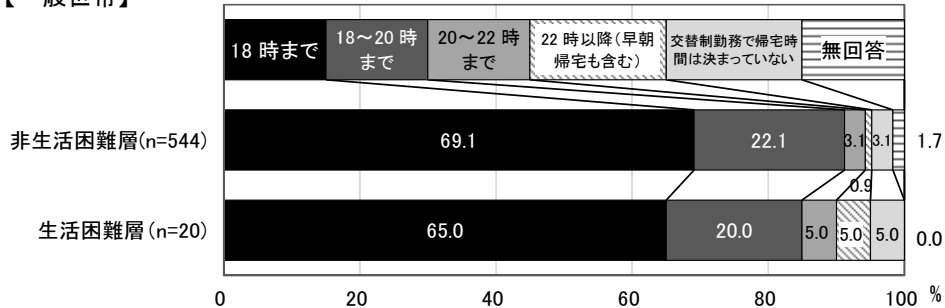
<父親の職業形態別>



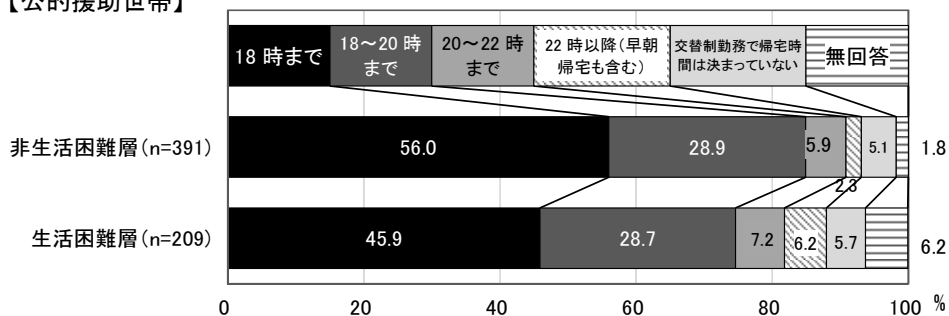
お子さんの母親

母親の帰宅時間は、一般世帯では「18時まで」が6割台と多いのに対し、公的援助世帯では非生活困難層で5割半ば、生活困難層では4割半ばと少なく、公的援助世帯においては、18時以降が多くなっています。

【一般世帯】



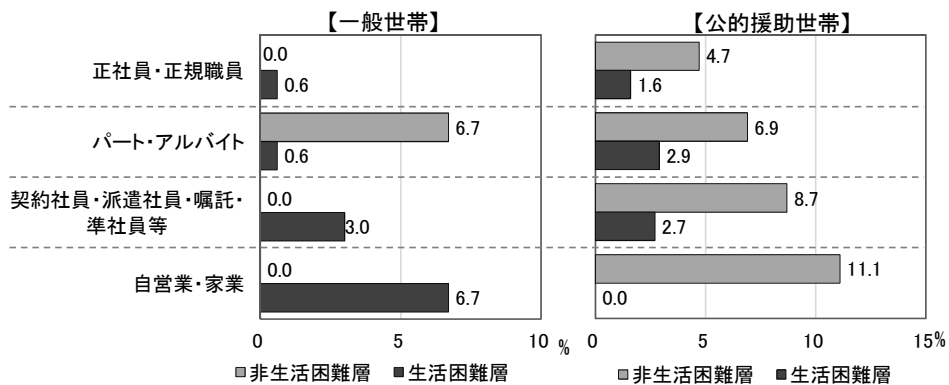
【公的援助世帯】



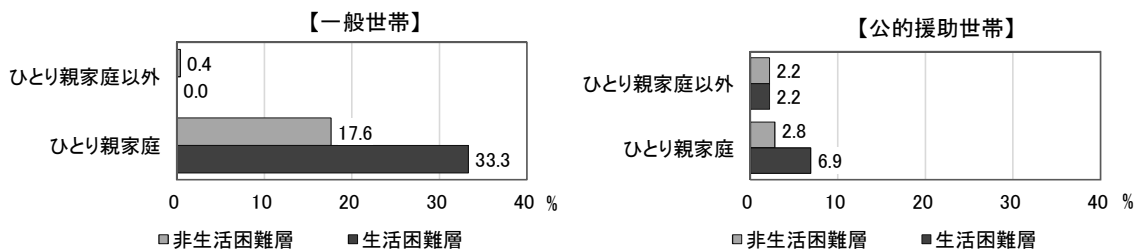
「22時以降(早朝帰宅も含む)」について、母親の職業形態別にみると、一般世帯の「契約社員・派遣社員・嘱託・準社員等」と「自営業・家業」では特に非生活困難層がないのに比べ生活困難層の割合が高くなっています。一方、公的援助世帯では、いずれも非生活困難層の方が高くなっています。

また、ひとり親家庭では、一般世帯が公的援助世帯に比べ非常に多く、中でも生活困難層は33.3%と多くなっています。

<母親の職業形態別>



<ひとり親家庭かどうかの状況別>

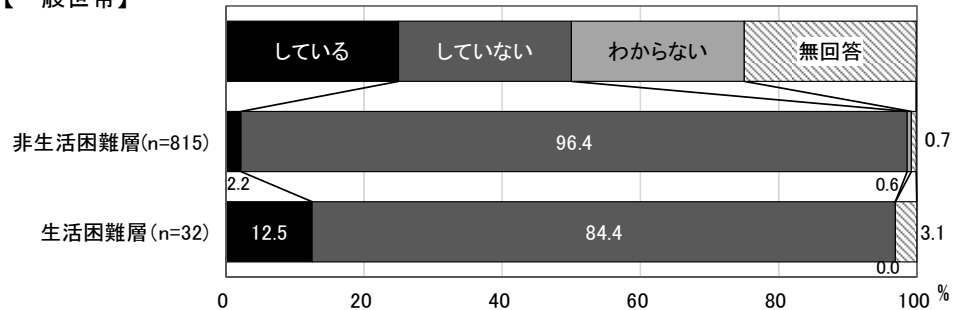


問 23-2 現在、複数の仕事をかけもちしていますか。(それぞれ、1つに○)

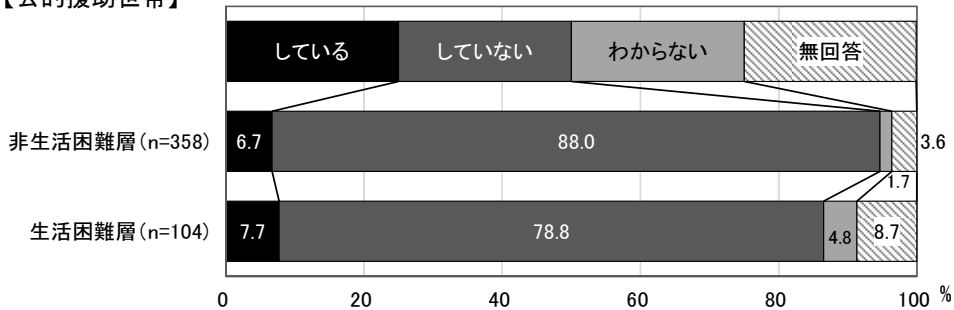
お子さんの父親

父親のダブルワークの状況は、一般世帯の生活困難層では「している」が12.5%と特に多くなっています。

【一般世帯】



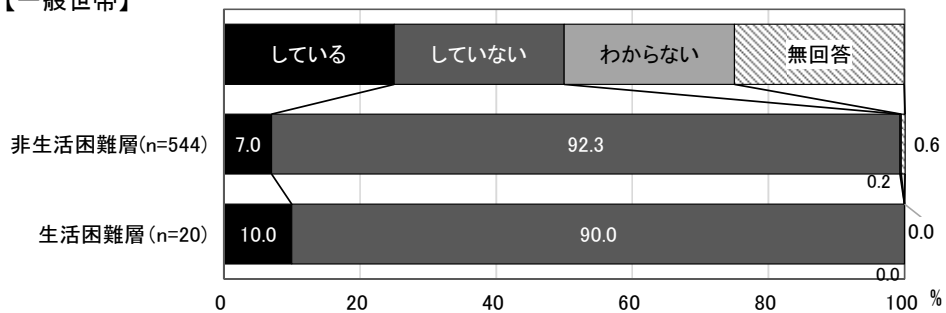
【公的援助世帯】



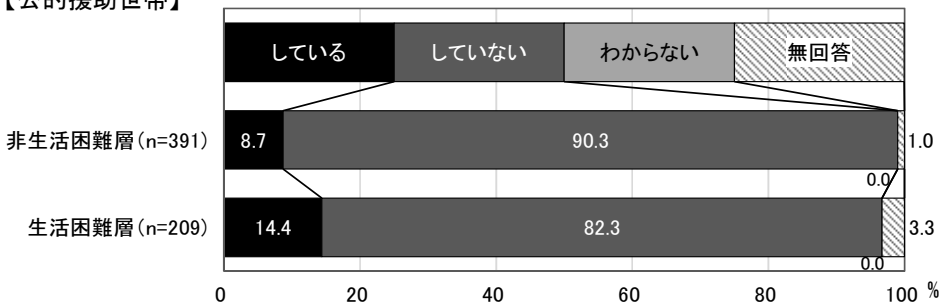
お子さんの母親

母親のダブルワークの状況は、いずれの世帯も、生活困難層の方が「している」が多くなっています。

【一般世帯】



【公的援助世帯】

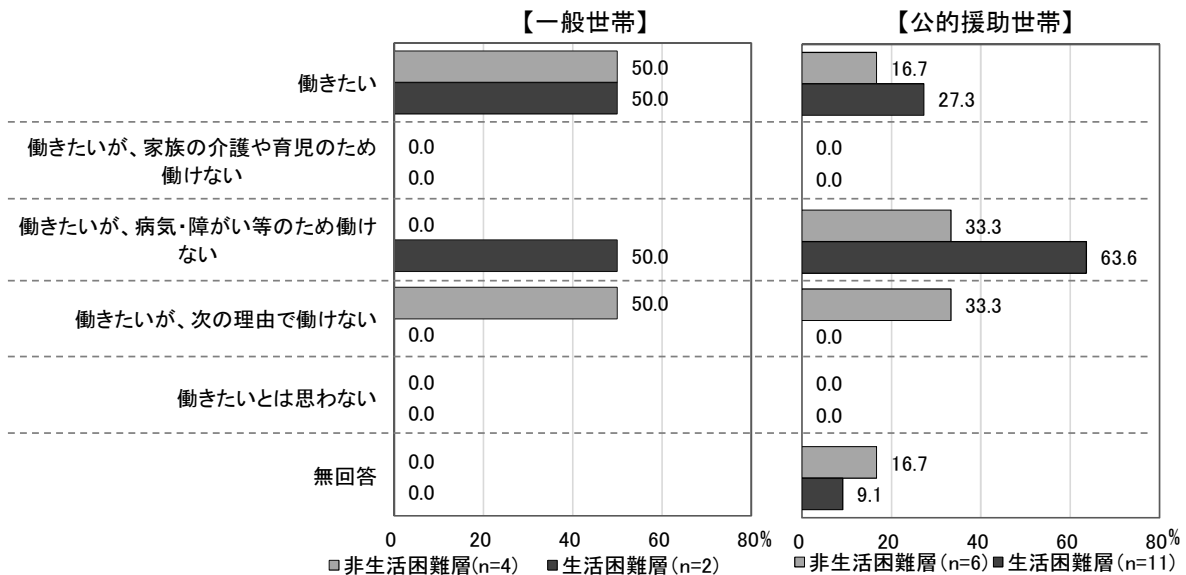


問 23 で「8 働いていない」と回答した方にお聞きます

問 23-3 今後、働きたいと思いますか。(それぞれ、1つに○)

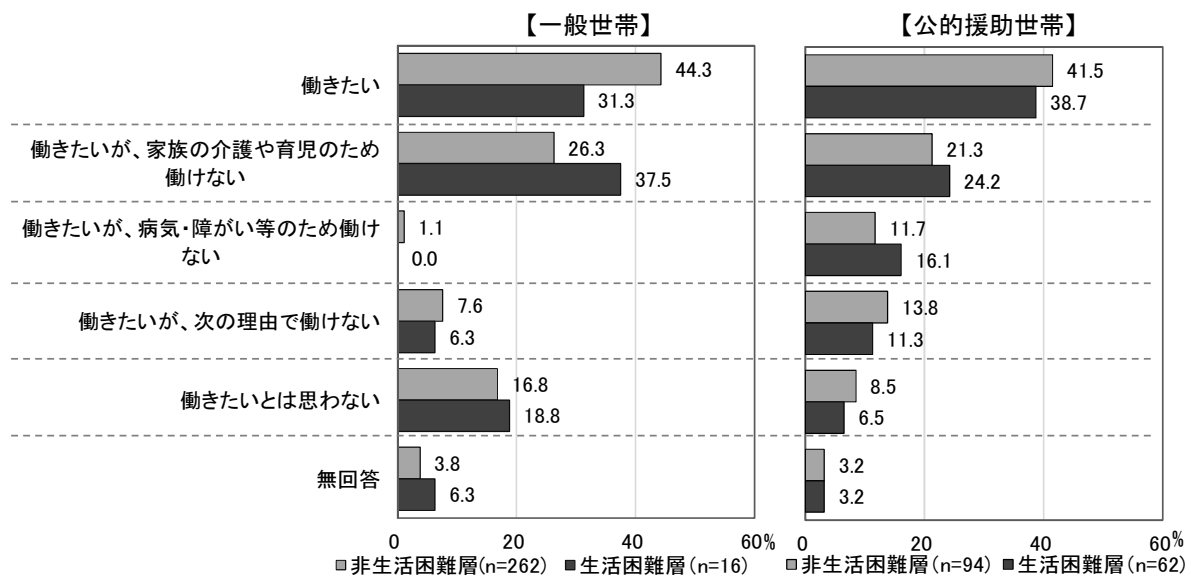
お子さんの父親

父親の今後の就業意欲は、一般世帯ではいずれも「働きたい」がら割となっていますが、公的援助世帯では「働きたい」は少なく、「働きたいが、病気・障がい等のため働けない」が生活困難層で約6割、非生活困難層で約3割と多くなっています。



お子さんの母親

母親の今後の就業意欲は、父親に比べると「働きたいが、家族の介護や育児のため働けない」が多く、特に一般世帯の生活困難層では4割弱と多くなっています。



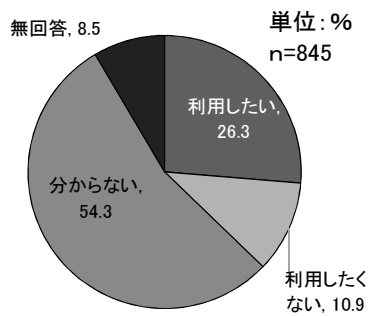
* 「次の理由」とは・・・

- ・子どもを預けられないため
- ・学校の長期休みに子どもを見る人がいないため など

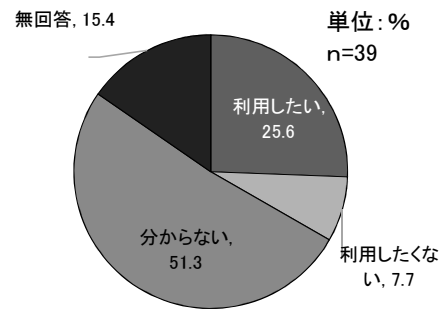
問 24 お子さんの父親・母親は、就職や転職に関係のある知識の習得や資格の取得などの機会があれば利用してみたいと思いますか。(1つに○)

就職や転職に関係のある知識の習得や資格の取得などの機会について「利用したい」は、非生活困難層と生活困難層との差はほとんどありませんが、一般世帯に比べ公的援助世帯の方が若干多くなっています。

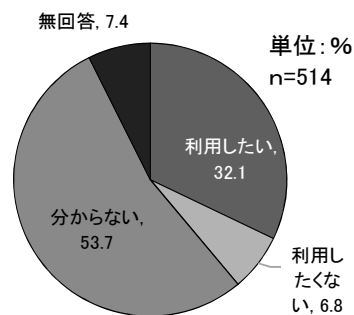
【一般世帯 非生活困難層】



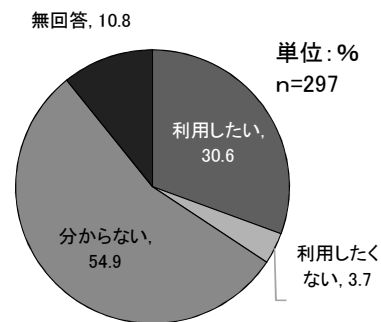
【一般世帯 生活困難層】



【公的援助世帯 非生活困難層】



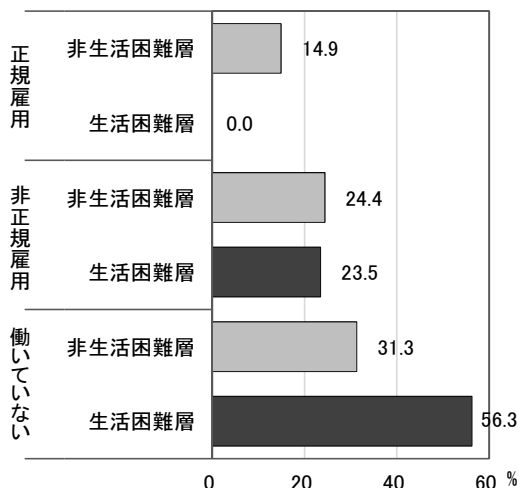
【公的援助世帯 生活困難層】



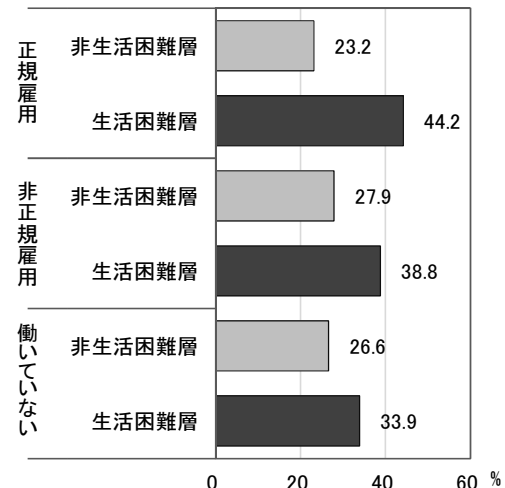
「利用したい」について、母親の就業状況別にみると、生活困難かどうかや母親の就業状況に関わらず、いずれの層でも高くなっています。

<母親の就業状況別>

【一般世帯】



【公的援助世帯】



* 問 24 の「利用したい」に回答して、『例えばどのようなものがあるとよいですか』について記入があったものは次のとおりです。

■ 一般世帯 ■

希望資格取得分野	人数
パソコン関係	54人
介護職関係	19人
保育関係	19人
医療・薬剤事務関係	16人
簿記会計関係	12人
外国語	10人
看護職	9人
ファイナンシャルプランナー	7人
調理関係	4人
不動産・建築関係	4人
美容関係	4人
カウンセラー	3人
フォークリフト	3人
片付け・掃除関係	3人
図書館司書・学童指導員	3人
ペットシッター	2人
その他（各1人）	
社会保険労務士	
ラッピング資格	
手話	
アロマセラピスト	
環境やエネルギーに関する資格講座	
携帯	
クラフト	
ライフプランナー	
経営について（店を出すための）	

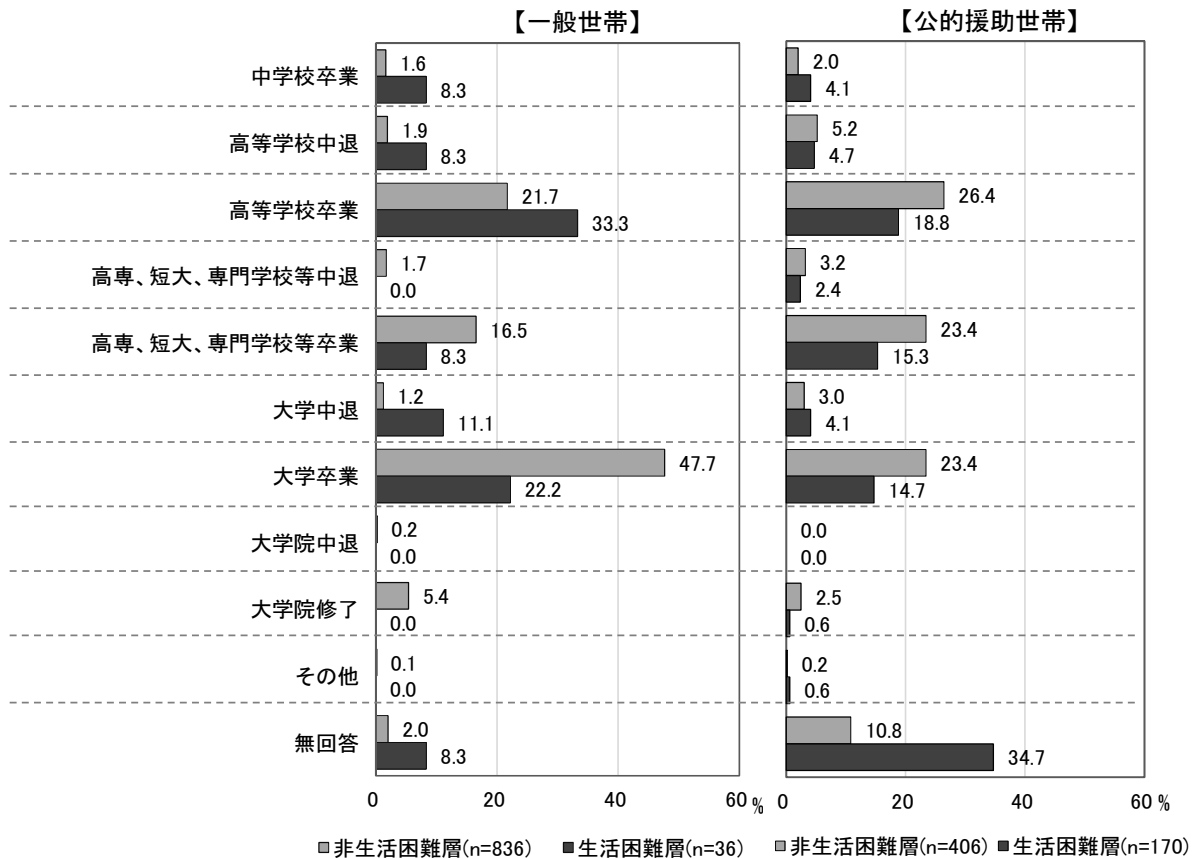
■ 公的援助世帯 ■

希望資格取得分野	人数
パソコン関係	49人
介護職関係	25人
医療・薬剤事務関係	24人
簿記会計関係	20人
保育関係	14人
看護職	13人
外国語	9人
社会福祉士・社会保険労務士	8人
美容・健康関係	7人
調理関係	4人
不動産・建築関係	4人
ファイナンシャルプランナー	3人
アドバイザー	3人
起業	3人
その他（各1人）	
行政書士資格	
カラーコーディネート	
コミュニケーション	
手話	
ペン字	
中型・大型免許などの自動車免許	
東洋医学	
風景スケッチ	
ブライダル関係	
貿易事務	
ライフプランナー	
カウンセラー	
生活指導員（支援）などの資格	
PT（理学療法士）	

この記入欄には、上記資格取得の内容のほか、資格取得のための条件整備として、講習中の子どもの保育の確保、受講料の補助又は無料、自己適正診断の機会等の意見が寄せられました。

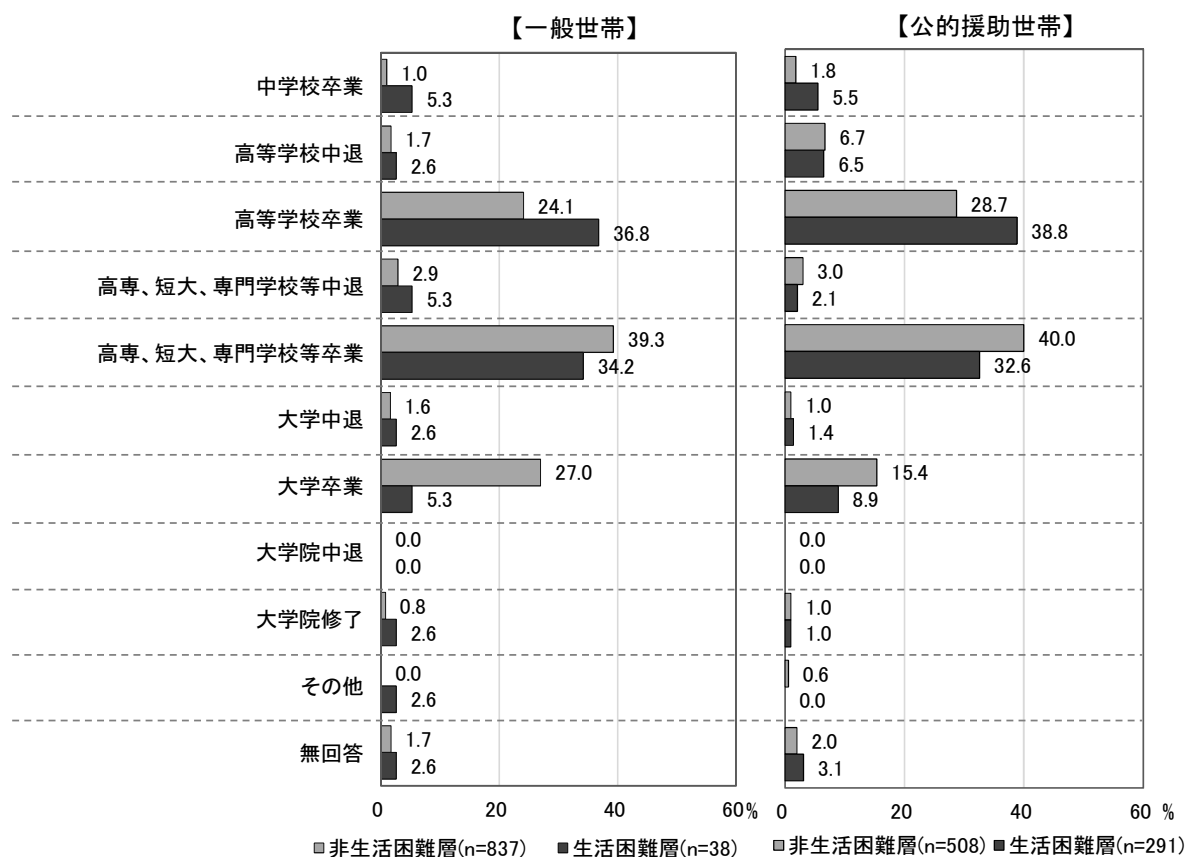
問 25 お子さんの父親・母親の最終学歴について教えてください。(それぞれ、1つに○)
 お子さんの父親

父親の最終学歴は、一般世帯の非生活困難層では「大学卒業」が5割弱と最も多いのに対し、一般世帯の生活困難層と公的援助世帯では「高等学校卒業」が最も多くなっています。また、一般世帯の生活困難層では「中学校卒業」と「高等学校中退」を合わせると1割半ばと多くなっています。



お子さんの母親

母親の最終学歴は、いずれの世帯も、「高等学校卒業」までは生活困難層の方が多く、「高専、短大、専門学校等卒業」と「大学卒業」は非生活困難層の方が多くなっています。特に、一般世帯の非生活困難層では3割弱が「大学卒業」となっています。

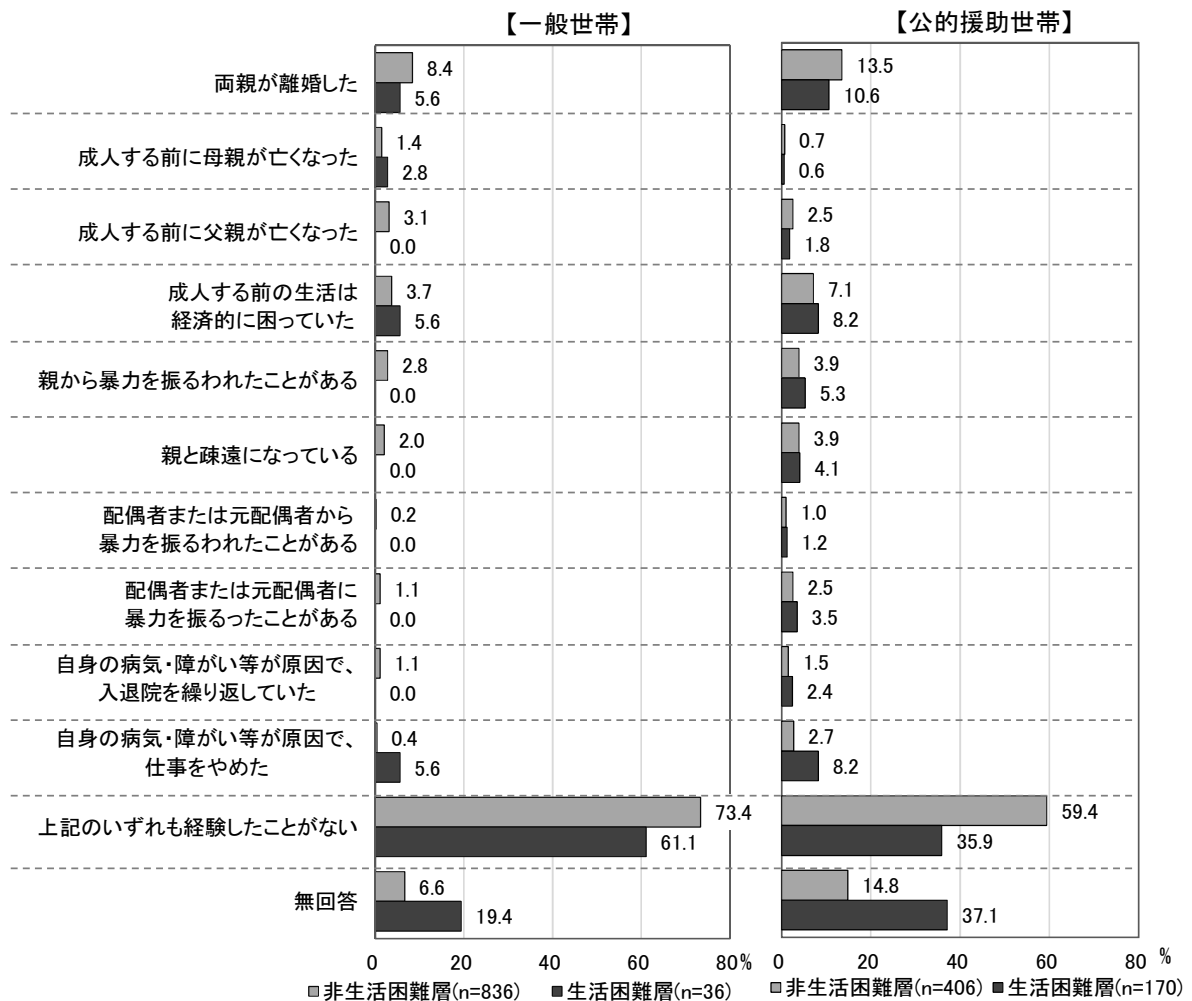


問 26 お子さんの父親・母親は、以下のような経験をしたことがありますか。

(それぞれ、あてはまるものすべてに○)

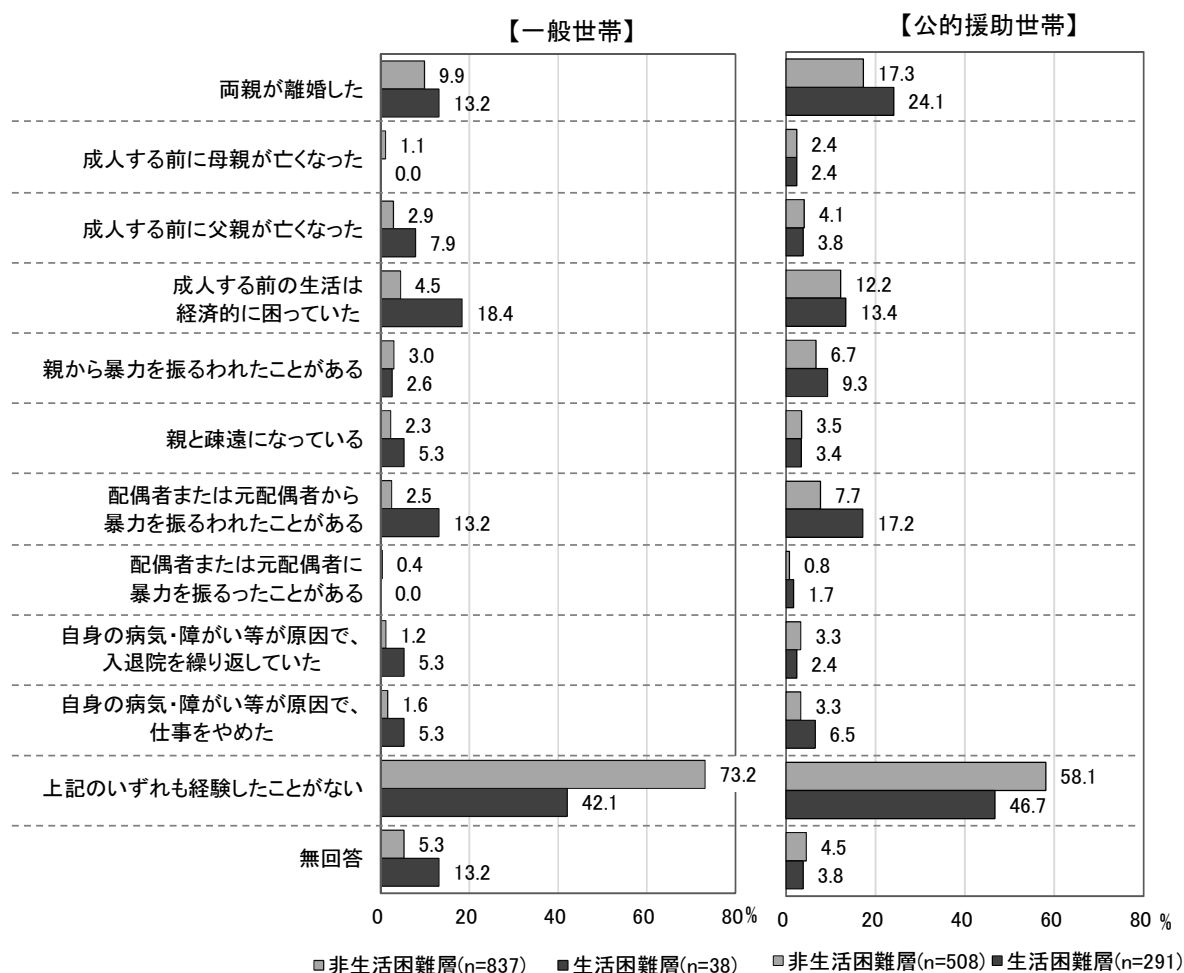
お子さんの父親

父親の経験として「上記のいずれも経験したことがない」は、いずれの世帯も非生活困難層の方が多く、「自身の病気・障がい等が原因で、仕事を辞めた」は、いずれの世帯も生活困難層の方が多くなっています。



お子さんの母親

母親の経験として「上記のいずれも経験したことがない」は、いずれの世帯も非生活困難層の方が多く、「両親が離婚した」や「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」は、いずれの世帯も生活困難層の方が多くなっています。特に、「成人する前の生活は経済的に困っていた」は一般世帯の生活困難層において特に多くなっています。

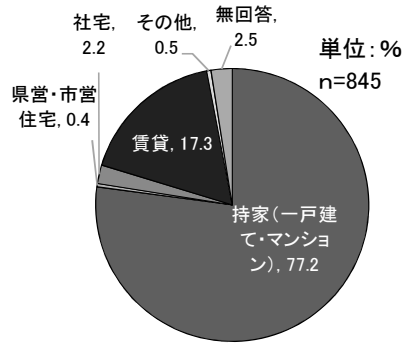


4. 世帯の状況について

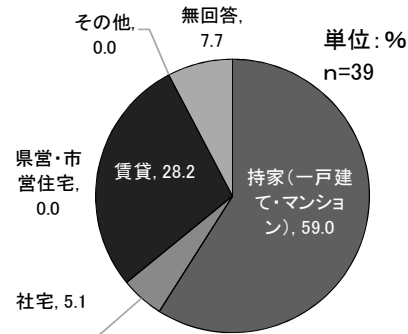
問 27 現在のお住まいの状況について教えてください。(1つに〇)

住まいの形態については、いずれの世帯も、「持家(一戸建て・マンション)」は非生活困難層の方が多く、「賃貸」は生活困難層の方が多くなっています。

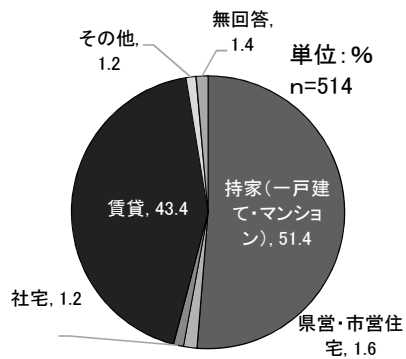
【一般世帯 非生活困難層】



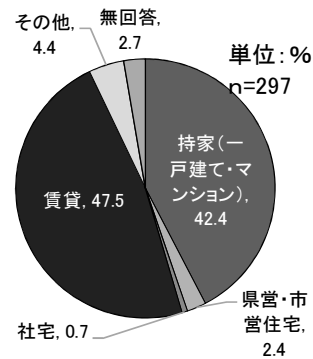
【一般世帯 生活困難層】



【公的援助世帯 非生活困難層】

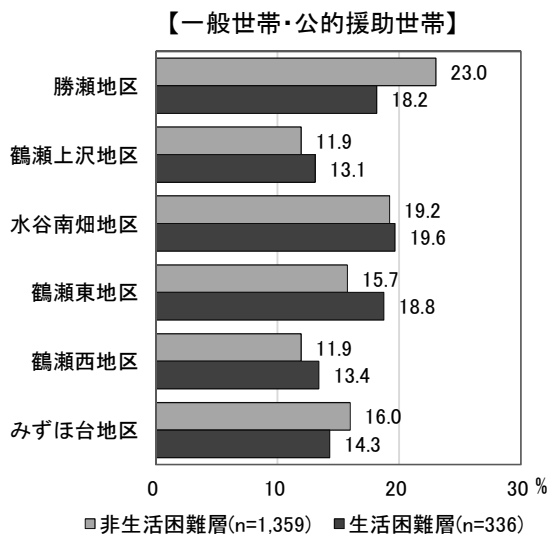


【公的援助世帯 生活困難層】



問 28 お住まいの地区名をお答えください。(1つに○)

今回の調査対象者による回答数での、地区別の参考値となります。



※地区別とは、民生委員の担当地区です。

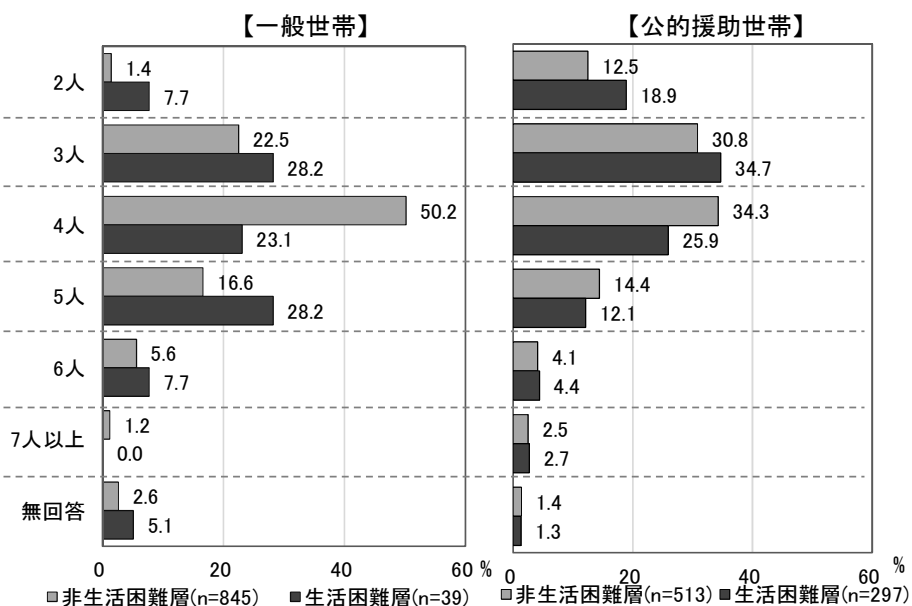
問 29 ふだん一緒にお住まいで、生計を共にしている方（世帯員）は、あなたを含めて何人ですか。また、子どもの人数と、4月2日現在の年齢を教えてください。

(数字を記入)

世帯人員数

世帯人員数は、一般世帯では非生活困難層では「4人」が多いのに対し、生活困難層では「3人」と「5人」が多くなっています。

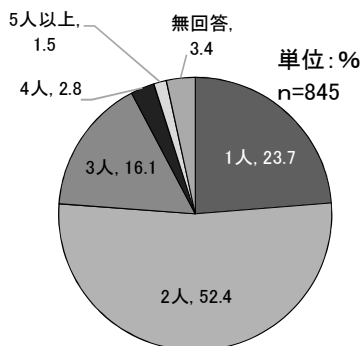
公的援助世帯では非生活困難層では「4人」が多いのに対し、生活困難層では「2人」と「3人」がやや多くなっています。



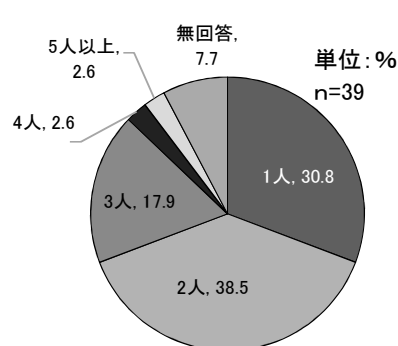
子どもの人数

子どもの人数は、一般世帯の非生活困難層では「2人」が特に多くなっていますが、その他は概ね同様の割合となっています。

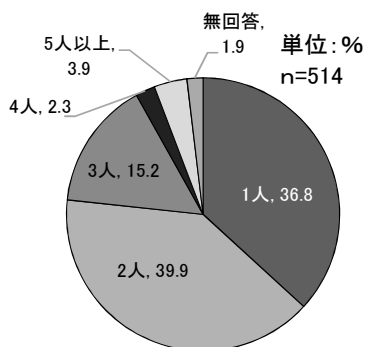
【一般世帯 非生活困難層】



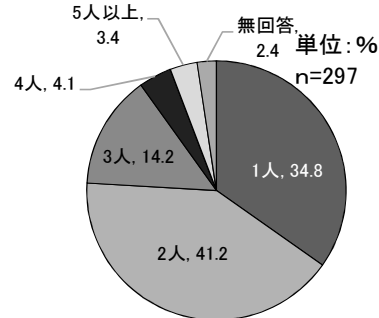
【一般世帯 生活困難層】



【公的援助世帯 非生活困難層】



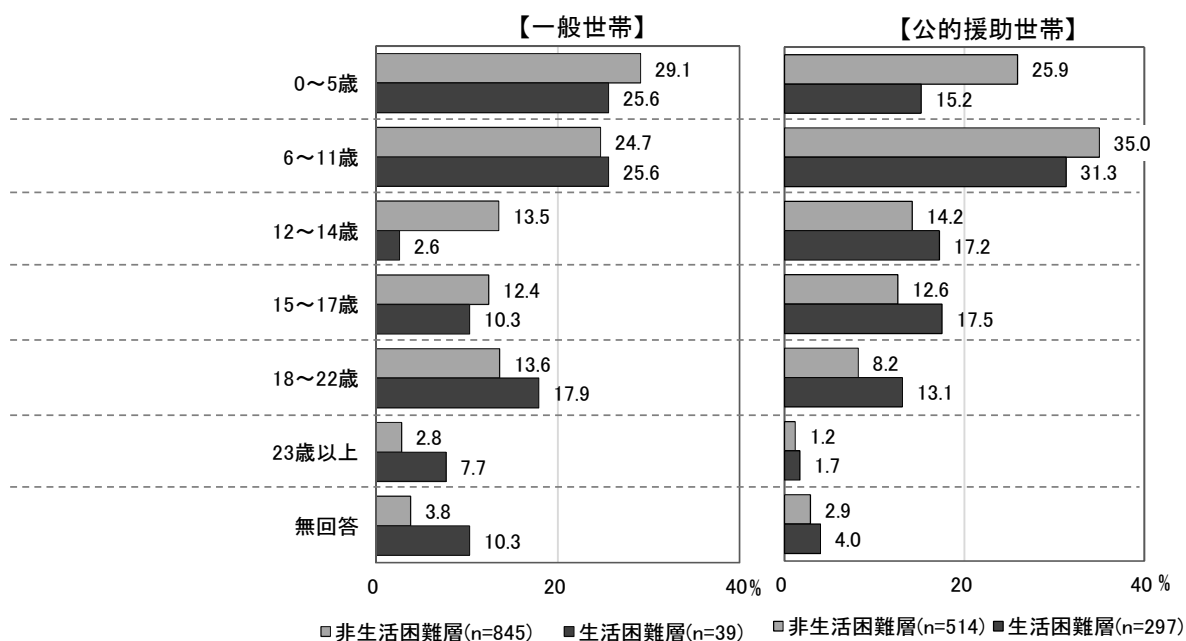
【公的援助世帯 生活困難層】



子どもの年齢①

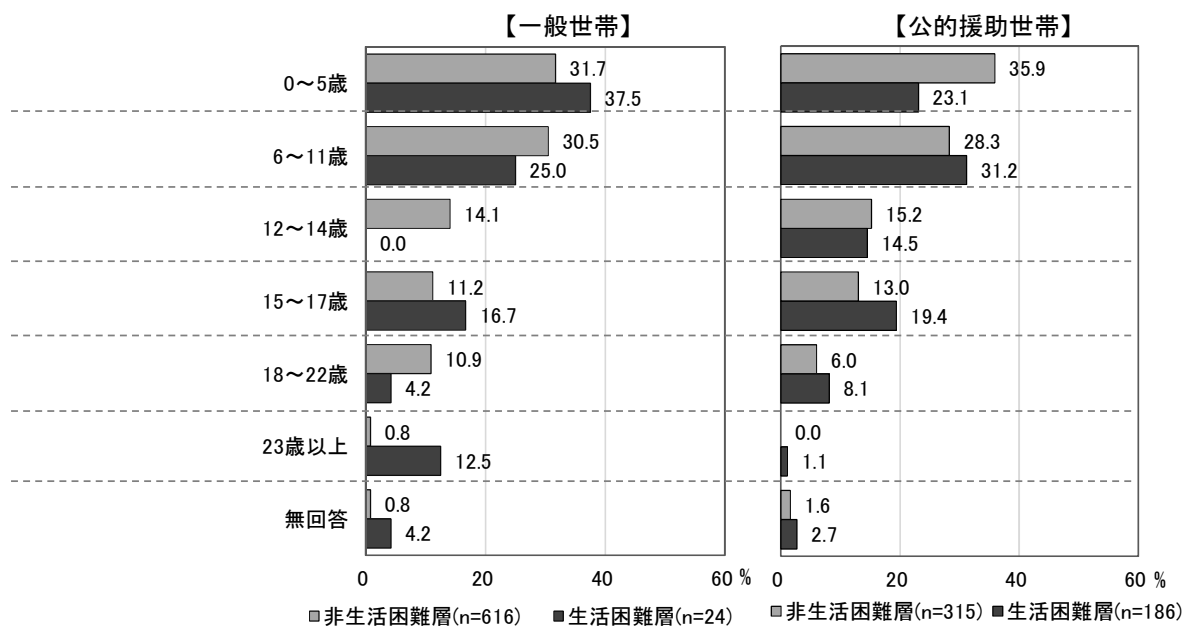
1人目の子どもの年齢は、一般世帯の非生活困難層では比較的若い年代が多く、生活困難層では18歳以上が多くなっています。

公的援助世帯では、生活困難層では12歳以上が多くなっています。



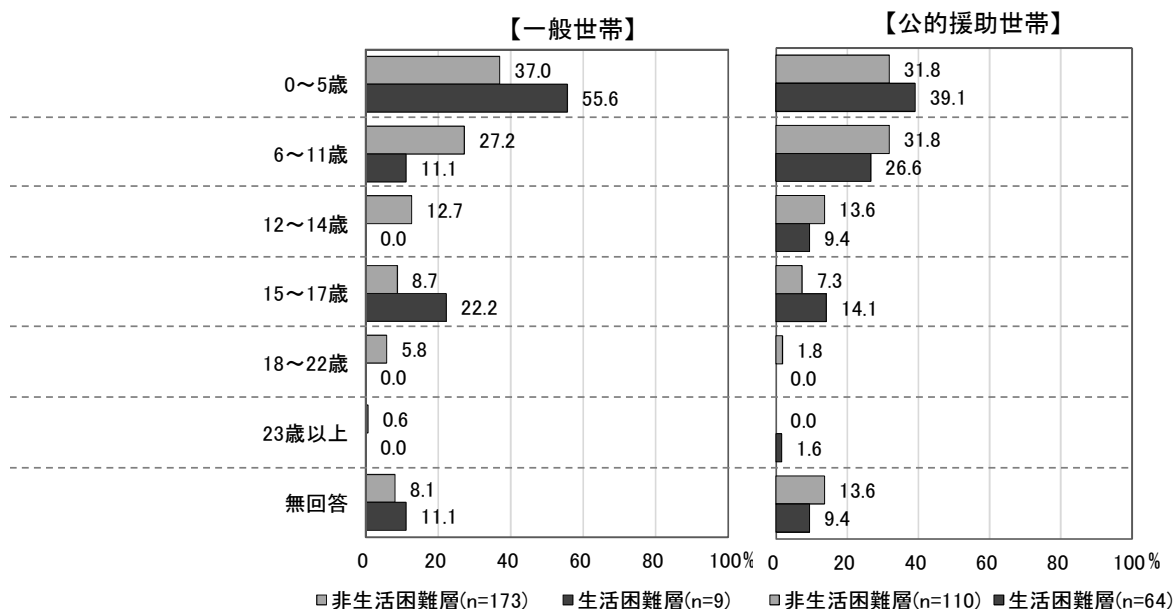
子どもの年齢②

2人目の子どもの年齢は、いずれの世帯も、15歳以上は生活困難層の方が多くなっています。



子どもの年齢③

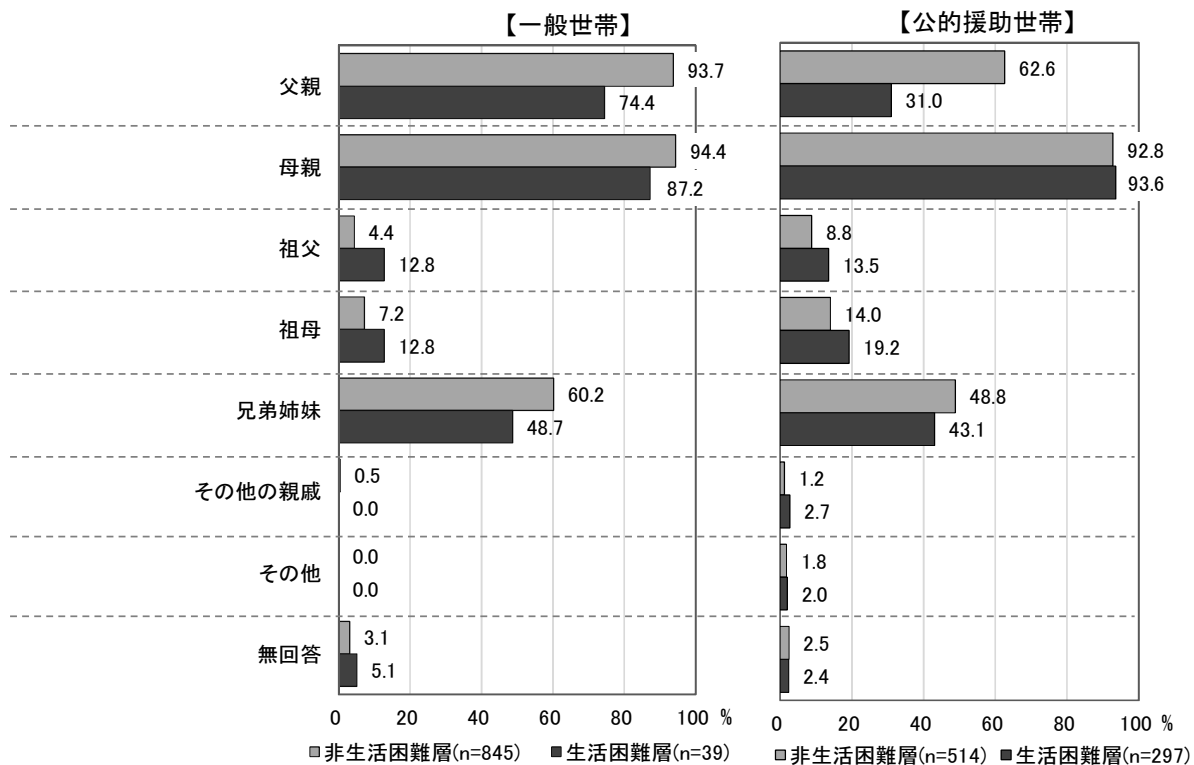
3人目の子どもの年齢は、いずれの世帯も、「0～5歳」と15歳以上が生活困難層の方が多くなっています。



問 30 上記「世帯員人数」全員について、お子さんからみた続柄を教えてください。

(あてはまるものすべてに○)

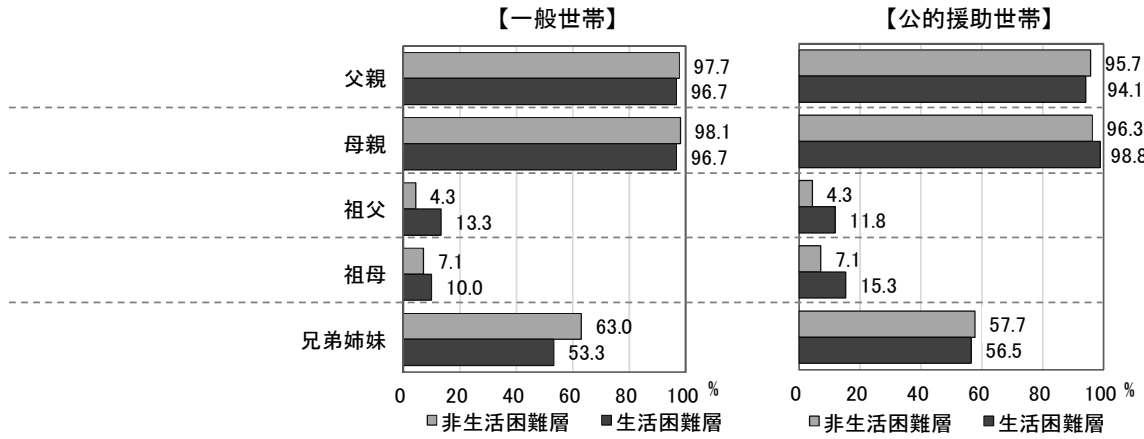
子どもからみた続柄については、いずれの世帯も、生活困難層においては「父親」が少なく、「祖父」「祖母」がやや多くなっています。



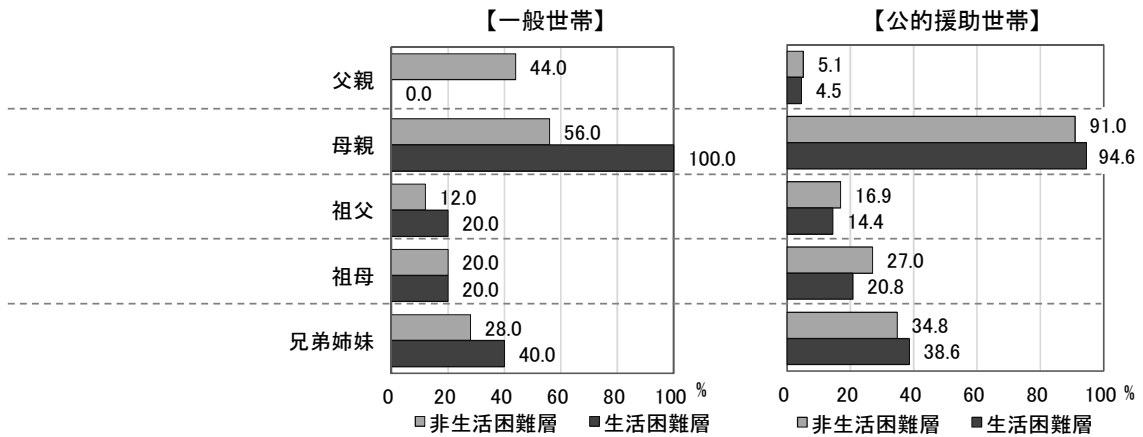
ひとり親家庭では、いずれの世帯も、「祖父」「祖母」の割合がやや多い傾向にあります。

<ひとり親家庭かどうかの状況別>

《ひとり親家庭以外》

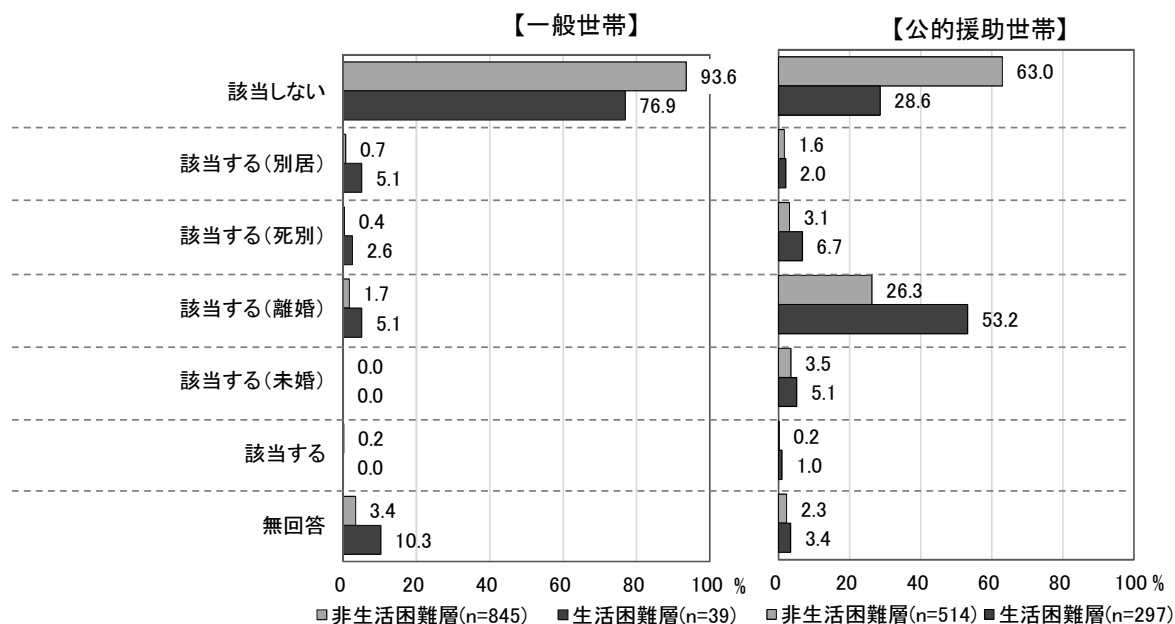


《ひとり親家庭》



問 31 あなたの世帯は、「ひとり親世帯※」に該当しますか。(1つに○)

ひとり親世帯に「該当しない」は、いずれの世帯も、非生活困難層の方が多くなっています。また、該当する人は一般世帯より公的援助世帯の方が多く、特に「該当する(離婚)」は、公的援助世帯の生活困難層では5割を超えているほか、「該当する(未婚)」は一般世帯では0%であるのに対し、公的援助世帯では非生活困難層で3.5%、生活困難層で5.1%となっています。



※このアンケートにおける「ひとり親世帯」とは、現在配偶者のいない方が22歳以下の子どもを育てている世帯です。

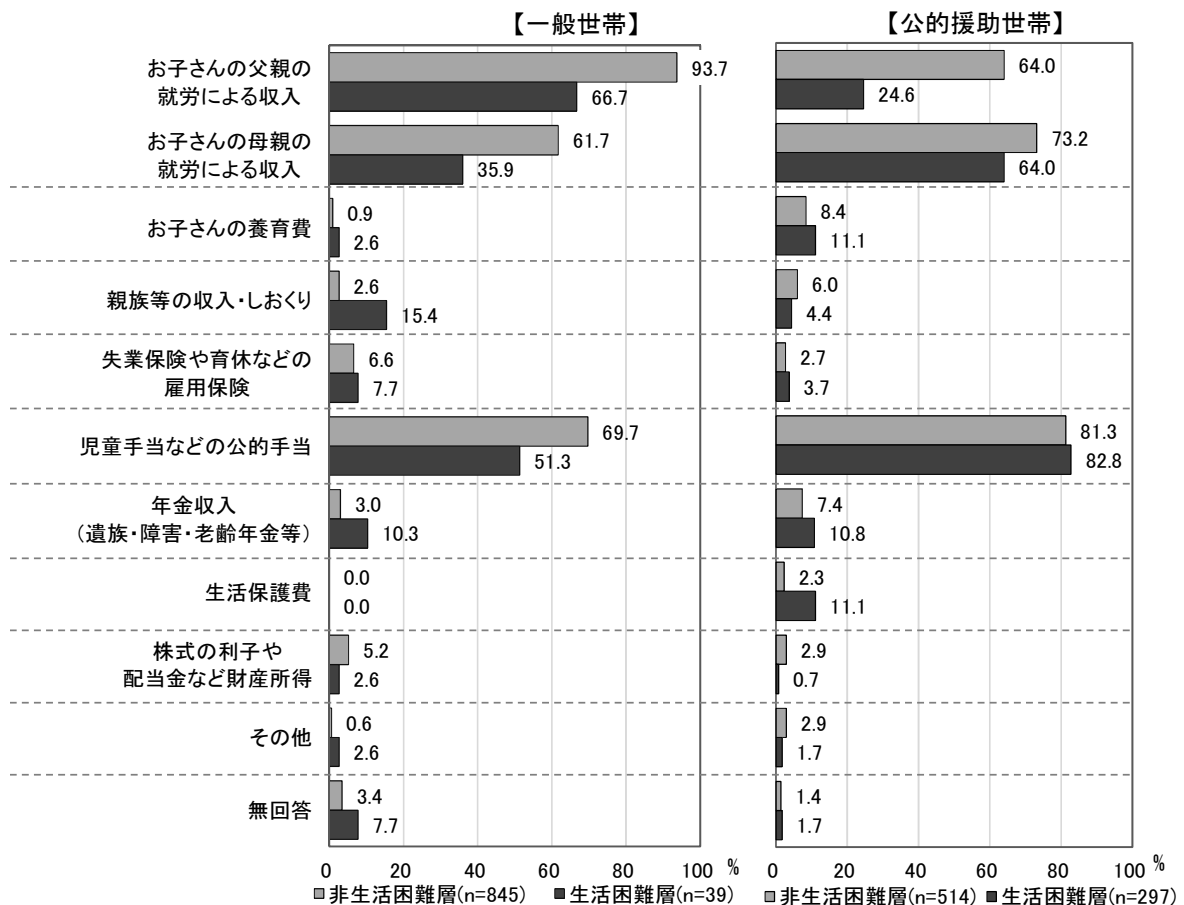
単身赴任など一時的な別居の場合は、「ひとり親世帯」には該当しません。また、法律上の婚姻をしていなくても、事実婚の状態であれば、「ひとり親世帯」には該当しません。なお、離婚が成立していなくても事実上離婚状態で別居している場合は、「ひとり親世帯」に該当するものとします。

問 32 あなたの世帯全体では1年間に、以下の収入はありましたか。

(あてはまるものすべてに○)

収入の内訳としては、いずれの世帯も、「お子さんの父親の就労による収入」と「お子さんの母親の就労による収入」は非生活困難層で多くなっています。

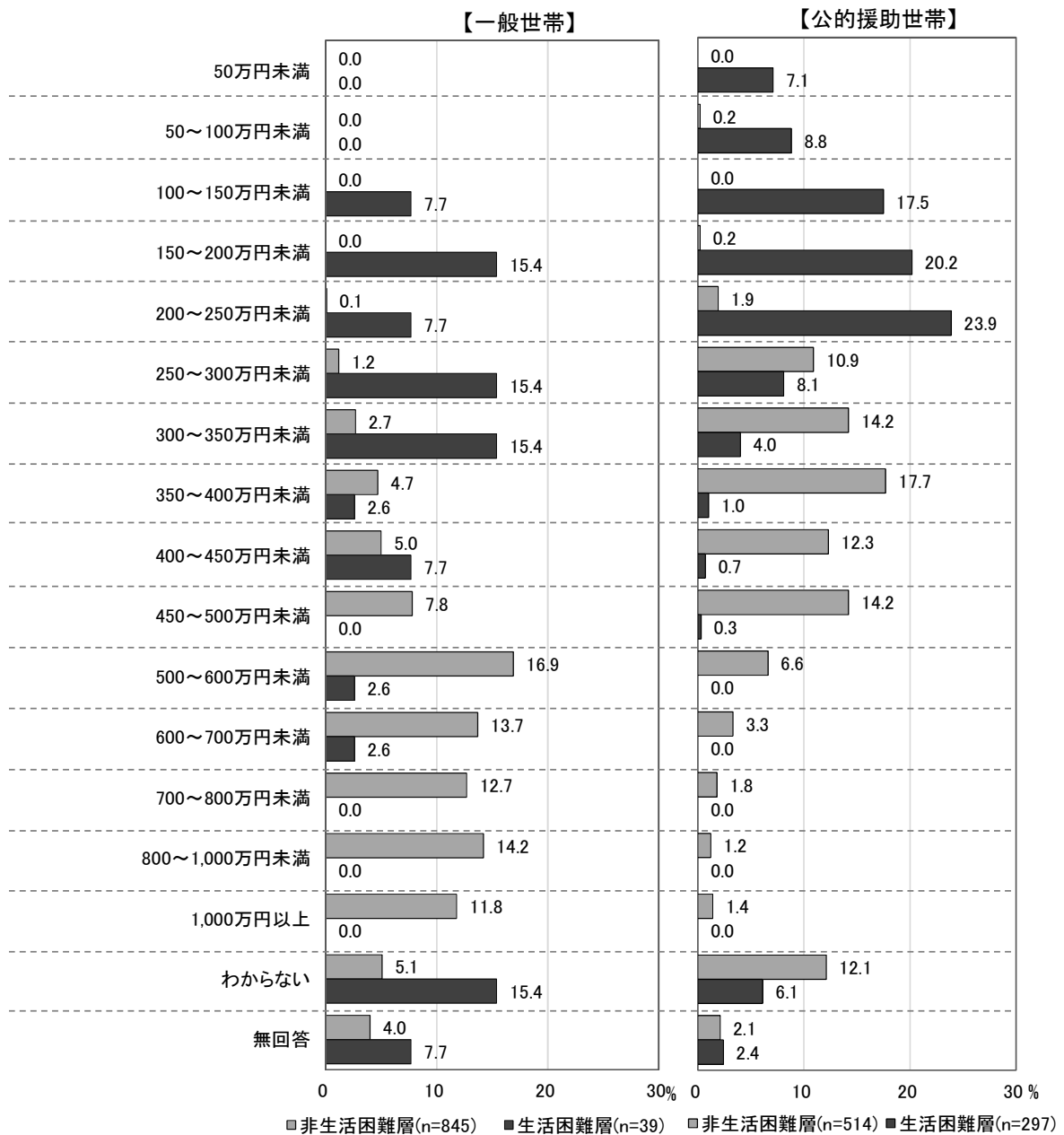
一般世帯の生活困難層では「親族等の収入・しおくり」と「年金収入（遺族・障害・老齢年金等）」が多くなっているのに対し、公的援助世帯の生活困難層では「お子さんの養育費」と「年金収入（遺族・障害・老齢年金等）」、「生活保護費」が多くなっています。



問 33 上記で答えていただいた、世帯全体の1年間の収入（税込）を合計した総額を教えてください。（1つに〇）

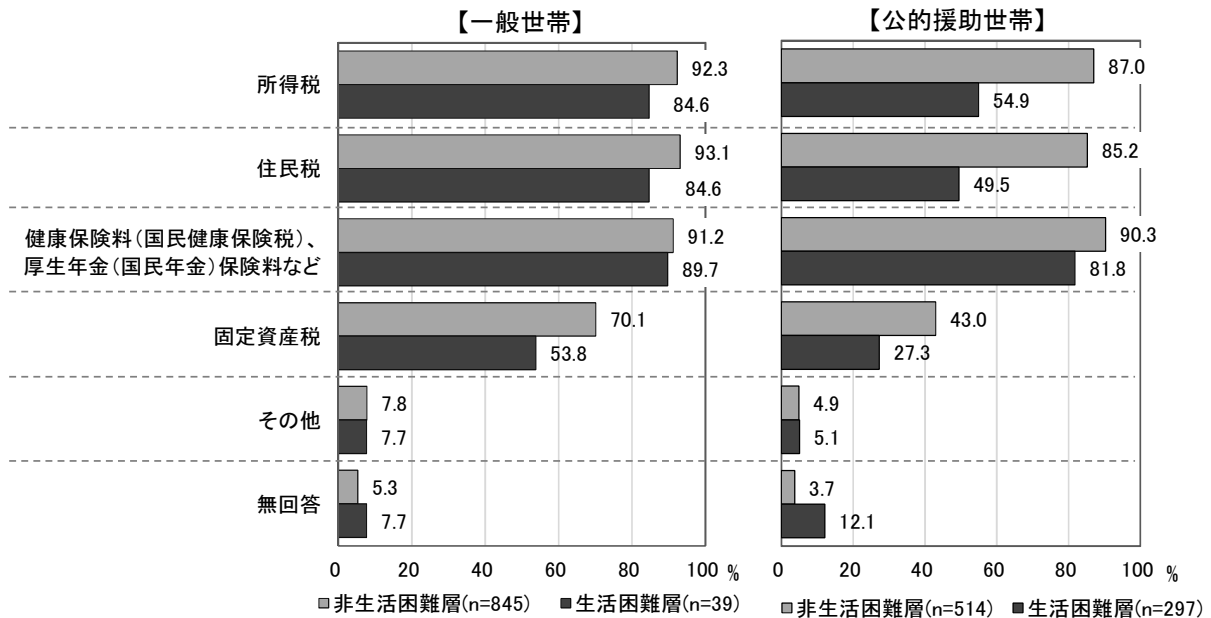
収入について、一般世帯の生活困難層では350万円未満が多く、非生活困難層では500万円以上が多くなっています。

公的援助世帯の生活困難層では250万円未満が多く、非生活困難層では250万円以上500万円未満が多くなっています。



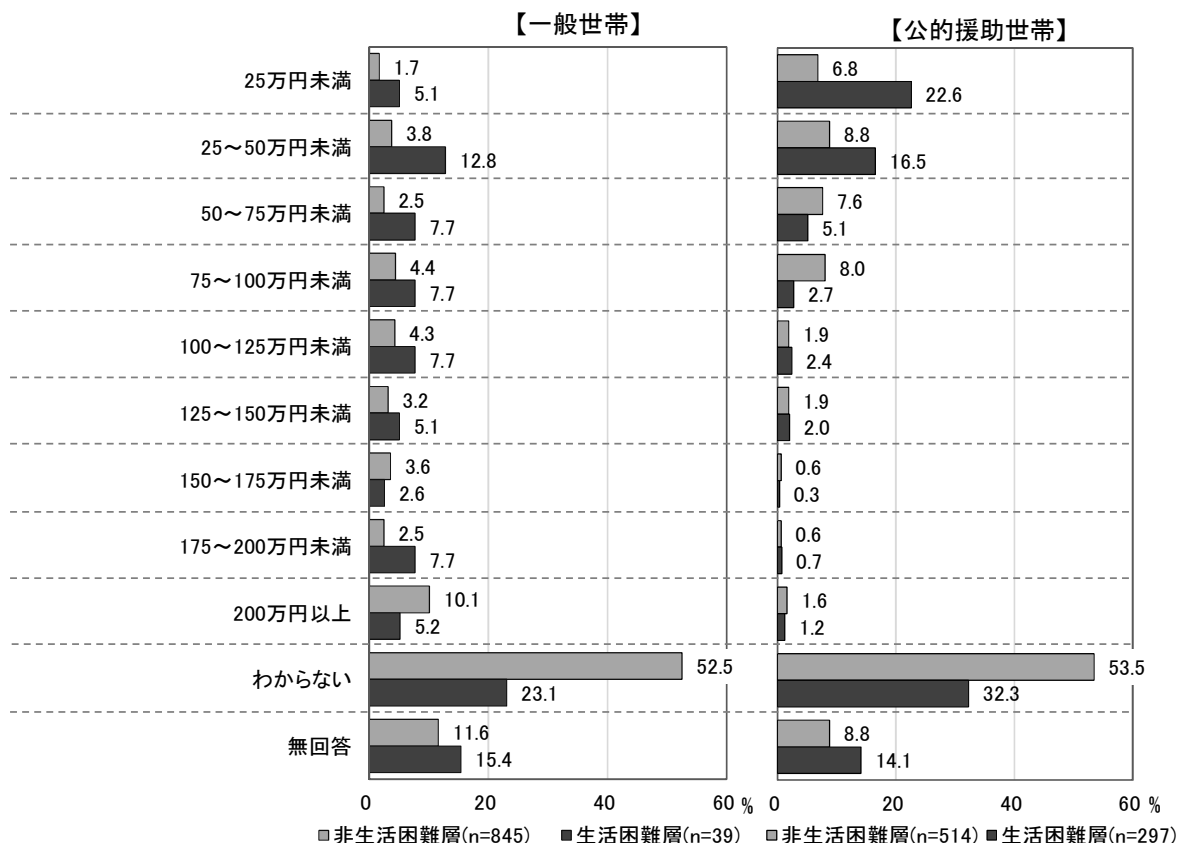
問 34 あなたの世帯全体では1年間に、各種税金・社会保険料の支払いはありましたか。
(あてはまるものすべてに○)

各種税金・社会保険料の内訳は、いずれの世帯も、すべての項目で非生活困難層の方が多く、特に公的援助世帯の生活困難層は「所得税」と「住民税」が少なくなっています。



問 35 上記でお答えいただいた世帯全体の各種税金・社会保険料を合計した総額をわかる範囲で教えてください。(1つに○)

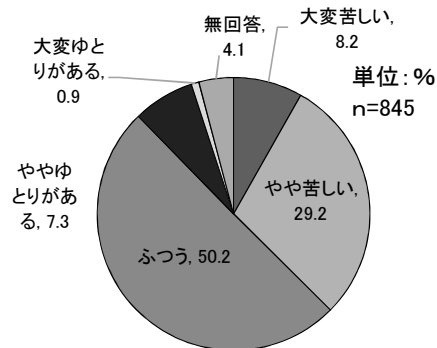
各種税金・社会保険料の総額は、いずれも「わからない」が最も多くなっています。



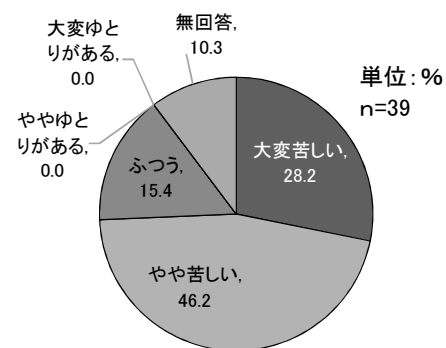
問 36 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。(1つに〇)

暮らしの状況は、いずれの世帯も、「大変苦しい」は生活困難層の方が大幅に多く、一般世帯では28.2%、公的援助世帯では47.1%となっています。

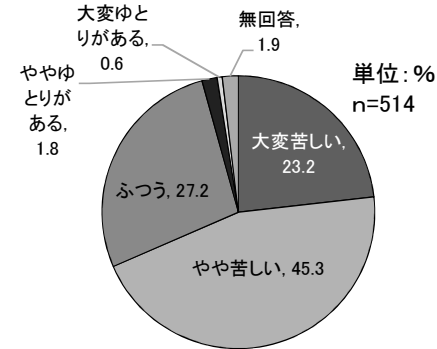
【一般世帯 非生活困難層】



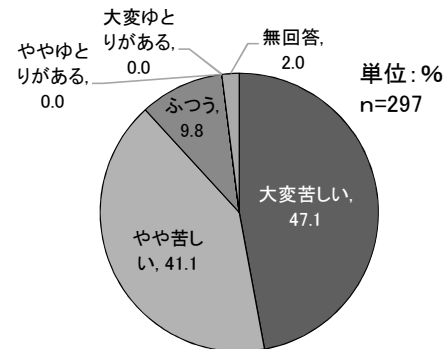
【一般世帯 生活困難層】



【公的援助世帯 非生活困難層】



【公的援助世帯 生活困難層】

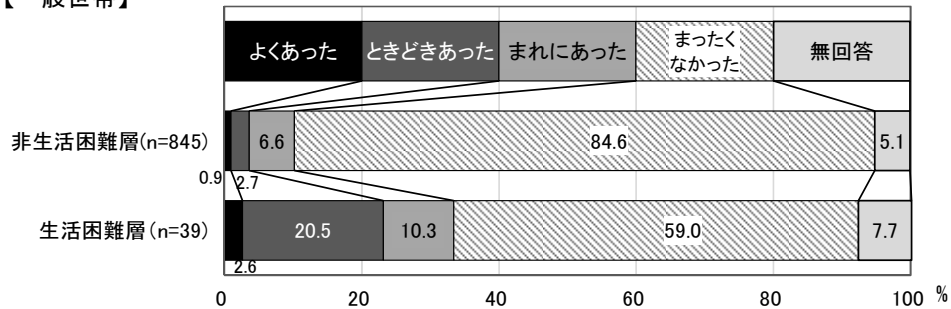


問 37 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、以下のものが買えないこと・支払えないことがありましたか。(それぞれ、1つに○)

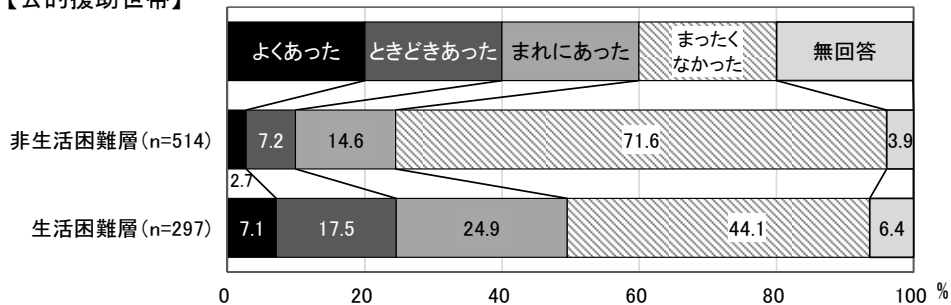
①家族が必要とする食料(嗜好品は含みません)

家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」は、いずれの世帯も、生活困難層では2割を超えています。

【一般世帯】



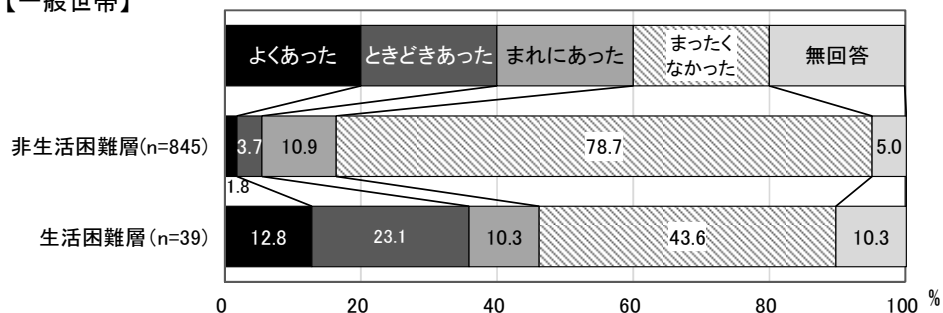
【公的援助世帯】



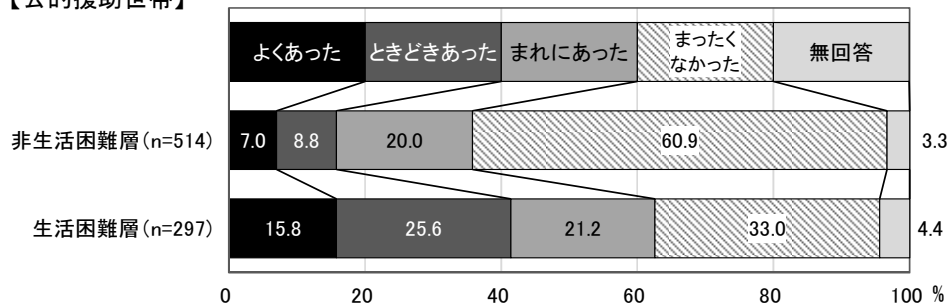
②家族が必要とする衣料(高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません)

家族が必要とする衣料が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」は、いずれの世帯も、生活困難層では3割を超えています。

【一般世帯】



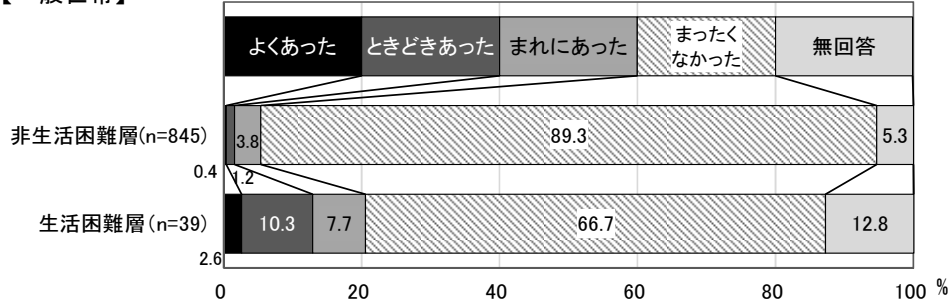
【公的援助世帯】



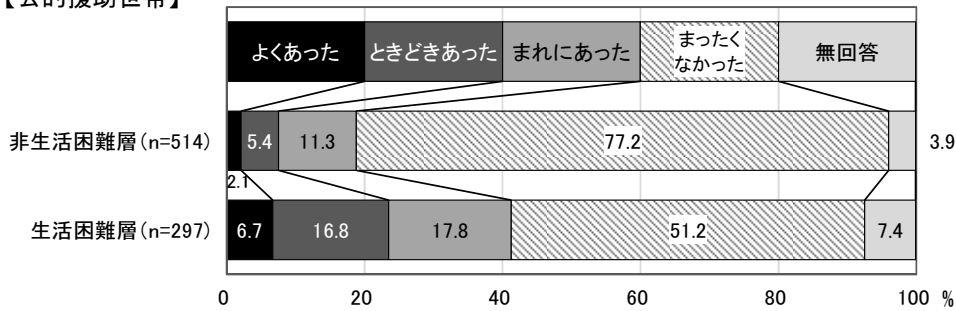
③子どもが必要とする文具や教材

子どもが必要とする文具や教材が買えないことが「よくあった」「ときどきあった」は、いずれの世帯も、生活困難層では1割を超えています。

【一般世帯】



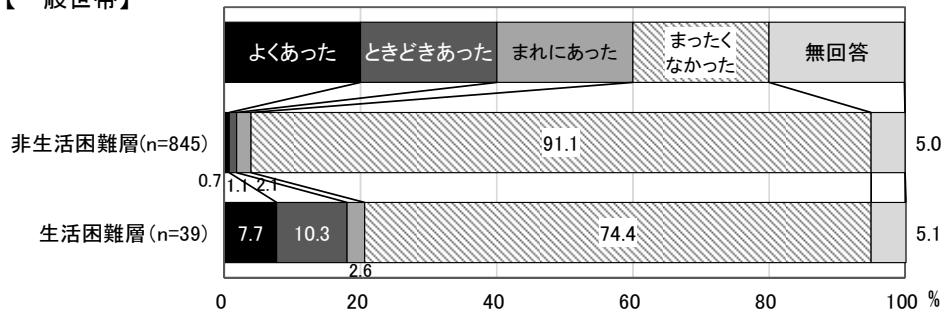
【公的援助世帯】



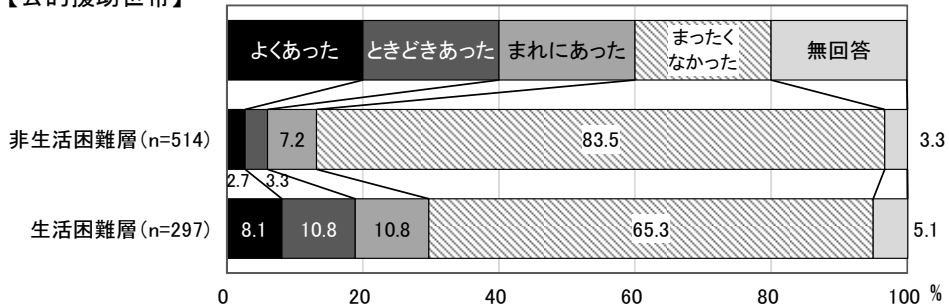
④電気料金の未払い

電気料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」は、いずれの世帯も、生活困難層では約2割と多くなっています。

【一般世帯】



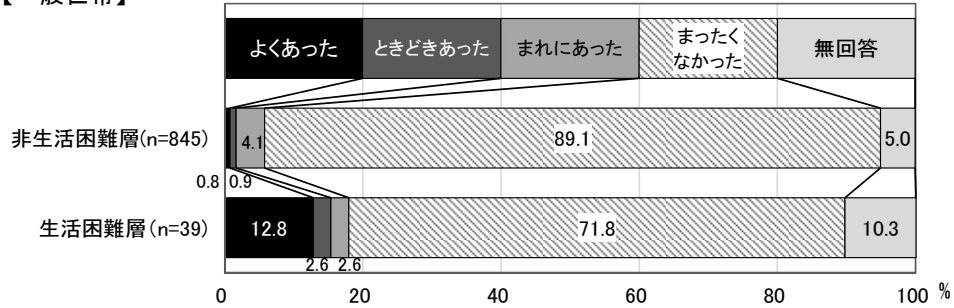
【公的援助世帯】



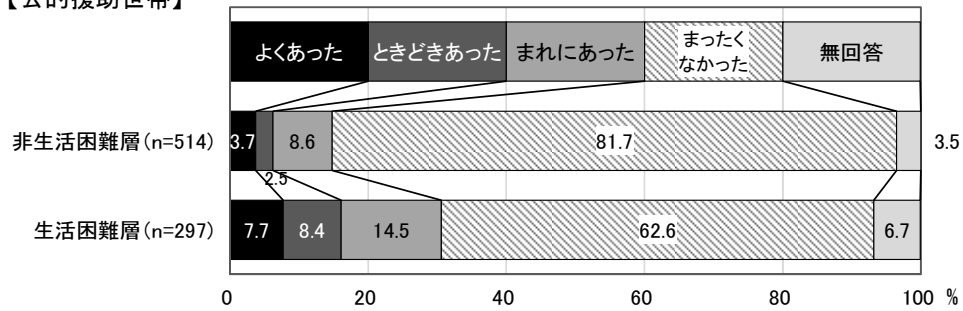
⑤家賃やローンの滞納

家賃やローンの滞納が「よくあった」「ときどきあった」は、いずれの世帯も、生活困難層では1割を超えています。

【一般世帯】



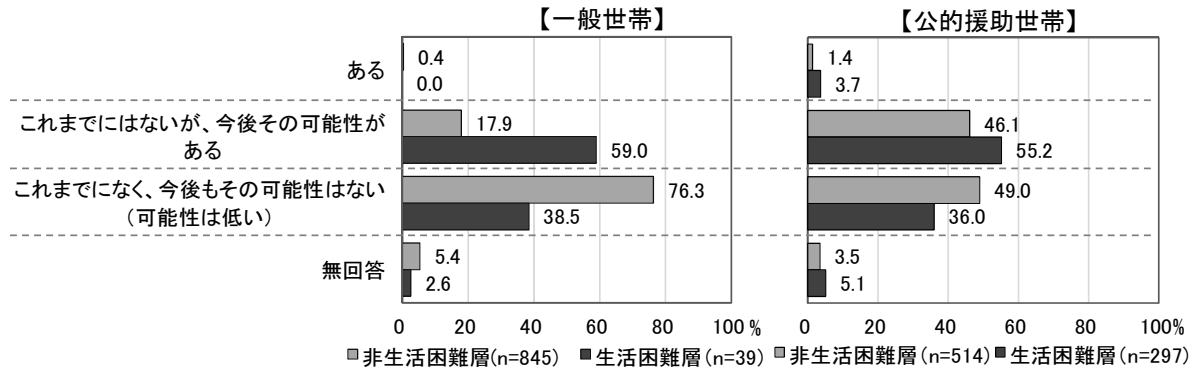
【公的援助世帯】



問 38 あなたの世帯では、経済的な理由により、これまでに子ども（宛名のお子さん以外も含む）に進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことはありますか。

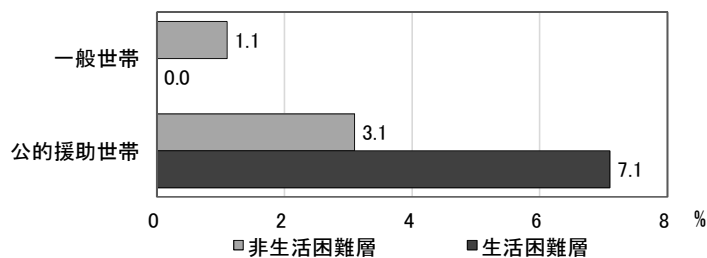
(1つに〇)

経済的な理由により進学をあきらめさせた経験は、公的援助世帯の非生活困難層では 1.4%、生活困難層では 3.7%とごくわずかですがあり、「これまでにはないが、今後その可能性がある」は、いずれの世帯も、生活困難層では5割を超えています。



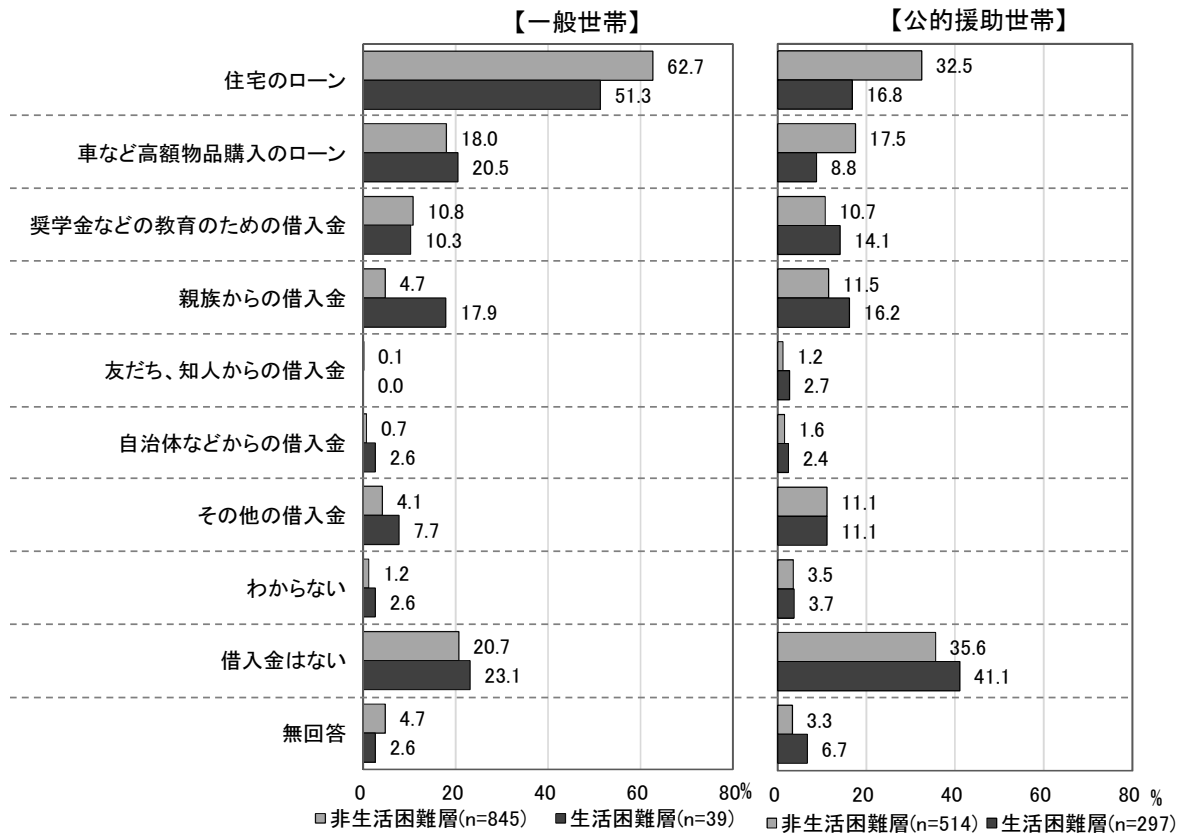
「ある」について、宛名のお子さん以外を含むすべてのお子さんで 15 歳以上がいる人に限定し、実際にその経験があったかどうかをみると、公的援助世帯の非生活困難層では 3.1%、生活困難層では 7.1%となっていました。

<すべてのお子さん（宛名のお子さん以外含む）が 15 歳以上の人に限定>



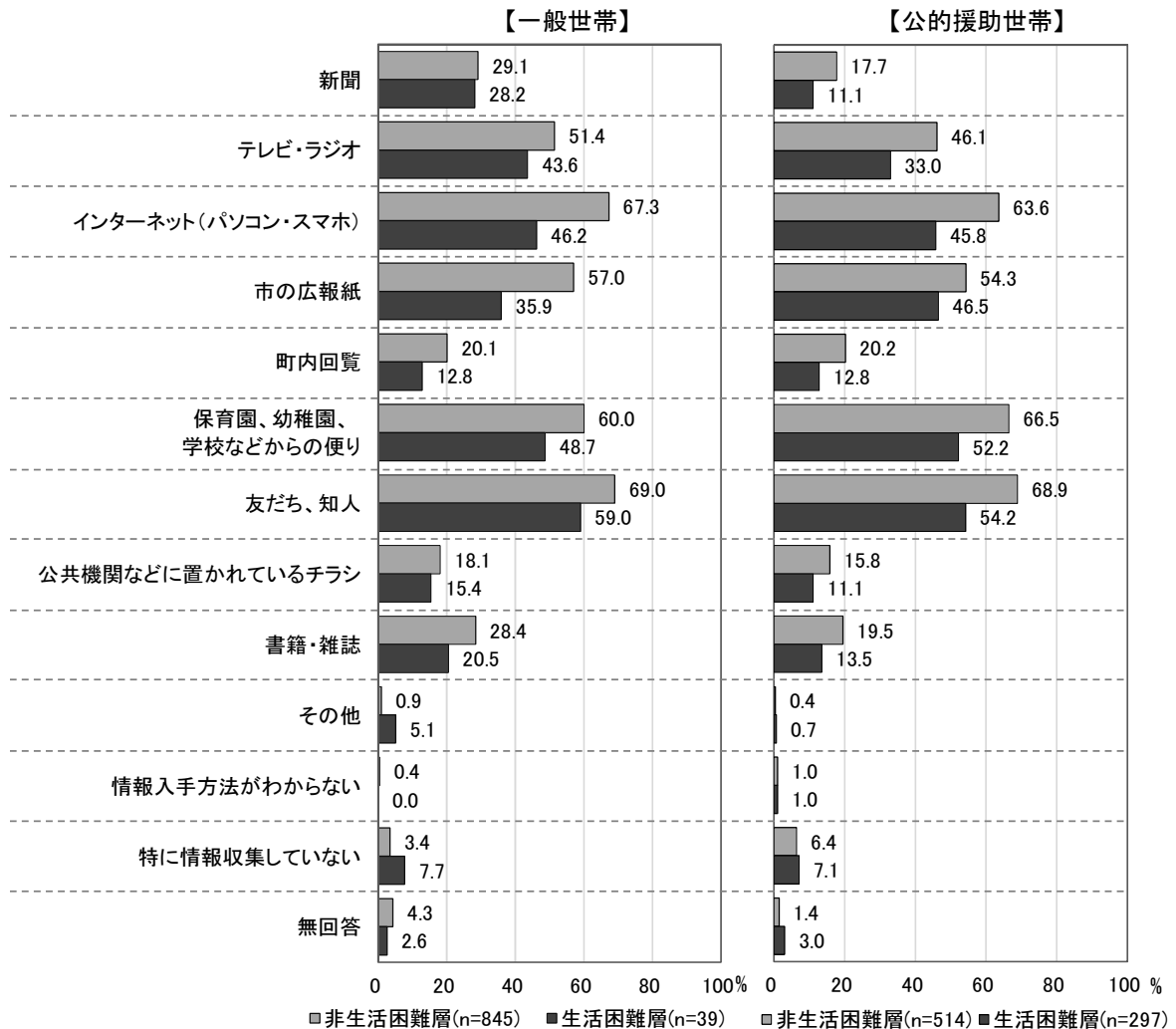
問 39 あなたの世帯には、次のような借入金がありますか。(あてはまるものすべてに○)

借入金については、一般世帯では「住宅のローン」が最も多いのに対し、公的援助世帯では「借入金はない」が最も多くなっています。一般世帯の生活困難層では「親族からの借入金」が特に多くなっています。



問 40 あなたの世帯では、子育てに関する情報をどのような方法で入手していますか。
 (あてはまるものすべてに○)

子育てに関する情報源は、いずれの世帯も、すべての項目で非生活困難層の方が多くなっています。いずれも特に多いのは「友だち、知人」や「保育園、幼稚園、学校などからの便り」、「インターネット(パソコン・スマホ)」、「市の広報紙」となっています。



5. 市の支援について

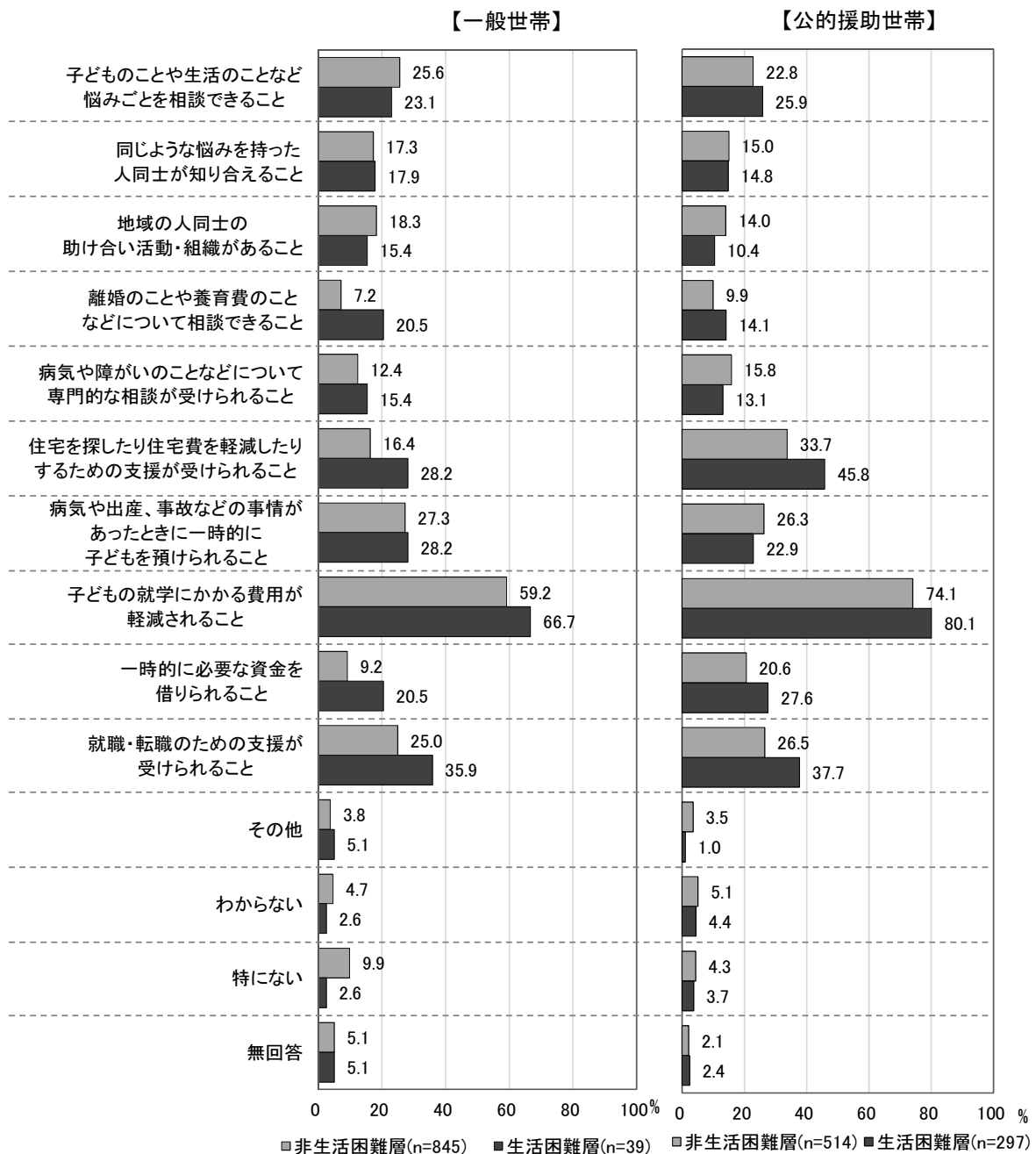
問 41 あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどのようなものですか。

(あてはまるものすべてに○)

必要な支援は、いずれの世帯も「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が突出して多くなっています。

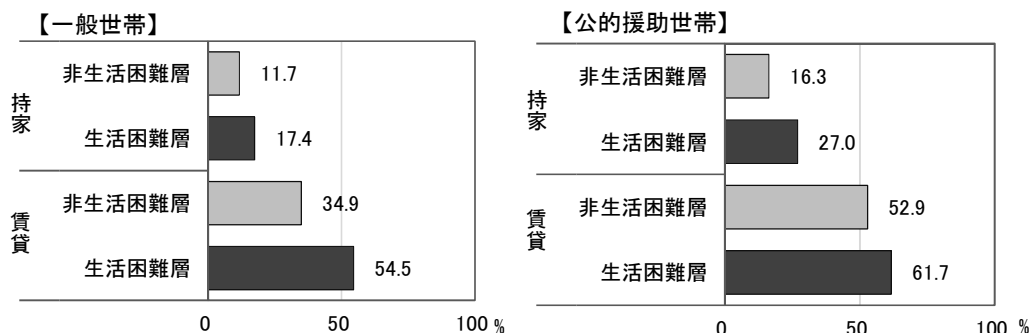
一般世帯の生活困難層では、「離婚のことや養育費のことなどについて相談できること」や「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」、「就職・転職のための支援が受けられること」が多くなっています。

公的援助世帯の生活困難層では、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」や「就職・転職のための支援が受けられること」が多くなっています。



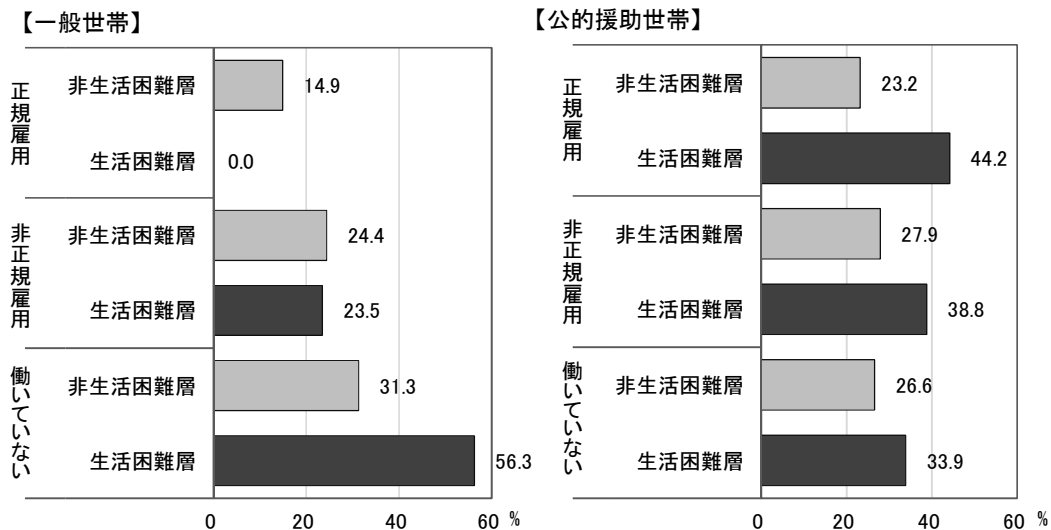
「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」を選択した割合を居住形態別にみると、特に生活困難層の賃貸で多くなっています。

<居住形態別>



「就職・転職のための支援が受けられること」を選択した割合を母親の就業状況別にみると、生活困難層において多く、特に一般世帯の生活困難層で働いていないでは5割以上が希望しています。

<母親の就業状況別>



* 問 41 の「その他」に回答して、記入があったものは次のとおりです。

- 大学が一番お金がかかるので、教育をもっと平等に受けられる体制
- 義務教育の間は、すべての費用を無料に。高校までを義務教育に。
- 公共施設（図書館、文化会館、公園）の充実
- 放課後に安心、安全な子ども達が過ごせる施設
- 学校の長期休暇中の子どもの預け先。パート勤務をしているが、パートだと放課後児童クラブに入れない。子どものみの留守番はまだ心配。ファミリー・サポート・センターは料金が高く、安い賃金なのに何のために働くか分からない。
- 保育園、放課後児童クラブの受入時間を延長してほしい。都内でフルタイム勤務では今の時間では足りない。
- 姉妹なら必ず同じ保育園に入れるルールをつくってもらいたい。別々の保育園だと送迎がとても大変である。
- 駅の近くにもっと保育園がほしい。または駅で預けて、バス等で送迎できるようにしてほしい。
- 小児科を増やしてほしい。
- こども医療費の無料化を 20 歳まで拡大してほしい。
- 緊急時の医療対応をスムーズにしてほしい。
- 縦割りではなく総合的に相談できる所
- 同じ悩みを持った同士が知り合うだけでなく、その悩みを乗り越えた先輩達とも繋がれること。
- ライフプランの相談
- 小学校に入った後の発達障害支援施設の情報
- 障がいのある子どもが一生にわたってサービスをしっかりと受け、住みやすい支援がなされること。
- ホームページなどインターネットを介しての支援
- 託児所付きの仕事
- 親の金銭的問題で子どもの学業の差や夢を諦める子ができないよう、対応してほしい。
- PTA、保護者会の負担を軽減して欲しい。活動は義務ではなく任意であることを周知するような支援を市からしてほしい。
- 無職のため保育園に預けられず、子どもがいるため仕事も探せない。この悪循環をどうにかしてほしい。
- 医療費負担の軽減を子どもだけでなく、大人もしてほしい。
- 住宅、生活費への支援金
- 児童扶養手当の支給停止の廃止
- その場しのぎの人間関係や支援ではなく、現状に必要な金銭的支援が最重要であると思う。
- フードバンク

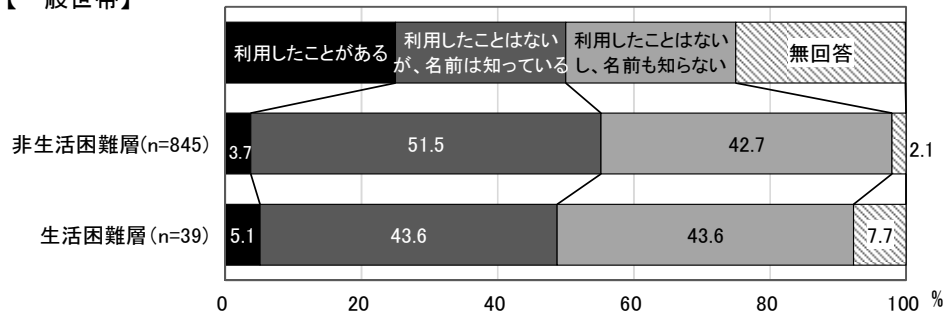
問 42 現在、富士見市が行っている以下の取り組みについて、ご存知ですか。

(それぞれ、1つに○)

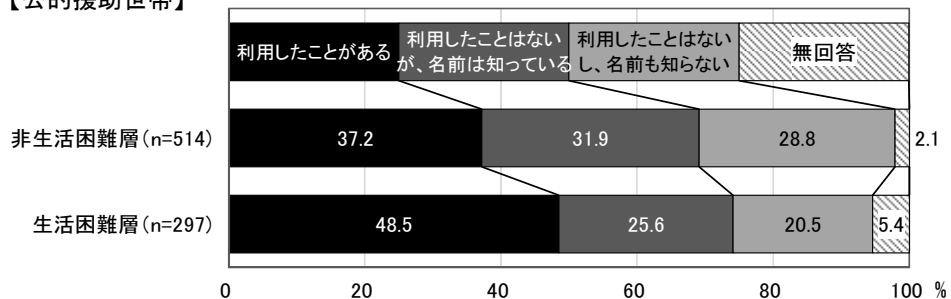
①就学援助

就学援助を「利用したことがある」は、公的援助世帯の生活困難層では約5割、非生活困難層では4割弱となっています。

【一般世帯】

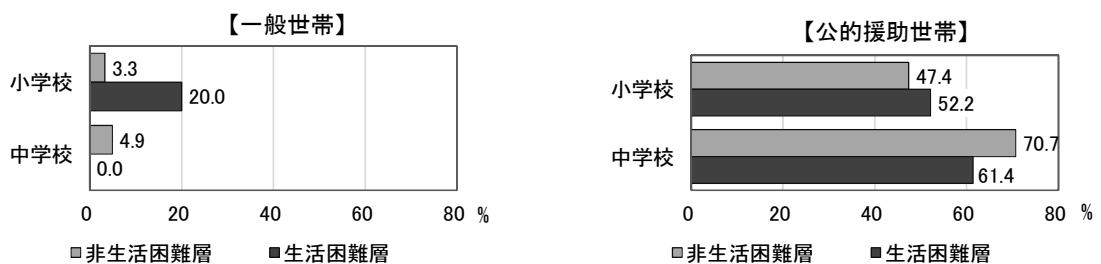


【公的援助世帯】



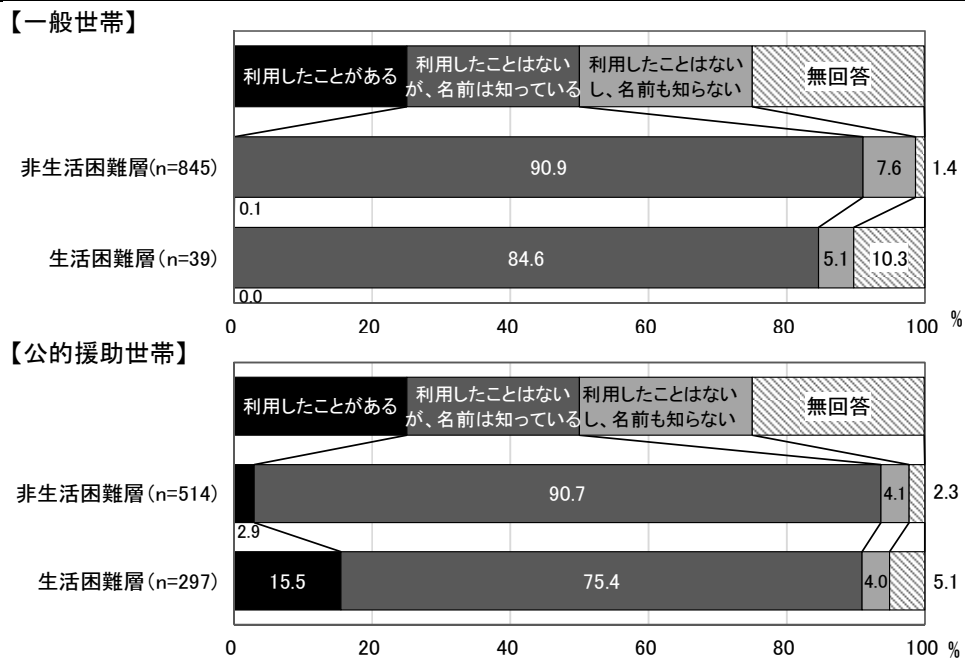
「利用したことがある」について、所属別に小中学校のみをみると、一般世帯では、小学校の生活困難層で20.0%となっています。また、公的援助世帯では小学校に比べ中学校の方が多くなっています。

<お子さんが小学校、中学校に通っている人別>



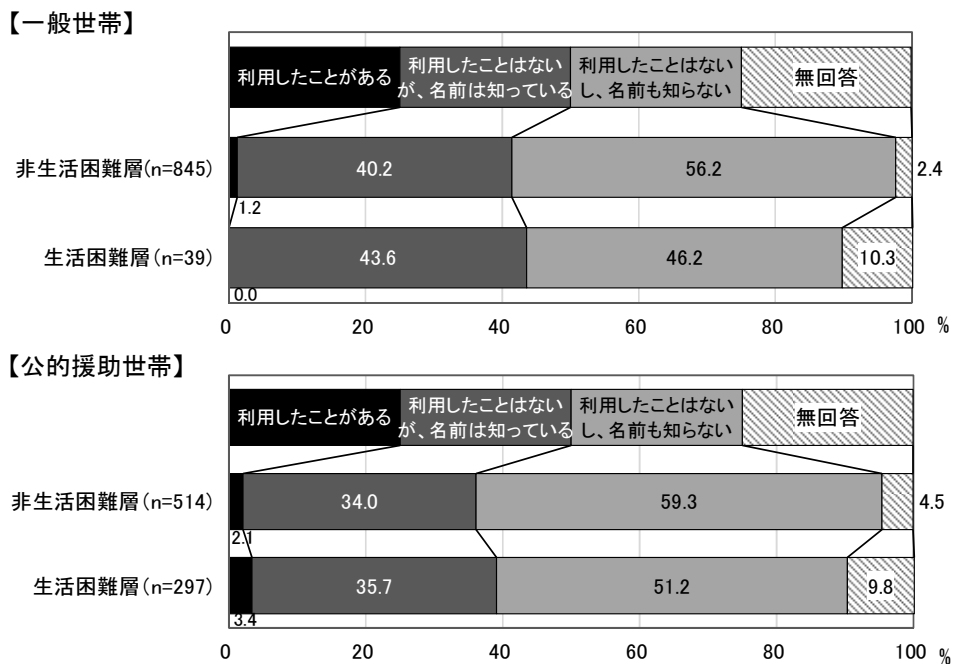
②生活保護

生活保護を「利用したことがある」は、公的援助世帯の生活困難層では1割半ばとなっています。



③生活サポートセンター☆ふじみ

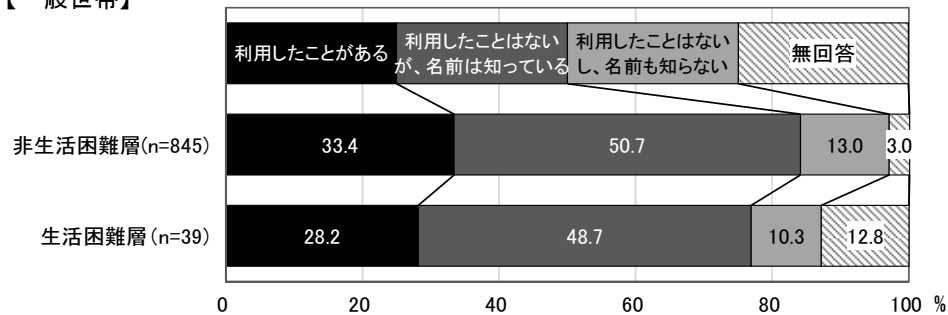
生活サポートセンター☆ふじみは、いずれの世帯も、「利用したことはないし、名前も知らない」が最も多くなっています。



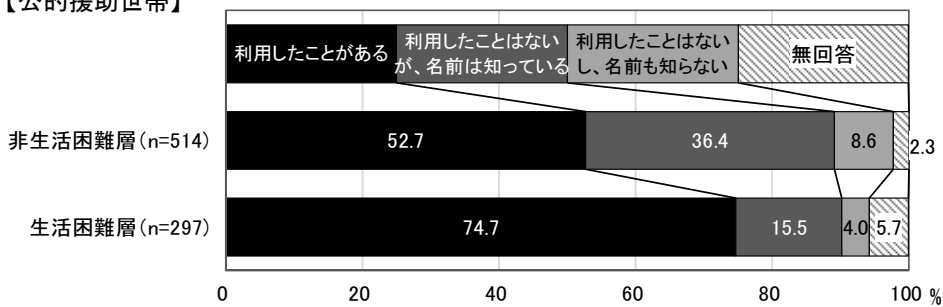
④児童扶養手当

児童扶養手当を「利用したことがある」は、公的援助世帯の生活困難層では7割半ば、非生活困難層では約5割となっています。

【一般世帯】



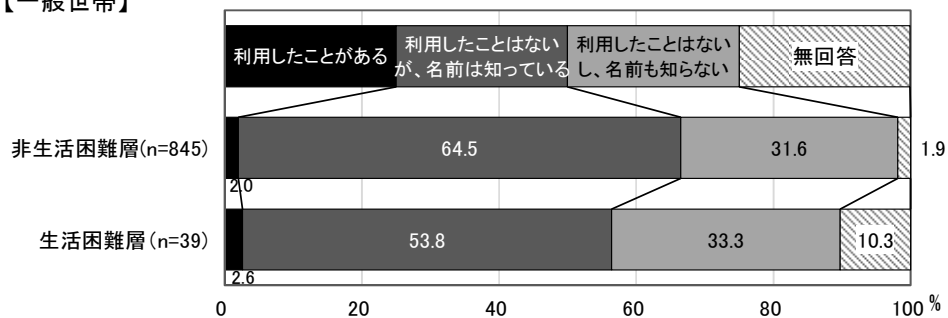
【公的援助世帯】



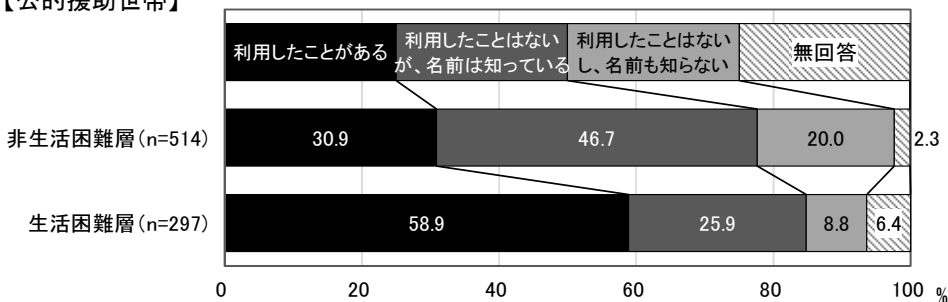
⑤ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等医療費助成を「利用したことがある」は、公的援助世帯の生活困難層では約6割、非生活困難層では約3割となっています。

【一般世帯】



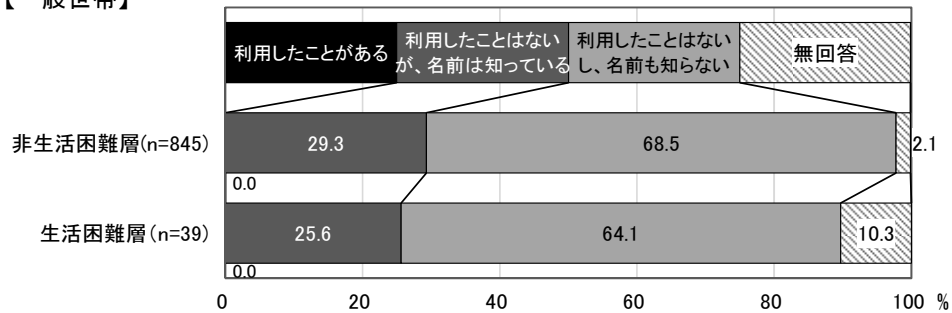
【公的援助世帯】



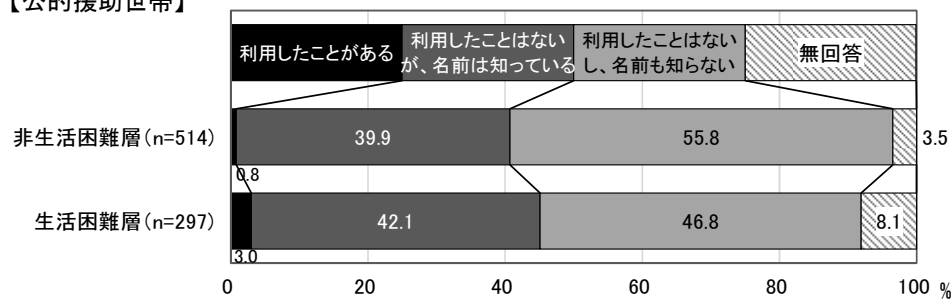
⑥ 自立支援教育訓練給付金

自立支援教育訓練給付金は、いずれの世帯も、「利用したことはないし、名前も知らない」が最も多くなっています。

【一般世帯】



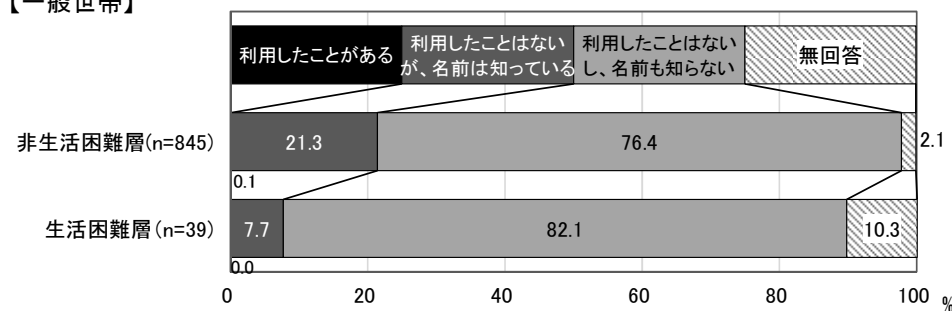
【公的援助世帯】



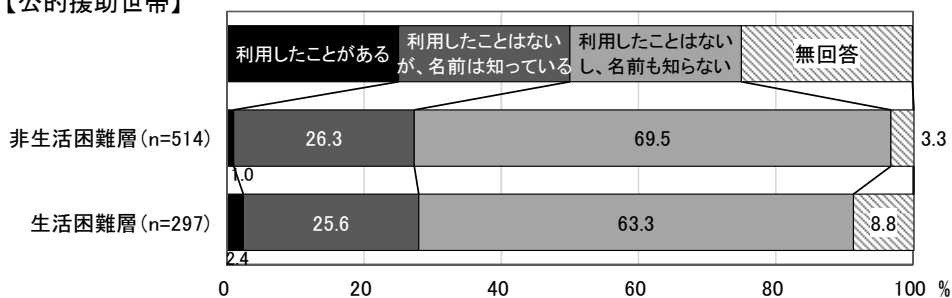
⑦ 高等職業訓練促進給付金

高等職業訓練促進給付金は、いずれの世帯も、「利用したことはないし、名前も知らない」が最も多くなっています。

【一般世帯】



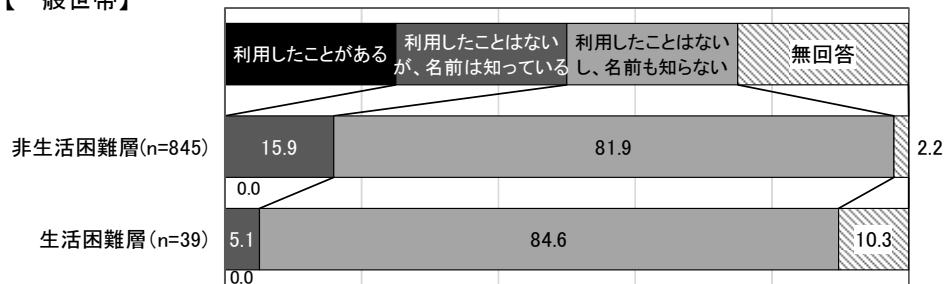
【公的援助世帯】



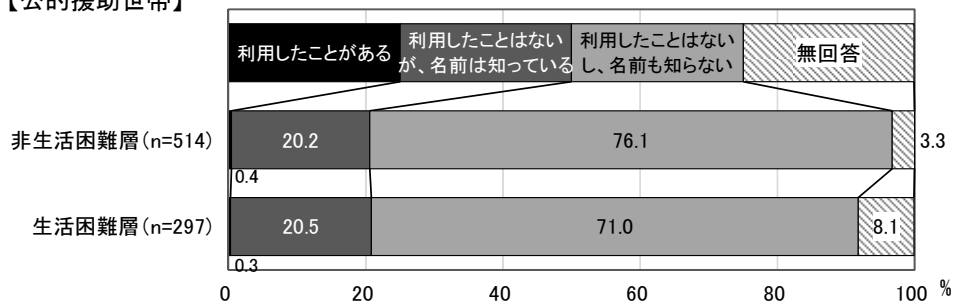
⑧高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金は、いずれの世帯も、「利用したことはないし、名前も知らない」が最も多くなっています。

【一般世帯】



【公的援助世帯】



問 43 日々の生活や子育ての中で、困っていることがあればご自由にお書きください。

■一般世帯■

〈就学に関して〉

○幼稚園関係

- ・幼稚園の費用が高い。無料にしてほしい。
- ・幼稚園は私立しかなく、今後の経済的不安がつのるばかり。なぜ公立の幼稚園はないのか。保育園は障がいがあっても受け入れる所もありますが、幼稚園の反応はよくない。

○奨学金・学費関係

- ・大学の援助も現在の奨学金のように大きな負担にならないように考えてもらいたい。そうでないと卒業後もずっと返済を続けなければならず、子ども自身の生活も苦しくなり、悪循環になる。
- ・大学入試にかかる費用や大学（学費等）への出費も高額すぎる。経済的に余裕がないと高学歴にはなれない。
- ・教育支援が弱いし、前向きでない。

○教材費・部活関係

- ・義務教育中の教材費・宿泊学習費は、高額に感じる事が多々ある。使いまわしや家にあるものを活用してほしい。
- ・中学校の部活の部費がけっこう負担。「部活動は教育の一環です。」と学校説明会でも言って100%近くの子どもが入部し活動しているのに、保護者の負担が前提になっている。

○学校・教員関係

- ・先生に相談したくても忙しそうで、相談できない。
- ・中学校では情報が少ない。昔と比べて教員が受験に関して少々無関心
- ・中学校の進路指導が手薄なので、塾に行かさざるを得ない。
- ・子どものクラスで学級崩壊があった。学級崩壊は年度途中で明らかになることが多いのだから、柔軟に対応できる仕組みをつくってほしい。

〈学習支援に関して〉

- ・小学生の無料の学習支援制度をつくるなら各学校で補習のようにすべき。
- ・長期休暇時の勉強のサポート
- ・子どもの教育にもっとお金をかけてやりたいが、経済的に余裕がなくできない。様々な習い事に使えるクーポン等を実施している自治体もあり、富士見市でも検討してほしい。
- ・富士見市で学習支援制度があれば、手伝いたい。広報等で幅広く情報提供してほしい。

〈地域の居場所に関して〉

○児童館関係

- ・児童館が各小学校区域に1つほしい。雨の日や真夏、真冬など遊ぶ場所に困っている。今ある児童館は遠くて子ども達だけでは行くことができない。
- ・急用が発生した場合、子どもをみてもらえるシステムがほしい。学校の図書室に残してもらおう等、緊急の時は何か方法があると助かる。

○公園関係

- ・大きめの公園でもボール遊びが禁止で、学校の校庭でさえ、子どもたちの声がうるさいとクレームが入る。子どもが思いっきり遊べる公園をつくってほしい。

○安心できる場・交流の場関係

- ・大学生のボランティアを活用した子ども達との交流の場をつくってほしい。一人っ子の世帯では兄弟がいいため、人との交流が難しい。
- ・幼稚園児だと雨の日に体を動かせる場所がなく困っている。ストレスが発散できず、どこか体育館みたいなところを開放してほしい。
- ・子どもが小学校から帰った後や、土、日などに利用できるコミュニティセンターのような施設をもっと充実してほしい。冬も利用できる市営の屋内プールなどもつくってほしい。

<放課後児童クラブに関して>

- ・夏休み・冬休み・春休みなどの長期休み時のみ、子どもを預かってくれるシステムがあると助かる。学校に行っている期間の放課後の数時間はいいが、長期休みの丸一日が親としては不安である。
- ・幼稚園では預り保育があっても、小学生では放課後児童クラブで一時預かりのようなことがないため、働けない。
- ・都内勤務（フルタイム）の場合、保育園、放課後児童クラブの受入時間が短すぎる。
- ・現在放課後児童クラブに通っているが、狭いし古いので、改善してほしい。

<医療に関して>

- ・高校生まで医療費を無料にしてほしい。高校生になり医療費の負担が大きい。
- ・もう少し、遅い時間までやっている病院があるとよい。
- ・近くに小児科がなく、通院にとっても不便
- ・一番身近な存在の保健師から、専門的な病院の情報や新しい治療情報の紹介など色々教えてほしい。
- ・どこの病院に行ったらよいかを相談できる窓口がほしい。

<障がい児に関して>

- ・発達障害への相談、支援の拡充、充実を希望する。
- ・親が亡くなった後、障がいを持つ子どもがどうやって生活していけばいいのか不安
- ・障がいを持つ方は健常者に比べ少数派だが、求めている情報や受けたいサービスは多くなる。今後も分かりやすく、丁寧で、きめ細かいサービスを期待
- ・子どもが小学生になってからの、支援施設や療育施設が探しきれない。今まで市民が受給者証を申請してきた時の利用施設を記録し、情報を提供してほしい。

<保育に関して>

○待機児童関係

- ・毎月主人の給料だけではやっていけないため、働きに出たいが保育園に入れない。待機児童を無くしてほしい。
- ・保育園に入れたかったが、どこもいっぱいなので確実に入れる幼稚園に入れた。
- ・仕事をしている場合は、必ず保育園に入れるようにしてほしい。仕事をしているのに認可保育園に入れないと仕事を辞めなければならない。

○一時預かり関係

- ・急用や具合が悪くなるのは事前に分からないので、いつでも利用できるような保育施設がほしい。

○保育料関係

- ・子ども2人の保育料がかなり高く、共働きで忙しい毎日を過ごしながら手元に残る給料は保育料を支払うととても少なくなるので、保育料の減額をしてほしい。

■公的援助世帯■

<相談・情報提供に関して>

- ・未就学児から連続的に発達を相談できる窓口がほしい。
- ・以前住んでいた市では、教育相談所に臨床心理士が大勢いて、サポートを受けていたが、富士見市の教育相談室では人員が確保できず援助できないと聞いた。小学生のうちから、親が子について心理面のことから相談できるプロフェッショナルな対応のできる方がいるといい。
- ・子が障がいを持っていて、父親も亡くなり、何かあった時に相談するところがない（分からない）。
- ・養育費の要求をしたが貰えず、どこに相談してよいか分からなかった。
- ・夫が病気で働けず、苦しかった。相談できる相手がいなかった。子どもの習い事をやめさせ、かわいそうな思いをさせた。
- ・本来利用できる制度があるのに、申請しないと助成されないという支援制度が多すぎる。
- ・広報や学校配布の紙面だけでは、自分が該当している制度や情報なのか分からない。
- ・生活や子育てが苦しい。市の無料相談に行きたいが、仕事を休まないといけないので、パート収入の事を考えると、休んでまで相談しに行きにくい。

<就学に関して>

○幼稚園関係

- ・3人目の幼稚園児の補助金の所得制限をなくしてほしい。保育園もなかなか入れない中、上の子を塾にも通わせられず、生活していくのが精一杯だ。
- ・幼稚園の延長保育の金額が高いのでパートに出てもあまり生活にプラスにならない。

○学費・奨学金・大学関係

- ・高校・大学へ行きたいと考えている子どものために、その資金の調達のめどがたたない（受験費用、学習塾へ通わせる費用、学費等）。
- ・学費の問題で本人が行きたいと思うところに行かせてあげることができない。子どもに将来の

夢があっても、その方向にお金がかかるので、進ませられない。表に見えない貧困者はたくさんいる。

○教材費・部活関係

- 低所得のため、小学校、幼稚園にかかる費用、給食費などの支払いが大変。就学援助は受けているが、立て替えの支払いが毎月大変だ。
- 子どもが中学になり、今まで以上に部活などにお金がかかり生活が苦しい。できれば中学以降の部活費の就学援助がほしい。
- 生活保護を受けているが、部活動などにお金がかかり保護費が足りない。試合に行く時の交通費もかかりとても苦しい。
- 子どもの成長において中学校、高校などの制服やジャージのおさがりができる所があれば利用したい。

○学校・教員関係

- 高校、大学受験のため塾に行かないと合格が難しいので塾にお金がかかる。塾に行かなくても学校だけで大丈夫にしてほしい。塾代が無ければ生活が少し楽になる。
- 小学校の学習についていけなくなってきている。現在も行っているが、少人数クラスでの学習内容、補習支援などをもっと充実してほしい。
- 学校の教育費について、義務教育と言いつつ、高額な集金が多く、就学援助を受けていても、支援金を受け取るまで時間がかかる。適用認定を受けても1学期分が7月末まで受けられなければ生活を切りつめざるを得なくて大変困っている。
- 子どもが発達障害のため、働くことができない。毎日の学校の送り迎えがとてもきつい。宿題も理解力が低いためなかなかかたどらない。

<学習支援に関して>

- 習い事をさせたいが、経済的に難しいので、ボランティア等でおさらい教室などがあると助かる。
- 高校受験前に塾に通わせたいと思ってもなかなか塾代を捻出するのも難しい。安価で通わせてもらえる塾があるとありがたい。
- 子どもがクラブチームでスポーツをやっていて、遠征費や合宿代で生活費がまかなえない。

<地域の居場所に関して>

○児童館関係

- 子どもたちが無料で自由に遊べる場所がほしい。雨天時等、外で遊べない日に遊べる場所、公民館や児童館を増やしたり、遊具等も充実してほしい。
- 児童館が自宅の近くになく、数が少ない。長期休み期間に入ると児童館も混み合っていて、落ち着いて乳幼児が遊べない。
- 児童館の駐車場が少なすぎ、行きたくてもいけない。開館時間も10時では遅い、9時から遊べる施設があるといい。
- パートの時間数的に放課後児童クラブに入れる程でもないのに、長期休みの際など何時間かだけ子どもにいてもらえる場所がほしい。

○公園関係

- 子どもがボール遊びや体をめいっぱい動かす場所がない。安心して遊べる公園が近くになく、遠いと子どもたち同士では不安。親同士が話す機会があまりなく、そういう場所があるといいと思う。

○安心できる場・交流の場関係

- 地域の中に様々な国の方が増えてきていると感じており、外国人の子どもたちと希望する日本人の子どもたちとの交流の場が週に1回でもあればいいと思う。子どもたちには学校の英語の授業というのではなく、自然に英会話に触れる環境においてやれたらと願う。
- 小学生が安全に遊べる場所、情報を提供してほしい。夕方は、各公園に見守り員を配置してほしい。

<放課後児童クラブに関して>

- 学校があるときは、子どもが帰ってくるまでパートに出ているが、長期休みの時、預ける所がなく困っている。
- 緊急時に子どもを見てくれる人がいないので、放課後児童クラブなどで子どもを預かってほしい。
- 保育園の費用は、母子家庭は免除だったのに、放課後児童クラブは免除がなく、もう少し考慮してほしい。

<医療に関して>

- 中学校までしか児童手当や医療の窓口の負担なしの制度がない。せめて高校卒業までは、医療費などの窓口負担なしの制度を延長し、また児童手当も18歳まで期間を延ばしてほしい。

<多子世帯に関して>

- 子どもが多く、イライラしてしまうことがある。気軽に預かってもらえるようなところがほしい。子どもが多い世帯には、優遇措置を。
- 児童手当が少ない。子どもが多いので増やしてほしい。また、支給する月を4月、8月、12月にしてほしい（4月が一番学用品などの出費が多いので）。
- 下の子ども2人とも保育所には入れず、幼稚園に行かせた。上の子にお金がとてもかかるのに働けず困っている。小さい子がいると働けないし、幼稚園の費用は高い。

<保育に関して>

○待機児童関係

- シングルマザーで仕事がしたくても保育園に子どもを預けられず、働くことができない。働けず、子どもの将来のためにお金を残してあげられない。
- 保育園の不足により、第2子が預けられるか、復職できるのか不安。また、別々の保育園に通園することになった場合の生活の変化に対応していけるのかなど不安である。
- 子どもを産むほど多くの援助があってもよいと思う。例えば3人目は保育所入所優先など。

○一時預かり関係

- ・母親が病気などで入院した時、保育園で父親が帰ってくるまで、一時的に預かってもらえたら安心
- ・病気の時にすぐに預かってもらえる所がほしい。料金も母子家庭は無料にしてほしい。
- ・保育園の一時預かりの時間帯と枠を増やしてほしい。保育園に入れなくて、一時預かりで働いている人で枠が埋まってしまうので。利用料金も高い。

○保育料関係

- ・今、経済的に困っているが、保育料が昨年度の収入で決められているので支払いがきつい。保育料を払うとパートの収入はあまり残らない。その時の状況で保育料をみてほしい。

○保育時間の延長

- ・保育園の延長保育時間が短い。都内に通勤している人は帰れない。勤務時間を短縮すると雇用してもらえない。ファミリーサポートは費用が高く利用できない。
- ・共働きの不定休のため、日曜・祝日でも利用できる保育園の数を増やしてほしい。また、開園・閉園時間も、もう少し余裕を持ってほしい（7時～20時）。

<役員負担に関して>

- ・子どもの人数で、PTA、保護者会の活動が義務付けられている。本来は任意であるはずなのに、強制的な役員決めがあり、役員になると1年間決められた日に仕事を休まなければならない。
- ・PTA活動への参加が難しいことに困っている。平日の昼間の集まりに参加すれば給与が減り、生活が厳しくなってしまう、夜間や休日の参加は子どもと過ごす時間が減ってしまう。

<経済的支援に関して>

- ・私自身が精神疾患で収入が無く、生活費の困窮や体調不良等からくる精神面の不調で、子どもに与える影響もあり、将来が不安
- ・子どもが成長するにつれ、出費は増える一方。勤務日数や時間を増やしても手元に残るお金はほとんど無く、家族で過ごす時間は減り、自分の体調への不安も感じることもあり、将来への不安は大きい。
- ・児童手当の額を増やしてほしい。
- ・18歳になると児童扶養手当がなくなり、大学に一番お金がかかるので、とても苦しい。
- ・今の児童手当の額だけでは厳しく、もう1人子どもを産みたいと思っても、将来の教育費や今の生活費を考えると止めざるを得ない。
- ・2年前に夫と別居し、子どもと生活している。独立すると資金が貯まらないので、独立のためのお金を借り入れできる制度がほしい。

<負担に関して>

- ・税金の引き下げをしてほしい（固定資産税・健康保険税・住民税）。
- ・派遣期間満了後、就職がなかなかできず、国民健康保険税が払えなかった。1年待ってもらえるのはありがたいが、生活を立て直す期間、猶予がもう少しあると助かる。
- ・将来の子どもの未来が不安。母子家庭なのに市や国に支払うお金が多すぎる。豊かな子育てを

お金が無いなりにやっているが限界がある。子どもにいろんな経験をさせてやりたい。そのためには給付金をもっと出してほしい。働いても働いても取られるばかりで生活苦である。

- とにかく、お金が足りない。安い物をたくさん買うようにしているが、普通に食べさせてあげたいと悲しくなることもある。

<就労に関して>

- 働くときに有利な資格を取るための支援があれば利用したい。
- 市内で働ける場所を増やしてほしい。就活援助にもっと力を入れてほしい。
- 仕事がハードすぎて、家に帰るとぐったりで家事がおろそかになりがちで部屋が汚い。
- ひとり親でも子どもと一緒に過ごす時間や自分のための時間がもう少しあったらよいと思う。くたくたになるまで働かなければ生活できない。

<育児・子育てに関して>

- フルタイムで働いており、子どもと関わる時間が少ないため、少し寂しい想いをさせている。このままフルタイムで働くか、小学校生活が落ち着くまでパートタイムにするか悩んでいる。
- 子どもがアルバイトをして生活費としてくれているので、自分のことがおろそかになっていないか心配だ。
- 普段は子どもを保育園へ預けているが、育休中は同年齢の子と遊ばせたくてもなかなか機会がなかった。

<ひとり親家庭支援に関して>

- 離婚して養育費は全くなし。児童扶養手当の金額が減らされたりしている。私だけの収入ではとても厳しい。精神的にも苦しくなることが多くなってきた。
- 子どもにお金がかかり、母子家庭なので非常に厳しい。家賃の安いところへ引っ越したくても資金がないのでできない。
- ひとり親家庭医療費助成は大変ありがたいが、健康保険や厚生年金は負担が毎月ある。ひとり親の場合、そこも軽減されたらと思う。
- 難病児の支援や経済的援助が全くない。病気の子を育てるということは、医療費以外にもとてもお金がかかり、仕事を頑張れば頑張るほど生活も体調も悪くなる。

<養育費・生活費に関して>

- 相手から養育費をもらってない。国からの子どもを育てるための支援のお金が少ない。働いても何も変わらない。貧困から出られない。
- 養育費を払わない者に対して人権はあるのに、私たちに普通の暮らしをする権利はない。寝る間を惜しんで働いても楽にならない生活、誰も助けてはくれない。
- 現在、生活保護を利用しているが、自立するため、必死に働いて家に帰ると子どもの勉強などを見てあげることができず、どんどん成績が下がってしまい、将来が不安だ。
- 養育費を全く支払ってもらえず困っている。無料で相談解決サポートしてくれるところはないのか。他県ではフードバンクのような支援している所があると聞くと、富士見市には無いのか。

〈住宅に関して〉

- 子どもの年齢が高くなっても、母親の収入だけで生活することは大変なので市営住宅などの入居を優先にしてほしい。
- 一番は住まい。収入が少なく家を買うことができない。アパートの家賃より住宅ローンの方が月々安いのに正社員ではないので審査に引っかかる。市が協力して保証制度などの検討をしてほしい。
- 市営住宅や県営住宅は空きが無かったり、倍率が高かったりでなかなか入居できない。低所得の母子家庭は賃貸契約が難しい。

このほかにも、道路整備などの都市基盤整備に関わる意見も多数寄せられましたが、今回は、子どもの貧困に関わる項目に絞って掲載させていただきました。

Ⅲ 結果まとめ

今回のアンケート調査における定義における生活困難層は、一般世帯が4.4%（39件）、公的援助世帯が36.4%（297件）となっていました。生活困難層では、一般世帯、公的援助世帯いずれも、暮らしの状況についてゆとりがあるとの回答は0.0%となっており、実感としても生活がきびしい状況が予測されます。

生活困難層については、一般世帯、公的援助世帯いずれも概ね同様の傾向となっています。生活困難層における子どもの状況としては、欠食や孤食が多いこと、また、通塾や多様な体験機会が少ないことなどが浮かび上がってきました。

また、世帯の状況としては、ひとり親世帯が多いこと、また、非正規雇用や働いていない人が多く総じて収入が少ないこと、それらの影響により必要な衣料や食料が買えない経験や電気料金の未払いなど生活面での困難のほか、子どもの進学をあきらめるなどの実態も明らかになりました。

一般世帯として調査した中でも、39件は生活困難層にあたる状況であり、公的援助世帯よりも収入は高めではあるものの、350万円未満が約6割を占めています。

また、12.8%はひとり親家庭となっており、非正規雇用が多いほか、二親家庭では母親が働いていない人が多く、働きたいが介護や育児、病気・障がい等のため働けない人が多くなっています。

そのため、一般世帯で生活困難層となっている家庭では、公的支援が受けられるかどうかのボーダーラインの収入の中、家計がきびしくとも共働きができていないということや、ひとり親家庭だが何らかの事情により児童扶養手当が受給できていないことが予測されます。

お子さんの生活状況

お子さんの生活状況を見るうえで、今回の回答があったお子さんの年代が、一般世帯では「未就学（在宅育児）」が多いのに対し、公的援助世帯では小学生が多くなっているという点に留意する必要があります。

お子さんの朝食・夕食を「毎日食べる」割合は、一般世帯、公的援助世帯いずれも、非生活困難層に比べ生活困難層では少なくなっています。また、夕食を「ひとりで」食べている割合についても、一般世帯、公的援助世帯いずれも、生活困難層が多く、欠食や孤食の状況となっている家庭があることが伺えます。

平日に子どもと過ごす時間について、一般世帯、公的援助世帯いずれも、「0～15分未満」は生活困難層の方が多く、「4時間以上」は非生活困難層の方が多くなっています。特に、「0

～15分未満」の状況を子どもの所属別にみていくと、生活困難層では、未就学児や小学生の子どもに対しても5%前後が「0～15分未満」と接する時間が短くなっています。また、子どもについて知っていることや話をすることは、一般世帯、公的援助世帯いずれも、「友だち関係」や「園・学校での様子」が多く、いずれも概ね生活困難層の方が少ない傾向にあります。

父親の状況について

父親の就業形態は、一般世帯、公的援助世帯いずれも、「正社員・正規職員」が非生活困難層の方が大幅に多くなっています。

一般世帯では、帰宅時間が生活困難層の方が早い帰宅時間が多く、非生活困難層では「22時以降（早朝帰宅も含む）」が2割半ばと多くなっている一方、生活困難層ではダブルワークを「している」が12.5%と特に多くなっています。

公的援助世帯では、帰宅時間やダブルワークの状況に、生活困難層と非生活困難層で大きな差はありません。

また、今後の就業意欲は、一般世帯ではいずれも「働きたい」が5割となっていますが、公的援助世帯では「働きたい」は少なく、「働きたいが、病気・障がい等のため働けない」が生活困難層で約6割、非生活困難層で約3割と多くなっています。過去の経験を見ると、「自身の病気・障がい等が原因で、仕事を辞めた」は、一般世帯、公的援助世帯いずれも生活困難層の方が多くなっており、生活困難層では父親が働きたくても働けない事情にある家庭が多いことが伺えます。

最終学歴は、一般世帯の非生活困難層では「大学卒業」が5割弱と最も多いのに対し、一般世帯の生活困難層と公的援助世帯では2割程度で、「高等学校卒業」が最も多くなっています。

母親の状況について

母親の就業形態は、一般世帯、公的援助世帯いずれも「パート・アルバイト」が4割程度で最も多く、生活困難かどうかでの差はでていませんが、一方、「正社員・正規職員」はいずれも非生活困難層の方が多くなっています。なお、ひとり親家庭の方が、「正社員・正規職員」の割合が高く、「働いていない」割合も低くなっています。

帰宅時間は、一般世帯では「18時まで」が6割台と多いのに対し、公的援助世帯では非生活困難層で5割半ば、生活困難層では4割半ばと少なく、公的援助世帯においては、18時以降が多くなっています。また、一般世帯、公的援助世帯いずれも、「22時以降（早朝帰宅も含む）」やダブルワークをしている人は、生活困難層の方が多くなっています。

また、一般世帯においては「働いていない」が生活困難層で多くなっていますが、今後の就

業意欲は、父親に比べると「働きたいが、家族の介護や育児のため働けない」が多く、特に一般世帯の生活困難層では4割弱と多くなっています。

最終学歴は、一般世帯、公的援助世帯いずれも、「高等学校卒業」までは生活困難層の方が多く、「高専、短大、専門学校等卒業」と「大学卒業」は非生活困難層の方が多くなっています。特に、一般世帯の非生活困難層では3割弱が「大学卒業」と多くなっています。

過去の経験として「両親が離婚した」や「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」は一般世帯、公的援助世帯いずれも生活困難層の方が多く、特に「成人する前の生活は経済的に困っていた」は一般世帯の生活困難層において多くなっており、生活困難の状況が世代間連鎖していることが伺えます。

世帯の状況について

ひとり親世帯は一般世帯より公的援助世帯の方が多く、特に離婚のひとり親は、公的援助世帯の生活困難層では5割を超えているほか、未婚のひとり親は一般世帯では0%であるのに対し、公的援助世帯では非生活困難層で3.5%、生活困難層で5.1%となっています。それらの状況から、同居家族は、一般世帯、公的援助世帯いずれも、生活困難層においては「父親」が少なく、「祖父」「祖母」がやや多くなっています。

住まいの形態については、一般世帯、公的援助世帯いずれも、「持家(一戸建て・マンション)」は非生活困難層の方が多く、「賃貸」は生活困難層の方が多くなっています。それらの状況から、借入金については、一般世帯では「住宅のローン」が最も多いのに対し、公的援助世帯では「借入金はなし」が最も多くなっています。

収入については、一般世帯の生活困難層では350万円未満が多く、非生活困難層では500万円以上が多くなっています。また、公的援助世帯の生活困難層では250万円未満が多く、非生活困難層では250万円以上500万円未満が多くなっています。

その内訳としては、一般世帯、公的援助世帯いずれも、非生活困難層では「お子さんの父親の就労による収入」と「お子さんの母親の就労による収入」は多くなっています。生活困難層では、一般世帯では「親族等の収入・しおくり」と「年金収入(遺族・障害・老齢年金等)」が多くなっているのに対し、公的援助世帯では、「お子さんの養育費」と「年金収入(遺族・障害・老齢年金等)」、「生活保護費」が多くなっています。

暮らしの状況は、「大変苦しい」は、一般世帯、公的援助世帯いずれも生活困難層では、非生活困難層よりも大幅に多く、一般世帯では28.2%、公的援助世帯では47.1%となっています。

生活水準（相対的はく奪）の状況について

人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかつたりする状況のことを、相対的はく奪と言います。今回はこの生活水準を測る（相対的はく奪状況を見る）ために、子どもに関する状況と、世帯全体に関する状況について伺いました。

子どもに関する状況としては、塾や習い事、多様な体験いずれも、経験できていない割合が生活困難層で高くなっています。特に「日帰りで遊びに行く」や「宿泊をとまなう旅行に行く（帰省以外）」はその差が大きくなっています。

また、個別の物品の所持や経験に関しては、絵本や子ども用の本、子どもが欲しがる服、お誕生日のお祝い、1年に1回くらいの家族旅行はいずれも「与えている」は非生活困難層の方が多く、ごく一部ではありますが「経済的に与えられない」が生活困難層では存在しています。

医療機関受診についても同様で、医者への通院、歯医者への通院いずれも、ごくわずかですが「経済的に与えられない」が公的援助世帯では存在しています。

教育については、特に大学までの教育では差が出ており、一般世帯、公的援助世帯いずれも、「受けさせたい（受けさせた）」は、生活困難層では少ないのに対し、「経済的に受けさせられない（受けさせられなかった）」は、生活困難層で多くなっています。また、経済的な理由により進学をあきらめさせた経験は、公的援助世帯の非生活困難層では1.4%、生活困難層では3.7%とごくわずかですがあり、「これまでにはないが、今後その可能性がある」は一般世帯、公的援助世帯いずれも生活困難層では5割を超えています。

世帯全体に関する状況としては、次のことが「よくあった」「ときどきあった」の割合はすべての項目で生活困難層が突出して多く、“家族が必要とする衣料が買えないこと”は約3割、“家族が必要とする食料が買えないこと”と、“電気料金の未払い”は約2割、“子どもが必要とする文具や教材が買えないこと”と“家賃やローンの滞納”は約1割となっています。

以上のことから、生活困難層においては、子どもに対する物品の所持や経験、通院、進学に関して物理的はく奪状態にある家庭があることが予測されるほか、世帯全体としても、必要な食料が買えなかつたり電気料金が払えないなど厳しい状況におかれている世帯が多いことが伺えます。

市の支援について

現在心おきなく相談できる相手は、一般世帯、公的援助世帯いずれも「配偶者・パートナー」と「自分の親」が上位回答となっています。しかし、ひとり親が多い生活困難層では、一般世帯、公的援助世帯ともに「いない」が多く、特に公的援助世帯の生活困難層では4人に1人が「いない」状況となっています。また、近所付き合いをあまりしていない人ほど、相談相手が

「いない」割合が高くなっています。

また、子育てに関する情報源は、一般世帯、公的援助世帯いずれも、すべての項目で非生活困難層の方が多くなっています。いずれも特に多いのは「友だち、知人」や「保育園、幼稚園、学校などからの便り」、「インターネット(パソコン・スマホ)」、「市の広報紙」となっています。

以上のことから、生活困難層では相談相手がいない人が多かったり、情報源も少なかったりすることから、社会的に孤立しがちな傾向がみられるため、相談支援や情報提供はもちろんのこと、孤立しないような支援が必要であることが考えられます。

学習・進学については、生活困難層では経済的な理由から諦めている人が多く、子どもについての悩みでも「子どもの教育費のことが心配である」が最も多くなっています。特に、今後必要な支援については、一般世帯、公的援助世帯いずれも「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が突出して多くなっています。

また、無料の学習支援制度については、「今後利用したいと思う」は、一般世帯に対し、公的援助世帯では5割程度と多いほか、子どもの所属で小学校から高等学校まででみると、いずれも生活困難層の方が多くなっています。

その他、生活困難層では非生活困難層に比べると低学歴の傾向があることから、生活困難の状況が連鎖しないために、学習・進学に関する支援が重要になっています。

お子さんにとって必要な支援は、一般世帯、公的援助世帯いずれも、「生活や就学のための経済的補助」と「進学や資格を取るための学習の支援」が多く、いずれも生活困難層の回答が多くなっています。その他、「低い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなところ)」と、「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」においても、生活困難層の回答が多くなっています。

また、必要な支援として、一般世帯の生活困難層では、「離婚のことや養育費のことなどについて相談できること」や「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」、「就職・転職のための支援が受けられること」が多くなっています。一方、公的援助世帯の生活困難層では、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」や「就職・転職のための支援が受けられること」が多くなっています。

IV 関係機関・団体ヒアリング概要・結果まとめ

実施概要

関係機関・団体ヒアリングは、すべての子どもが健やかに成長していけるよう必要な方策を検討し、子育てしやすい環境づくりと実効性の高い施策・支援が確実に届くよう整備計画を策定するため、子どもに普段から関わっている関係機関・団体にヒアリングを実施しました。

機関	福祉関係	社会福祉協議会
		生活サポートセンター☆ふじみ
		関沢児童館、諏訪児童館、ふじみ野児童館
	地域関係	水谷公民館
		針ヶ谷コミュニティセンター(調査票記入のみ)
団体	学習支援	富士見日本語サークル、こども日本語学習クラブ
		教育援護会
	生活支援	OASIS FUJIMI(オアシス ふじみ)
		八起会

1. 生活困難な家庭や子どもの様子

- 全体の1割にも満たないくらいで非常に少ないが、該当する子の問題は根深い。
- 経済的に困窮していても言わない人が多い。

<子どもの生活状況>

- おなかがすいて倒れそうな子もいる。
- おひるごはんを「いらぬから」といって食べない子や、1日1食、給食がたよりだから、夏休みに入ると本当に困っている子がいる。
- おかずはもやし、お菓子は買ってもらえない。
- 病院も行けない子、鉛筆を本当に小さくなるまで使っている子、家では誕生日プレゼントがもらえない子もいる。
- 何日も洗わずに同じ服を着ている子もいる。
- 子どもの生活状況は、母親の働く時間帯でかなり左右される。
- 父子家庭や母子家庭で、親との接触はあまりない。

<子どもの学習状況>

- 周りのみんなは塾に行っているが、自分の家庭では行かせられない。
- 子どもの学力が低い傾向にあるように感じる。

<保護者の経済状況>

- 交際相手に対して出費をしても、子どもには出費しないという人もいる。
- DVで父親がお金を渡してくれず、生活保護も受けられなくて困窮している。
- 就労が不安定で社会保険も入っていない、電気料金が異常に高いなど家計管理がうまくできていないような家庭があるようだ。
- 宗教上離婚ができず、事実上別居していても、手当がもらえないという人もいる。
- 子どもが高校を卒業する時点での、生活保護の受給について相談が多い。
- 高校等の学費の相談は比較的多く、高校等にせっかく受かってても入学金・学費等を払えるあてがないという人もいる。

<保護者の特性>

- 外国人女性のひとり親で困窮している人が多い。
- 精神疾患のような症状があっても、手帳をもっていないケースがある。
- 病気の人が多い（心臓、乳がん、歯、高血圧、ヘルニア）。そのため、生活がままならず、更に医療保険も入っていないケースもある。
- ひとり親やDVがある家庭など、親が親の役割を果たしていない。
- 親が3食規則正しく食べるというサイクルを持っていない家庭もある。

<若者>

- 就労先は決まっても最初の給料までの生活費を貸付してほしいというケースがある。
- 親・兄弟から資金的な援助はもらえないという人が多い。
- 奨学金を返せないという話もある。

<ご自身の貧困体験から>

- 児童館で勉強以外の大事なことを学ばせてもらった。また、今はなくなったが地元の駄菓子屋も毎日通っていて、おばちゃんが親のように接してくれた。このような地域の居場所は必要だと思う。
- 勉強をやったら認められるということに気づいて、社会的に認められたいというふうに思った。貧乏だったからこそ、それをエネルギーにして頑張った。
- 貧困は子どもにとってコンプレックス。「普通でいたい」という貧乏側の気持ちは、制度をつくる側の人間には分からないだろうと思う。
- 親が自分のために必死に働いてくれていたので、自分もできることをやろうと思った。スタート地点が低いところからなので、失敗してもその原体験の頃まで落ちることはなく、そのあと成功するまで続ければ失敗ではないと思っている。

2. 行っている支援

<p>富士見日本語サークル・こども日本語学習クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 夏休みになると親が子どもと一緒に来て、宿題を見てあげることもある。 ● 保育園からの手紙が読めないので書き込むなど、生活支援に近い対応も行っている。 ● 自分たちでできない範囲は、他の相談機関などへつなげている。 ● 中卒・高卒でも母国では就職先が変わらないから進学の実用性を感じない人もおり、そのあたりからまず理解してもらう「進学ガイダンス」を開催している。
<p>教育援護会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校を中退してしまったが、高卒資格を取得したいという子どもについて、通信制の高校と提携して受け入れている。
<p>オアシスふじみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の自立支援、DV支援。子どもに対しては学習支援の場を紹介している。
<p>八起会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分からものを言わないような習慣になっているから、交流をしていくしかない。仲良くなってようやく困っていることを言い始める。 ● 高校進学をあきらめていた子どもに対し、退職教員の会員が、家の中の普段の状況が勉強する状況になかったため、公民館・集会所で学習支援を行い、高校に合格した。
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな居場所づくりとして、ぱれっとで子ども食堂と勉強会の実施を計画している。一緒に調理、ご飯を食べて、勉強もできるようなイメージ。例えば、学習支援のボランティア募集など、ボランティアセンターで発信すると、手を挙げてくれる人が多い。
<p>生活サポートセンター☆ふじみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 3割位が子どもにも関わる相談で、母子世帯はかなり多く、父子家庭はほぼ無かった。 ● 福祉資金（上限5万円）の貸付は1年間で374件、返済されたのは9割程度 ● 無料の食材をストックしておいて、福祉資金返済のあてがない方には、まず食材提供で対応することもある。 ● フードバンクについては、社協としてホームページ、広報で、寄付を募っているほか、フードバンクさいたまからも月1回普段自分たちで集められないものをもらってきている。 ● 法テラスへつないでいるほか、月1回、埼玉弁護士会の方が、無料相談に来てくれる。弁護士は、ケース検討会議にも来てくれる。
<p>関沢児童館、諏訪児童館、ふじみ野児童館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 気になる子どもがいれば保育課や学校に連絡をして状況を聞くことはある。 ● 気になる子どもがいた時には、なるべく児童館の行事の実行委員にして、手伝ってくれた時などにお茶やお菓子を提供している。

水谷公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども食堂の実施を今年（平成 28 年）の秋頃を目指して検討している。開設したいという市民が相談に来てくれたので団体化し、現在詳細を検討中。リサーチする中では、貧困よりは孤食の方が問題として浮かび上がっている。寄付や食材提供がどれ程集まるか心配。将来的には子ども食堂がきっかけとなって、学習支援等の話につながるとよいと考えている。 ● 夏休みの宿題教室は大学生も来ているので、学習支援というところではそれを発展させるということはある。
-------	--

3. 団体の活動上の課題

富士見日本語サークル・こども日本語学習クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 教材・コピー程度の補助があれば非常に助かる。 ● 学校の制服が手に入らなくて困ることは、よくある。 ● 進路情報交換会については、もっと市としてサポートしてもらえたらよい。
八起会	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本人の恥の精神で、自分の財布の事はあまりしゃべらないため、支援を必要とする人の情報が得にくい。 ● 公民館では福祉団体と認められず無料で使えないため、活動場所の確保が難しい。

4. 他機関との連携の状況

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接学校との連携は今まではなかった。連携が少なかったことから評議員の中に学校教育課長に入ってもらったので、今後は連携が取れるようになると思う。
生活サポートセンター☆ふじみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校からは、特に心配な家庭について相談にくることはなく、また、学校に情報提供をするということもない。
関沢児童館、諏訪児童館、ふじみ野児童館	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童館で気づいた情報は学校へ伝えるようにしている。また、何かあれば、学校に電話して対応してもらっている。 ● 要保護児童対策地域協議会の地域版のような形で、情報交換を1学期に1回行っている地域もある。 ● 個別ケースについての検討をしている。 ● 学校側も、地域で子どもたちがどう過ごしているのかを気にかけている。
水谷公民館	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員に会うことがあれば、声をかけるなどを少しずつ始めている。

5. 必要な対策

<相談>

- 本当に支援が必要な子ども・保護者が、気軽に安心して相談したり悩みを打ち明けたりできるような体制が、行政にも地域にも必要。そのためには、地域の民生委員や地区社協の団体、学校教育・社会教育の現場で情報共有が図られる関係性づくりが必要だと思う。
- どれほど条件整備を行っても当事者が活用しなければ生かされない。地域の人間関係を大切にして孤立から脱していけるような、安心して地域で暮らせるような人間関係づくりが大事だと思う。
- ネグレクト、DV 防止、子育ての悩みやうつなどの対策が、ボランティアを使って人と人のつながりの中でできるとよい。また、個々のグループで終わらずに、それらがネットワークでつなげられるようになるとよい。

<情報提供>

- 母子家庭で、高校生の子どものバイトの届け出をしていないために生活保護がストップになってしまったという事例があり、行政の周知が足りなかった。
- 大学の入学金が払えず進学をあきらめかけた時に、偶然入学一時金貸付制度の存在を知ったが、当時非常に情報が少ないと感じた。

<食事の支援>

- 安い食券を提供して、それを利用できる場所と提携するというのも一つではないか。
- 長期休暇中は給食がなくなってしまうため、子どもが十分に食べられる環境を整備することが大事である。
- お母さん自身も子どもの頃からちゃんとしたごはんを食べてきていない人も多いため、パランスのよい食事を提供して、食育の観点も持たないといけない。

<学習支援>

- 塾でも習い事でも、教育にしか使えない形の金券があるとよい。
- 無料の貧困対策の塾については、子ども本人の劣等感につながるのではないかと危惧する。
- 退職教員の会員など、教える人材はいるので、場所が必要だと思う。
- 学ぶことの楽しさや、新たな居場所づくりとして色々な機関と連携することが必要である。

<経済的支援>

- すべての貧困をなくさないといけない。「家庭の状況に関わらず」ではなく、家庭の状況を変えなければいけない。
- 生活保護を受ける事の差別的な扱いが続いている。貧困家庭の多くが、生活保護を受けられるのに受けていない人もいる。

V 関係機関・団体アンケート概要・結果まとめ

実施概要

関係機関・団体アンケートは、すべての子どもが健やかに成長していけるよう必要な方策を検討し、子育てしやすい環境づくりと実効性の高い施策・支援が確実に届くよう整備計画を策定するため、子どもに普段から関わっている関係機関・団体にアンケートを実施しました。

機関	教育関係	市内小中学校
	福祉関係	市内保育所等
		放課後児童クラブ
団体		民生委員・児童委員

1. 生活困難な家庭や子どもの様子

- 服装や未納などから家庭の状況を推し量ることはできるが、実際に子どもや家庭が貧困状況におかれているかどうかを判断することは難しい。
- 家でご飯を食べていないなど子ども自身が話していても、大げさに話す癖がある子どもであったり、事実関係の確認が難しい。

<子どもの生活状況>

- 朝食を準備してもらえないなど、食べてこない。また、夕食も食べていないという話も聞く。中には、顔色が悪く、元気が無く、体重が減ったり、成長が見られない子どももいる。
- 食事は食べていても、コンビニ弁当、お菓子やパンなど、栄養の偏りがある。
- 育ち盛りだったこともあるだろうが、「お腹空いた」が口癖のようになっており、おやつの時間になるとすごい速さでおやつを食べていた。
- 衣服や体が臭ったり、しらみを持っていたりする。
- 洗濯がままならず、服に汚れがついていたり、毎日同じ服の子どももいる。
- 制服や体操着等が汚れていたり、古くなっていてもいつも同じものを着ている。

<子どもの学習状況>

- 帰宅したときに、家の人不在で、孤独感があり、宿題等もなかなか面倒をみてもらえず、勉強も遅れがちである。
- 夢や将来に対する展望も持ちづらい。
- 進路選択の際、経済的な理由から私立高校受験を断念せざるを得なく、県立受験一本になり、安全圏の高校を受験する等、進路選択が狭くなる。

- 塾や習い事に行く余裕がない。

<家庭の経済状況>

- 部活動を選択する際、入りたい部活よりも、なるべくお金のかからない部活を選択する場合がある。
- 集金を滞納する。
- 就学援助費等をもらっているが、給食費や教材費、旅行費の各種集金が滞納や未納のケースはある。督促しても応じない家庭もある。
- あまり外出、旅行、映画などにも行かない。

<保護者の特性・状況>

- シングルマザー（またはファザー）が以前に比べると多くなってきていると感じている。
- 精神的な面で課題を抱えている保護者が見られる。そのような家庭では、家庭内の生活リズムが整わず、子どもの食事や登校に影響が出ているほか、子どもの課題に適切に対応できない。地域の中で連携・協力する関係が築けない。
- 住んでいる家が雑然としている家庭もある。
- 学校とのコミュニケーションをとろうとしない。
- 母子家庭で、近くに親・親戚等もいないため、頼れる身寄りがおらず、仕事を複数かけもち働きすぎた結果、身体が限界になり、不調を訴えて休職し、生活保護で生活をしているようなケースもある。
- 仕事が安定せず、生活自体がままならない家庭もある。

<子どもと保護者の関係性>

- ひとり親家庭で、親が不安を抱えているとき、子どもの反抗期にあたり、手を出してしまったり、暴言を言ったりしてしまっている家庭があった。
- 10代で出産し、ひとり親で、祖母に育児を任せ、母親は家には帰らないという家庭があった。
- 母親の育児能力の欠如、ネグレクト虐待が貧困とつながっているように感じる。母親は、他人との接触を好まず、子どもは発達的に心配なケースがある。
- 父母が子育てに関わらず、祖父母が悩んでいるケースが多い。
- 母子（父子）家庭で親戚に頼ることも難しい世帯の中には貧困の一手前だったように思う家庭があった。お金を稼ぐためにハードワークをせざるをえず、その結果、子どもに関わる時間が減っている家庭もあった。
- ひとり親で、経済的に厳しいため複数の仕事をかけもちしており、帰宅が夜遅くになり、子どもが1人で家で過ごすことが多い家庭もある。

2. 行っている支援

<p>市内保育所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 親の話を聞き、寄り添う。日々の生活の中で不安のないよう信頼をもたせるように細部に注意を払う。 ● 食事の作り方や家庭での生活の様子聞き取りと方法を話し合う。 ● 保育所やクラスのお便りに、子どもの発達の中で見られる大人からすると困った行動も年齢の特徴であり、みんなで見守っているなどの内容を載せている。 ● 子ども自身が自分のことを言えるような言語教育を心がける。 ● 福祉課やケースワーカーに相談・報告し、家庭訪問をお願いする。また、必要に応じて兄弟の学校や福祉課などとの会議を行うこともある。 ● 家庭の状況によっては、沐浴をさせたり、午前中（昼食前）に軽食を与えたり、状況によっては特別な扱いをすることもある。
<p>市内小中学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 面談などにより、保護者の話をまず聞き、助言をする。 ● 必要に応じて、就学援助や生活保護の制度を紹介するほか、前年度申請があったにも関わらず今年度申請がない家庭へは、担任等と情報を共有して家庭に連絡したり、子どもの様子を見守るようにしたりしている。 ● 督促行為等は子どもに気づかれない配慮をする。 ● ネグレクトがある場合には、児童相談所にすぐ報告し、対応する。 ● 市役所担当課や児童相談所とケース会議をもったり情報交換を行ったりするなど連携・協力する。
<p>放課後児童クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもへは、特別扱いにならない範囲でおやつのおかわりがいくようにし、それとなく生活の状況を聞くようにしている。 ● 保護者の方が話を聞いて欲しいと思われるようなタイミングでしっかり耳を傾けるなど、保護者に寄り添うことを大切にしている。 ● 親子が健全な生活の立て直しができるよう、また保護者を追い詰めないように配慮しながら、子どもへの声かけや身近なフォローをしている。 ● 仮に貧困なのかなと疑いがある場合は社会福祉事業団事務局へ相談して、適切な支援を行っている。
<p>民生委員・児童委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 笑顔で挨拶する程度で、直接の支援は難しい。

3. 他機関との連携の状況

市内保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育課や福祉課など市の関連課へ連絡し、つないでいる。 ● 必要に応じて早めに行政や専門機関と連携し、抱え込まないよう心がけている。 ● 関係機関によっては、ネグレクト等の状況判断に温度差を感じる時がある。
市内小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生児童委員や主任児童委員との連携をしている。 ● 市の教育相談室や福祉課、障がい福祉課などの関連課と情報交換やケース会議等をしている。 ● 児童相談所との連携も密にしている。 ● 学校教育課（教育相談室）、障がい福祉課、児童相談所等と情報共有をしながら個々に対応してきたが、スクールソーシャルワーカー等の専門職員が学校に配置されていないため、行政・地域・関連機関・学校との連携を推進する体制づくりコーディネーターが必要だと感じる。 ● 貧困家庭への援助を福祉が独自に行っており、学校や教育相談室との連携が必要だと感じる。生徒に関わっている職員と学校の教員との直接的な意志疎通が重要である。 ● 関係機関へつなごうとしても、該当する家庭の保護者が学校や行政機関と関わりたがらないケースがあり対応が難しい。
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や事務局、保育課、福祉課などの関係課と連絡、報告、相談をしている。特に学校とは、何か確認したい場合はすぐに相談できる体制がとれていると思う。 ● 民生委員や児童相談所との連携もしている。 ● 学校支援者協議会にも参加しており、比較的情報の共有や連携は取りやすい。 ● 学校に連絡を入れても長期休暇中などは対応ができなかったりし、連携が取れなかったケースもある。 ● 連携はとれているが、貧困家庭と思われる方にとってはそれが監視のように感じられてしまい、余計に地域社会から孤立してしまいがちなのではないかと感じることもある。

4. 必要な対策

<相談>

- 子どもが通っている幼稚園・保育園・または学校等とその保護者との信頼関係が最も重要。日頃からコミュニケーションをとり、相談してもらえる関係を築き、子育てを孤独なものにしないことが大切だと思う。
- 子育ての負担や不安の解消を目指す相談窓口の設置
- ネットではなく顔を合わせて地域の中でつながる機会づくり
- 「つながる」ことが大切。何かおかしいな？と感じたら、声を出せるような関係になれると孤独に悩むことはなくなる。
- 支援を必要としている方は「どこに相談に行けばいいのかわからない」ということもあるため、総合的な窓口が必要だと思う。

<食事の支援>

- 人が生きていくには、食べることがとても大事。空腹が原因で事件になることも少なくないと思うため、食に対するサポートができる拠点の設置が必要である。
- 「子ども食堂」もよいと思うが、ボランティアでの取り組みが多いため、子ども食堂の運営に対する補助も必要である。

<学習支援>

- 貧困問題の根本は、学力の問題と捉えている。学校が果たせることは、児童生徒に将来生きていくための必要な学力（能力）を付け、幅広い職業選択（進路指導含む）や基本的な人間関係を築いていける力を育成すること。ただし、学校の力だけではどうにも及ばない、病気のために子育てができないなど、生活に困窮している保護者自身の支援ができる専門職を、学校にも専属配置してほしい。
- 経済的な理由で塾等に行けない子もいる。常勤の専任職員（スクールソーシャルワーカー等）や生徒指導支援員（教員免許有）を配置して、きめ細やかな対応をしていくことが必要
- 経済的には豊かでも「心の貧困」も感じている。心の教育の充実や文化活動の充実も合わせて考えていくことが必要である。
- 学習支援事業の充実。身近なところに、学習のサポートをしてくれる場所がほしい。
- 中学に入るとき、制服や部活の用具などお金のかかることも多いので、学校ごとにリサイクルして必要な方にまわせる仕組みがあるとよい。

＜保護者の就労支援＞

- 母親の就労先の確保（安定した給与の保障）
- 子どもの貧困は前の世代から引き継がれていることが多くあるため、まずは親がきちんと働ける環境が必要であり、そのためには保育園や放課後児童クラブなど子どもたちが安心して過ごせる場所が必要不可欠だと思う。
- 就職を支援する機関の推進
- 子どもの年齢や健康状態によって無理なく働ける働き方の構築

＜保護者への生活面での各種支援＞

- 食事づくり、洗濯、掃除などの家事、行政や金融機関などの手続き、子どもの学習支援など、できることとできないことを明確にして、生活全般について子どもが不便を感じないように支援を行うことが大切だと思う。
- 生活設計に関するアドバイス
- 就学援助等の手続きをサポートする人がいてくれるとよい。
- 金銭のバックアップだけではなく、子どもと過ごす時間を確保・保障する必要がある。

＜経済的支援＞

- 貧困家庭への経済的支援
- 子育て中に必要となる費用の援助、支給（医療費、保育料、教育費）
- 離婚後の養育費がもらえない家庭が多いことが問題なので、これに対する対策が必要である。

＜関係機関の連携＞

- 経済面は把握しづらいため、困っている家庭の情報を総合的に共有できるとよい。
- 貧困家庭の発見から、生活保護等のシステムの浸透（理解・周知）
- 実態把握が難しい。学校・福祉課・学校教育課・子育て支援課・保育課等で情報共有を行う。
- 子どもに接する立場の者が日頃から丁寧に観察をして見逃さないように、教育機関や福祉施設の職員体制を充実させる。
- 「貧困をなくす」ということは、すぐには解決が難しいと思うが、地域に住む貧困家庭に、周りがすぐ気づける環境（ネットワーク）があるとよい。

富士見市子どもがいる世帯の状況調査
報告書

平成 29 年 3 月

富士見市 子ども未来部 子育て支援課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

Tel 049-251-2711 (代)